

教育委員会月報



文部科学省

特集-I 義務標準法の一部改正等について

特集-II 1人1台端末環境下における先端技術・教育データの利活用について

特集-III 人権教育を取り巻く諸情勢について



-1 国立の教員養成大学・学部及び国私立の教職大学院の就職状況等について



-2 「令和元年度学校教員統計調査」の報告について

Series 地方発！我が教育委員会の取組

Series 学校、地域が活性化！地域とともにある学校づくり

Series 学校における働き方改革

お知らせ／教育長紹介／人事異動あいさつ



2021年6月30日発行 第73巻2号

2021 June



| | |
|---|----|
| 特集-I 義務標準法の一部改正等について —小学校35人学級の計画的な整備— …… | 1 |
| 特集-II 1人1台端末環境下における先端技術・教育データの利活用について …… | 9 |
| 特集-III 人権教育を取り巻く諸情勢について ~人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]策定以降の補足資料~ …… | 12 |
| 調査統計 -1 国立の教員養成大学・学部及び国私立の教職大学院の就職状況等について …… | 15 |
| 調査統計 -2 「令和元年度学校教員統計調査」の報告について …… | 18 |

Series 地方発! 我が教育委員会の取組

| | |
|--|----|
| 茨城県行方市教育委員会 11年間の切れ目のない教育の実現 ~幼小連携・小中一貫教育の推進~ …… | 21 |
| 奈良県宇陀市教育委員会 新しい時代に対応できる人材の育成 ~プログラミング教育の先行実施の取組を通して~ …… | 25 |
| 滋賀県草津市教育委員会 草津市小中学校体力向上プロジェクトのキセキ ~運動が好きな子どもの育成を目指して~ …… | 29 |
| 宮城県女川町教育委員会 あれから10年 ~施設一体型小中一貫教育学校開校までの歩み~ …… | 33 |
| 徳島県佐那河内村教育委員会 「特色」と「魅力」ある小中一貫教育校への歩み ~変革を支える5年間の方策~ …… | 37 |
| 熊本市教育委員会 校則・生徒指導のあり方の見直し …… | 43 |
| 堺市教育委員会 「企業による学びの応援プログラム」 ~企業等の社会貢献活動と連携した地域活動の活性化・学校教育活動の支援をめざして~ …… | 48 |
| 茨城県つくば市教育委員会 読み書き対応 Tsukuba モデルの取組について ~発達性ディスレクシアの早期発見早期対応システムと専門的教員の育成~ …… | 53 |

Series 学校、地域が活性化!地域とともにある学校づくり

| | |
|--|----|
| 岡山県早島町教育委員会 協働・協学・協育の町づくり …… | 57 |
|--|----|

Series 学校における働き方改革

| | |
|--|----|
| 鳥取県における「学校業務カイゼン」の推進について ~時間のゆとりは心のゆとり「自ら変革」~ …… | 59 |
|--|----|

お知らせ

| | |
|--|----|
| 1 21世紀末の日本の気候はどうなる? 「日本の気候変動 2020」 …… | 63 |
| 2 在外教育施設派遣教師の募集について …… | 66 |
| 3 自然災害時の文教施設における被害情報の収集及び災害復旧に係る業務の大臣官房文教施設企画・防災部への移管について …… | 67 |
| 4 コロナ禍における各県の教育委員会が実施した海外留学創出に繋がる先進的な取組み事例について …… | 69 |
| 5 新たな広報プロジェクト「専修学校 #知る専」スタート! ~専修学校の「いま」を知る あなたの「未来」がここにある~ …… | 75 |

| | |
|----------|----|
| 教育長紹介 …… | 79 |
|----------|----|

| | |
|-------------|----|
| 人事異動あいさつ …… | 83 |
|-------------|----|

義務標準法の一部改正等について

— 小学校 35 人学級の計画的な整備 —

はじめに

Society5.0 時代の到来や子供たちの多様化が一層進展するなどの状況下において、安全・安心な教育環境の下、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが求められている。

このことを踏まえ、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第14号。以下「令和3年改正法」という。）において、子供たち一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境の整備を目的として、公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の学級編制の標準を、約40年ぶりに一律に引き下げることにした。具体的には、令和3年度の第2学年から学年進行により、40人から35人に段階

的に引き下げる措置を講ずるものである。また本法律と併せ、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令（令和3年政令第133号。以下「経過措置政令」という。）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについての一部改正について（令和3年文部科学大臣裁定。以下「一部改正義務大臣定め」という。）がそれぞれ令和3年4月1日に施行された。

1 法改正等の経緯

今般の新型コロナウイルス感染症禍において、地方団体をはじめ学校現場から、①新型コロナウイルス感染症対策としての身体的距離の確保や、②分散登校時において一人一人に

（図1）誰一人取り残すことのないポストコロナ時代の新たな学びの実現



(図2) 新たな学びを実現するきめ細かな指導



きめ細かな指導ができたといった、少人数学級の必要性の声が強くなり寄せられた。あわせて、令和という新しい時代の教育の在り方として、緊急時においても子供たちの学びを保障する環境を充実させるとともに、「GIGA スクール構想」の加速化と、ICT 活用の効果を最大化する少人数によるきめ細かな指導体制の必要性が高まった。また、令和2年7月に地方三団体 (全国知事会、全国市長会、全国町村会) より「少人数編制を可能とする教員の確保」が国に緊急要望された。

このような状況を受けて、同年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」では、学校の臨時休業等の緊急時においても、安全・安心な教育環境を確保しつつ、全ての子供たちの学びを保障するため、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備やICTの活用など、新しい時代の学びの環境整備について、関係者間で丁寧に検討することが示された。

また、政府の教育再生実行会議では、同年7月以降「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」をテーマとして検討を進め、同会議の下に設置された初等中等教育ワーキング・グループにおいて、同年9月、ポストコロナ期を見据えた令和時代のスタンダードとしての「新しい学びの環境の姿」として、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備や関連する施設設備等の環境整備を進める方向で検討が行われることとなった。

このような状況を踏まえ、令和3年度予算の概算要求では「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備」について事項要求としたところであるが、並行して、与党や地方団体から多数の提言・要望が示され、少人数学級実現の機運が高まった。与党においては、令和2年9月に自由民主党教育再生実行本部や公明党教育改革推進本部から義務教育段階における30人学級の実現に向けた決議が出され、両党による同年12月の令和3年度予算編成大綱においても

「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」

(令和2年7月17日閣議決定) (抄)

第3章「新たな日常」の実現

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化 — 「新たな日常」を支える生産性向上

(1) 課題設定・解決力や創造力のある人材の育成

① 初等中等教育改革等

学校の臨時休業等の緊急時においても、安全・安心な教育環境を確保しつつ、全ての子供たちの学びを保障するため、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備やICTの活用など、新しい時代の学びの環境の整備について関係者間で丁寧に検討する。

(図3) 新しい時代の学びの環境の整備 (義務教育費国庫負担金)

新しい時代の学びの環境の整備 (義務教育費国庫負担金)

～学校における働き方改革と少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備～

令和3年度予算額 1兆5,164億円
(前年度予算額 1兆5,221億円)

令和2年度第2次補正予算額 40億円

学校における働き方改革を進めるとともに、少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、令和3年度においては3,141人の教職員定数を改善(振替2,000人を除く改善は+1,141人)。

GIGAスクール構想の下、一人一台端末の活用と少人数による指導体制を構築し、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現。

・教職員定数の改善 +68億円 (+3,141人) ・教職員定数の合理化減等 ▲35億円 (▲1,615人) ・教職員配置の見直し ▲43億円 (▲2,000人)
・人事院勧告による給与改定 ▲45億円 ・教職員の若返り等による給与減 ▲2億円 対前年度▲58億円

学校における働き方改革等 計 +2,397人

○教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上 +2,000人(加配定数)

◆小学校専科指導の充実
義務教育9年間を見通した指導体制への支援 +2,000人
教員の持ちコマ数の軽減や、教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導など、小学校の専科指導に積極的に取り組む学校を支援。

(※) 令和2年度予算編成過程において、指導方法工夫改善定数3.3万人について、小学校のチーム・ティーチング6,800人のうち算数での活用が見込まれる4割を除く残り4,000人については、学校の働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直すこととした。(令和2年度、3年度の2年間で段階的に2,000人ずつ実施)

○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +397人(基礎定数)

(H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)
◆発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +506人
◆外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 +90人
◆初任者研修体制の充実 +11人
※基礎定数化に伴う定数減等 ▲210人

少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備 +744人

○少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備(内容)

少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げることとし、学級編制の標準の引下げ及び、引下げに伴う副校長・教頭や生徒指導担当教員などの教職員配置の充実のための定数改善を図る。

(改善内容・改善数)

| 改善事項 | 改善総数 | 3年度改善数 |
|---------------------|--------|--------|
| 35人学級の実現(小学校全学年) | 12,449 | 519 |
| 少人数学級実現に伴う教職員配置の充実 | 1,125 | 225 |
| ・副校長・教頭の配置充実 | (480) | (96) |
| ・生徒指導・進路指導担当教員の配置充実 | (165) | (33) |
| ・事務職員の配置充実 | (480) | (96) |
| 計 | 13,574 | 744 |

(年次計画)

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | 計 |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 改善数 | 744 | 3,290 | 3,283 | 3,171 | 3,086 | 13,574 |

「少人数学級を可能とする教職員定数の計画的な改善」との記載がなされた。同年12月の国と地方の協議の場においても少人数学級の実現が地方六団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会)から強く要望された。さらに、多くの地方議会からも少人数学級に関する意見書、要望書が示されたところである。

このような状況下において、政府の予算編成過程における文部科学大臣と財務大臣との折衝により、少人数によるきめ細かな指導体制を計画的に整備し、安全・安心な教育環境とICT等の活用による新たな学びを実現するため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)を改正し、小学校について、学級編制の標準を5年かけて35人に引き下げることとし、必要となる教職員定数の計画的な改善を図ることとされたものである。

さらに、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(令和3年1月26日 中央教育審議会答申)においても、義

務教育9年間を見通しつつ、「1人1台端末」の効果的な利用等による児童生徒一人一人の特性等に応じたきめ細かな指導の充実や、「新しい生活様式」を踏まえた身体的距離の確保に向けて、教室等の実態に応じて少人数編成を可能にするなど、少人数によるきめ細かな指導体制等の検討を進め、計画的な整備を図るべきであるとされた。

2 法改正等の概要

(1) 学級編制の標準の引下げ

令和3年改正法による改正前の公立義務教育諸学校の学級編制の標準については、小学校の同学年の児童で編制する学級について、第1学年のみ35人、第2学年から第6学年までは40人と定められていた。令和3年改正法は、この小学校の学級編制の標準を、約40年ぶりに一律に40人から35人に引き下げることとした。

(図4) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の概要

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校*の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】

【個別最適な学びと協働的な学び】

※義務教育学校の前期課程を含む。

2. 概要

(1)学級編制の標準の引下げ
小学校の学級編制の標準を40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2)少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)
令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

| 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|----|----|----|----|----|----|
| 学年 | 小2 | 小3 | 小4 | 小5 | 小6 |

ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるような措置する。

(3)その他(検討規定)
この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日
令和3年4月1日

(2) 少人数学級の計画的な整備

仮に小学校第2学年から第6学年までの学級編制の標準の引下げを全国的に一挙に行おうとした場合、急激な学級数の増加に伴い、教室や教職員の確保が令和3年度当初に間に合わない地方公共団体が相当数存在することが想定されるため、地方公共団体が見通しをもって少人数学級の整備に取り組むことができるようにする必要がある。

また、小学校低学年は学習習慣の確立や集団生活における規律等の学校教育の基盤となる資質・能力を養うべき重要な時期であり、小学校高学年と比較して、より丁寧かつきめ細かな指導が求められることが考えられる。

これらのことから、小学校第2学年から学年進行で段階的に学級編制の標準を35人に引き下げることとしている。具体的には、令和3年改正法附則において、令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とするとしており、令和3年度の措置として以

下のとおり規定したところである。

①政令で定める学年

経過措置政令において、令和4年3月31日までの間における令和3年改正法による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「新標準法」という。)第3条第2項の政令で定める学年は、第3学年から第6学年までとしている。

②文部科学大臣が定める特別の事情

一部改正義務大臣定め附則において、新標準法第3条第2項の文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校で学級編制の標準が40人となるのは、令和3年4月1日現在に在学する児童の数を基礎として算定した当該学校の学級の数、当該学校が同日現在において保有する普通教室の数を超え、かつ、当該超過分に充てるための適切な施設を確保することが困難である小学校の第2学年としている。

(3) 検討規定

今回の学級編制の標準の引下げの検討に当たっては、少人数学級の効果や質の高い教員の確保について議論がなさ

れたことから、学級編制の標準の引下げと併せて、更なる教育環境の充実を図るための方策について検討を行うこととした。令和3年改正法附則第3条においては、学校の教育水準の維持向上のためには、学級規模及び教職員の配置の適正化を図ることに加え、多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行うとともに、教員以外の教育活動を支援する人材（外部人材）を活用することが重要であることに鑑み、令和3年改正法の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが学力の育成その他の学校教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うとともに、教員免許制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方について検討を行い、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずることとしている。

3 法改正等の留意事項等

今回の法改正に伴い、留意すべき点及び関連事項について、施行通知（令和3年3月31日付け2文科初第2116号文部科学事務次官通知）において以下のとおり示している。

【留意事項】

(1) 教職員の人材確保・適正配置等

① 令和3年改正法により公立の小学校の学級編制の標準が計画的に引き下げられ、応分の教職員が基礎定数として措置されることに伴い、教職員の安定的・計画的な採用・配置が行いやすくなることを踏まえ、正規教員の採用・人事配置をより一層計画的に行うとともに、教員として多様な人材の活用等を図ることにより質の高い指導体制を確保すること。

ア 教員の計画的な採用・人事配置

中長期的視野から退職者数や児童生徒数の推移等を把握・分析した上で、教員の年齢構成にも配慮しつつ、より一層計画的な正規教員の採用・人事配置を行うよう努めること。その際、学校種別の採用区分の弾力化、学校種間や他の都道府県等との人事交流の促進などにも配慮すること。また、教育公務員特例法（昭和24年法律

第1号）第22条の5第1項に規定する協議会（注1）の活用等を通じて、中長期的な採用見込み者数の見通し等の情報提供に努めるなど、国公立の教職課程を置く大学をはじめとした教育関係機関等と連携協力を図ること。

イ 社会人等の多様な人材の教員としての活用

多様な知識又は経験を有する質の高い人材を教員として採用できるよう、引き続き特別免許状及び特別非常勤講師制度の積極的な活用を図るとともに、受験年齢制限の緩和等も検討すること。

② 都道府県又は政令指定都市において国の学級編制の標準を下回る基準を定めることなどにより、既に小学校第3学年から第6学年までにおいて35人以下学級を独自に実施している場合においては、今回の改正によりその財源が順次国費で措置されることを踏まえ、一層の教職員配置の改善等に努めることが期待されること。

(2) 施設・設備の整備

① 一部改正義務大臣定め附則第2項の特別の事情は、今回の学級編制の標準の引下げに伴う経過措置として規定するものであり、その趣旨に鑑みれば、学級数の増加に伴う教室不足が見込まれる場合には、経過措置の期間中に令和7年度（計画完成年度）を見通した計画的な施設整備等を進めることが基本であること。

このため、特別の事情の適否については、学校設置者において、以下の点に留意しつつ、所要の施設の確保に努めた上でもなおやむを得ない教室不足が生ずるなどの事情により判断されるべきものであること。

なお、以下イ及びウにある適切な代替施設の確保が可能である場合を含め、小学校第2学年において35人以下学級を実施することが可能な場合には、特別の事情が適用されないものとして扱うものであること。

ア 施設の確保に当たっては、一部改正義務大臣定め附則第2項のとおり、公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成18年文部科学大臣裁定）第1の38に定める特別教室の数の基準を超える数の特別教室は、普通教室として使用することが前提となるが、それに加えて、最大限、余裕教室や会議室等の普通教室への転用も前提に検討を行うこと。な

（注1） 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者が、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うために組織することとされている協議会。

お、普通教室以外の室を普通教室に転用した場合、一部改正義務大臣定めにおける普通教室の数に含むこととなること。

イ アによっても必要教室数を確保することができず、校舎の増築等を行う場合には、その整備が終わるまでの間、適切な代替施設の確保を検討すべきであり、その確保が可能であれば、年度の当初から小学校第2学年において35人以下学級を実施するよう検討されるべきこと。この場合における適切な代替施設とは、教育環境を普通教室と同程度とすることができるかという観点や、代替施設において教育が行われる期間の長さ、その他各地域や学校の事情を総合的に勘案して学校設置者において判断すべきものであること。

ウ 学校と同一建物若しくは敷地内又は近隣に公民館等の施設があり、こうした施設を使用することに教育上支障がないと認められる場合においては、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）第12条（注2）の趣旨に鑑み、校舎の増築等の整備に代えて、あるいは整備が終わるまでの間の適切な代替施設としてこうした施設を利用することも考えられること。

②個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「令和の日本型学校教育」を構築するため、少人数学級の推進と併せて、GIGAスクール構想による1人1台情報端末をはじめとした教室環境の整備が図られていることから、1人1台情報端末の常時活用に適した新JIS規格の教室用機の計画的な整備とともに、適切な身体的距離を保ちつつ多様な学習形態に柔軟に対応できる教室環境の整備を図ることが重要であること。なお、新JIS規格の教室用機を整備していくために必要な経費については、令和3年度から地方交付税措置が講じられること。

(3) その他

市区町村教育委員会が行う学級編制については、今回の学級編制の標準の引下げについても、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方

教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等について（通知）」（平成23年4月22日付け23文科初第202号文部科学副大臣通知）第四の2（1）①と同様の運用を行うことができること（注3）。

【関連事項】

- (1) 今回の学級編制の標準の引下げは、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、ICTを活用した、子供たち一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とすることを目的とするものであることから、学習履歴（スタディ・ログ）をはじめとした様々な教育データの活用を図りつつ、個々の状況に応じたきめ細かな指導や学習評価の充実、学習の改善を一層図ること。
- (2) 教職員の安定的・計画的な採用・配置に関連して、障害により特別な指導を必要とする児童又は生徒については、近年の傾向から引き続き増加が見込まれるが、特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について、関係法令、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）等の関係通知及び障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の参考となる教育支援資料（平成25年10月文部科学省作成。令和3年度早期に改訂予定。）等を参考に、客観的かつ円滑に適切な判断を行うこと。

なお、当初の判断を最終・永続的なものにせず、当該児童又は生徒の教育的ニーズを踏まえて作成される個別の教育支援計画や個別の指導計画を定期的に評価・改善し、総合的な観点から必要に応じて学びの場を変更できるようにすること。また、その際には、各学校及び市区町村教育委員会において、判断の参考となる教育支援資料等を踏まえ、適切な事務処理を行うこととし、必要に応じて都道府県教育委員会等と連携すること。

- (3) 今回の学級編制の標準の引下げは、学習指導・生徒指導において一人一人に寄り添ったきめ細かな指導を可能にす

(注2) 小学校設置基準（抄）

第12条 小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

(注3) 当該通知では、小学校第1学年の学級編制標準を35人に引き下げる改正義務標準法の施行（平成23年4月）に当たり、小学校第1学年の児童数が36人～40人の学校において、その学校の児童の状態に応じた教育的配慮から学級を分割しないで、ティーム・ティーチングなど他の指導体制の充実により弾力的に対応することが例外的に許容される旨を示している。

るとともに、教員の負担を軽減し、学校における働き方改革にも資するものであると考えられるところ、これに加え、勤務時間管理や労働安全衛生管理の徹底、業務の適正化や役割分担の明確化、外部人材の活用など、学校における働き方改革に向けた総合的な取組を引き続き進めていくこと。その際、特に以下の点に意を用いられたいこと。

- ① 学習指導員やスクール・サポート・スタッフ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育を支援する外部専門家等の専門スタッフその他の外部人材について、それぞれの役割分担を明確にした上で学校教育活動への参画を一層進め、教員の負担軽減を図ること。
- ② 新型コロナウイルス感染症対応のための清掃活動等については、必要に応じて外部人材の活用や業務委託を行うことにより、教員の負担軽減を図ること。

おり、その第1回を5月17日に開催したところである。

文部科学省では、この協議の場での議論も踏まえつつ、今回の学級編制の標準の引下げを計画的に実施する中で、多面的な観点から教育活動に与える影響や、外部人材の活用の効果について実証的な研究を行うとともに、質の高い教師を確保するために、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行っていくこととしており、これらの検証等を行った上で、その結果を踏まえ、今後の学校の望ましい指導体制の在り方について検討を進めていくこととしている。

4 今後に向けて

今回の法改正に係る国会審議においては、主に以下のよう論点が議論された。

- ・法改正（小学校35人学級実現）の背景・意義
- ・更なる少人数学級の必要性
- ・加配を含む必要な教職員定数の確保
- ・少人数学級等の効果検証
- ・質の高い教師の確保、正規教員の確保
- ・教員の処遇改善、働き方改革の推進 など

これらの議論を踏まえ、法案の採決に当たっては、令和3年3月17日に衆議院文部科学委員会において、同年3月30日に参議院文教科学委員会において、それぞれ附帯決議が付され、図5の事項について特段の配慮をすることとされている。

また、小学校35人学級が完成するまでの5年間で計画的な教職員定数の改善を着実に進めるとともに、今後の学校の指導體制の更なる充実を図っていくためにも、国と地方がその課題を共有し、連携して課題の解消に向けた改善策を検討していくことが重要であるため、国（文部科学省、総務省）と地方三団体とで構成する「今後の教職員定数の在り方等に関する国と地方の協議の場」を開催することとして

(図5) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

| 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 | |
|---|--|
| | ＜令和3年3月17日衆・文部科学委員会＞ |
| 一 | 全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、全ての子どもたちの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、政府は、少人数学級の効果検証結果等を踏まえ、中学校三十五人学級の検討を含め学校の望ましい指導体制の構築に努めること。また、高等学校の学級編制の標準の在り方についても検討すること。 |
| 二 | 小学校六年生までの段階的な三十五人学級編制は、必要な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。特に、地方公共団体がそれぞれ行っている三十五人を下回る少人数学級やチーム・ティーチング等の少人数指導、いじめ・不登校等に係る指導、専科配置などの加配定数は、教育環境の改善に必要な不可欠なものであることを踏まえ、必要な教職員定数を引き続き確保すること。 |
| 三 | 三十五人学級を担う教員の人材確保のため、文部科学省が進める教員免許更新制や研修の包括的な検証において、教員免許更新制の大幅な縮小や廃止を含め、教員の資質能力の確保、負担の軽減、必要な教員の確保の観点から検証・検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。 |
| 四 | 意欲と情熱をもって教育に取り組む優れた教員を確保するため、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の趣旨を踏まえた処遇の充実を図るとともに、義務教育費国庫負担金及び地方交付税の財源確保を確実に行うこと。また、学校における働き方改革を推進するとともに、教育職員の勤務実態調査を行い、これを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること。 |
| 五 | 学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響に関する実証的な研究については、学力の育成のみならず、指導方法・学習環境の改善や不登校児童生徒、発達障害児童生徒など特別なニーズを持つ子供への対応などを含め総合的に行うこと。 |
| 六 | 学校における働き方改革に資するため、小学校高学年の教科担任制は、教員の定数増を含め検討し、小学校教員の持ち授業時数の軽減を図ること。また、中学校教員が小学校で指導する場合には、十分な負担軽減策を講ずること。 |
| 七 | 質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。 |
| 八 | 本法により計画的な教員定数の改善が図られることによって、地方公共団体においては必要な教員を採用・配置しやすくなる。国は、非正規教員が増加することのないよう、地方公共団体に対し、正規教員を計画的・安定的に採用・配置するよう促すこと。 |

| 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 | |
|---|--|
| | ＜令和3年3月30日参・文教科学委員会＞ |
| 一 | 全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、全ての子どもたちの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、政府は、少人数学級の効果検証結果等を踏まえ、中学校三十五人学級などさらなる改善を含め検討し、学校の望ましい指導体制の構築に努めること。また、高等学校の学級編制の標準の在り方についても検討すること。 |
| 二 | 小学校六年生までの段階的な三十五人学級編制は、必要な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。特に、地方公共団体がそれぞれ行っている三十五人を下回る少人数学級やチーム・ティーチング等の少人数指導、いじめ・不登校等に係る指導、専科配置などの加配定数は、教育環境の改善に必要な不可欠なものであることを踏まえ、必要な教職員定数を引き続き確保すること。 |
| 三 | 三十五人学級を担う教員の確保のため、文部科学省が進める教員免許更新制や研修の包括的な検証において、教員免許更新制の大幅な縮小や廃止を含め、教員の資質能力の確保、負担の軽減、必要な教員の確保の観点から検証・検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。 |
| 四 | 意欲と情熱をもって教育に取り組む優れた教員を確保するため、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の確保に関する特別措置法の趣旨を踏まえた処遇の充実を図るとともに、義務教育費国庫負担金及び地方交付税の財源確保を確実に行うこと。また、学校における働き方改革を推進するとともに、教育職員の勤務実態調査を行い、これを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること。 |
| 五 | 学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響に関する実証的な研究については、学力の育成のみならず、指導方法・学習環境の改善や不登校児童生徒、発達障害児童生徒など特別なニーズを持つ子供への対応などを含め総合的に行うこと。 |
| 六 | 学校における働き方改革に資するため、小学校高学年の教科担任制は、教員の定数増を含め検討し、小学校教員の持ち授業時数の軽減を図ること。また、中学校教員が小学校で指導する場合には、十分な負担軽減策を講ずること。 |
| 七 | 質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。 |
| 八 | 本法により計画的な教員定数の改善が図られることによって、地方公共団体においては必要な教員を採用・配置しやすくなる。国は、非正規教員が増加することのないよう、地方公共団体に対し、正規教員を計画的・安定的に採用・配置するよう促すこと。 |

1人1台端末環境下における 先端技術・教育データの利活用について

総合教育政策局調査企画課教育 DX 推進室
初等中等教育局初等中等教育企画課学びの先端技術活用推進室

1 GIGA スクール構想の 実現に向けて

Society 5.0 時代を生きる全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、文部科学省では「新学習指導要領の着実な実施」、「学校における働き方改革」とともに、1人1台端末環境と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する「GIGA スクール構想」の実現に向けた取組を進めています。

関係の皆様のご尽力により、令和3年4月からはほとんどの義務教育段階の学校において1人1台端末が整うことになり、4月から本格的に充実した ICT 環境を活用した学びがスタートしています。

今後は、整備された ICT 環境を最大限活用していくことが重要であり、文部科学省では日々子供たちと向き合う教師の皆様をはじめ、教育委員会など学校設置者に対する支援を充実するため、令和2年12月末に「GIGA StuDX 推進チーム」を立ち上げ、令和3年4月からは現場の教師8名もチームに迎えています。各地域において ICT を活用した教育を中核的に担っている先生方とつながりながら、特設サイト「StuDX Style」における1人1台端末の活用方法に関する優良事例や課題への対応事例等に関する情報発信等に努めていますので、是非注目していただきたいと思います。

(StuDX Style について)

<https://oetc.jp/ict/studxstyle/>



2 先端技術や教育データの 効果的な活用

1人1台端末を活かしたデジタルならではの学びを進めるためには、学校 ICT 環境を基盤として、先端技術や教育デー

タを効果的に活用していくことが重要です。先端技術・教育データを活用する意義として、①学びにおける時間・距離などの制約を取り払う、②個別に最適で効果的な学びや支援、③校務の効率化、④学びの知見の共有や生成などが挙げられます。

先端技術や教育データの活用は、まずできるところから始めていくことが重要であり、文部科学省では、これまでの実証事業等の成果を踏まえ、学校現場において先端技術を効果的に活用するためのガイドブックの作成などを実施しています。以下で各実証地域の様子を御覧いただけます。

(先端技術の効果的な活用に関する実証)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416148.htm

3 学びの保障オンライン学習システム (MEXCBT:メクビット)について

文部科学省では、緊急時における「学びの保障」の観点から、学校・家庭においてオンライン上で学習やアセスメントが可能な CBT システムである「学びの保障オンライン学習システム (MEXCBT:メクビット)」のプロトタイプを開発しました。令和2年度には、全国学力・学習状況調査や高等学校卒業程度認定試験の過年度の問題など、国が作成した問題をデジタル化して掲載し、約300校の小・中・高等学校において実証を行いました。

今年度、システムの機能の改善・拡充や地方自治体等が作成した学力調査問題等のデジタル化を行い、希望する全国の学校で活用できるようにする予定です。なお、将来的には、地方自治体が希望する場合、本システムを地方自治体独自の学力調査等に活用できるようにすることについて検討中であり、関心のある地方自治体はお気軽にお問合せください。

(MEXCBT:メクビットについて)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_00001.html



(第1版)として公表しました。

学習指導要領コードを効果的に活用することで、デジタル教科書・デジタル教材をはじめとする様々なデジタルコンテンツの連携が可能になります。

同年12月は全国の学校にそれぞれ唯一の「学校コード」を設定して公表する等の取組を進めており、教育データの標準化に向けた取組を加速してまいります。

(教育データの標準化について)

https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00001.htm

4 教育データの標準化の取組

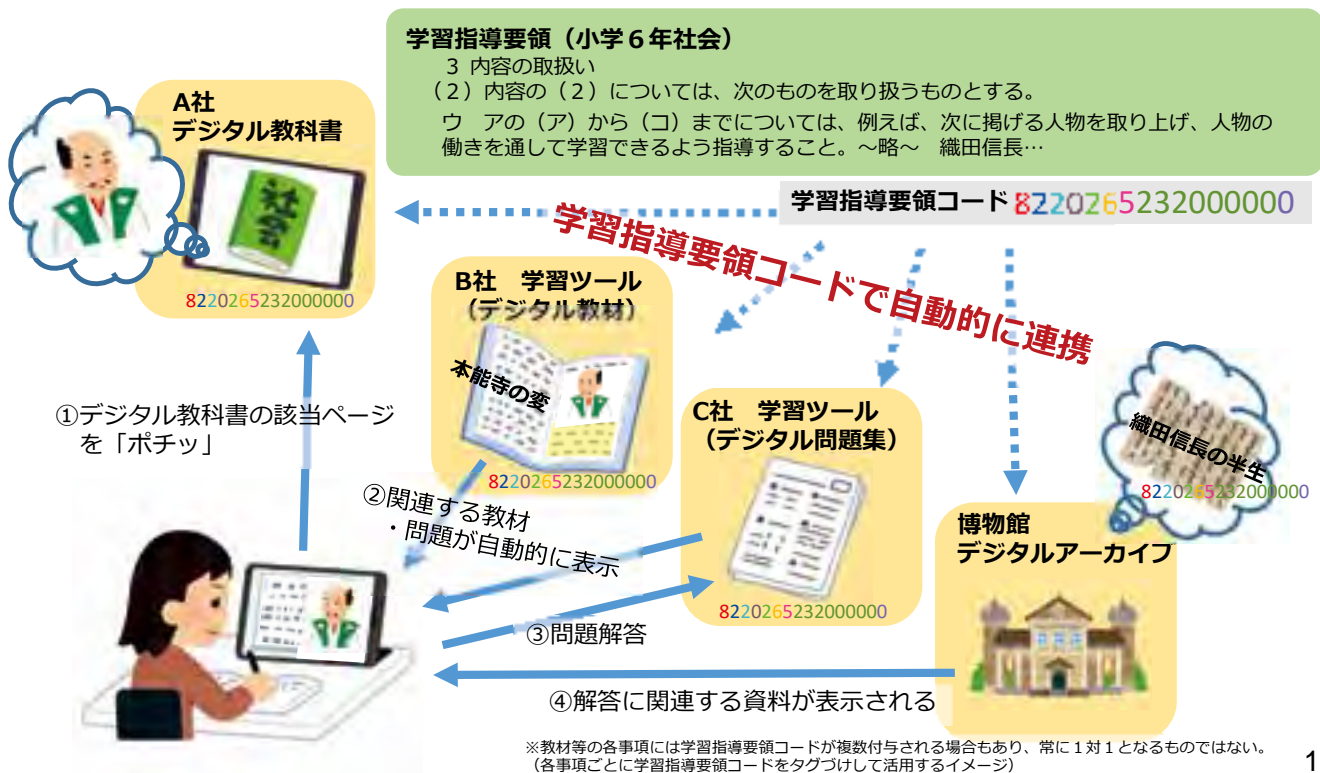
教育データを様々な教育コンテンツ間で相互に交換・蓄積・分析するためには、データの内容や形式を揃える「標準化」が必要となります。文部科学省では令和2年10月に、教育データを①主体情報、②内容情報、③活動情報に分類する枠組みを提示するとともに、学習データの起点として、学習指導要領にコード付与を行い、文部科学省「教育データ標準」

5 教育データ利活用に係る論点整理

教育データの議論は、非常に広範な検討対象があり、全容の見通しが難しい状況ですが、文部科学省では「教育データの利活用に関する有識者会議」を開催し、初等中等教育における公教育データを中心として、現状と課題、将来的な方向性に関して一定の整理を行う論点整理（中間まとめ）

学習指導要領コード 活用イメージ：教科書・教材等の連携

▶ 学習指導要領をキーにして、各民間事業者のデジタル教科書・教材ツール・学習ツールや、博物館のデジタルアーカイブを関連付けることができる。



を公表しています。

本論点整理（中間まとめ）では、①教育データの定義、②教育データの利活用の原則、③教育データの利活用の目的、④教育データの利活用の視点、⑤学校現場における利活用、⑥ビッグデータの利活用、⑦生涯を通じた利活用、⑧教育データの標準化について記載していますので、詳細は以下 URL からご覧ください。

（教育データの利活用に係る論点整理）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/158/mext_00001.html

6 教育データ利活用に係る取組の加速

教育データの利活用は、これからの教育において重要な柱です。教育データの利活用を文部科学省として強力に推進するため、4月に総合教育政策局に「教育 DX 推進室」を設置し、10月には国立教育政策研究所に「教育データサイエンスセンター」を創設する予定であり、今後更に取組を加速してまいります。

教育データの利活用に係る論点整理（中間まとめ）概要

令和3（2021）年3月
教育データの利活用に関する有識者会議

1. 教育データの定義

- ✓ 初等中等教育段階の学校教育における児童生徒（学習者）のデータが基本。
- ✓ ①児童生徒（学習面：スタディ・ログ、生活・健康面：ライフ・ログ）、②教師の指導・支援等（アシスト・ログ）③学校・学校設置者（運営・行政データ）。
- ✓ 定量的データ（テストの点数等）だけでなく、定性的データ（成果物、主体的に学習に取り組む態度、教師の見取り等）も対象。

2. 教育データの利活用の原則

- (1) 教育・学習は、技術に優先すること
- (2) 最新・汎用的な技術を活用すること
- (3) 簡便かつ効果的な仕組みを目指すこと
- (4) 安全・安心を確保すること
- (5) スモールスタート・逐次改善していくこと

3. 教育データの利活用の目的（将来像の具体的イメージ）



人権教育を取り巻く諸情勢について

～人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]策定以降の補足資料～

初等中等教育局児童生徒課

1 はじめに

部落差別やヘイトスピーチ、インターネット上の誹謗中傷、北朝鮮当局による拉致問題、アイヌの人々やハンセン病患者・元患者・その御家族、新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者等への偏見・差別など、社会には様々な人権問題が生じています。

こうした偏見・差別などの人権問題を解消し、すべての人々の人権が尊重される社会を実現するためには、人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育が必要不可欠です。

この度、学校において人権教育を実践する際の参考資料を作成・公表しましたので、その概要を説明します。

2 学校における人権教育とその手引き (第三次とりまとめ)

学校における人権教育は、憲法や教育基本法の精神にのっとり、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、児童生徒の発達段階や地域の実情を踏まえ、学校教育活動全体を通じて行うものとされています。人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を図り、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識や意欲、態度を養い、そのための実践行動が出来るようになることを目指す教育活動です。

学校での人権教育に際しては、平成20年3月に策定された人権教育の手引きである「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」（人権教育の指導方法等に関する調査研究会議。以下「第三次とりまとめ」という）を活用いただきながら、各学校において様々な実践が行われています。

3 第三次とりまとめ 補足資料の作成・公表

第三次とりまとめは全国の学校・教育委員会において幅広

く活用されていますが、策定されてから10年以上が経過しており、その間、学習指導要領の改訂や学校における働き方改革などが行われ、また、個別的人権課題に関する立法措置が相次いで講じられるなど、学校や人権を取り巻く社会情勢が大きく変化しています。

このため、第三次とりまとめ策定後の社会情勢の変化を踏まえ、第三次とりまとめを補足する参考資料として、「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]策定以降の補足資料～」（学校教育における人権教育調査研究協力者会議。以下「第三次とりまとめ補足資料」という）を令和3年3月に作成し、教育委員会などを通じて学校現場に周知するとともに、文部科学省ホームページにも掲載しました（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report.htm）。

教育委員会での人権教育の推進方策を検討される際や、学校で人権教育を実践される際、教科指導や生徒指導、学級経営や学校づくりに関する教職員研修の際など、様々な場でご活用ください。

4 第三次とりまとめ 補足資料の構成

第三次とりまとめ補足資料は、以下のような構成となっています。

はじめに

I. 学校における人権教育の推進

1. 人権教育の重要性
2. 人権教育の総合的な推進
 - (1) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成
 - ① 社会に開かれた教育課程の実現
 - ② カリキュラム・マネジメントの推進
 - ③ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
 - (2) 人権尊重の理念に立った生徒指導

(3) 人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくり

II. 人権教育をめぐる社会情勢

1. 国際社会の主な動向

2. 国内の個別的な人権課題の主な動向

(1) 子供の人権

- ①いじめ
- ②不登校
- ③児童虐待等

(2) 子供以外の個別的な人権課題

- ①北朝鮮当局による拉致問題等の個別的な人権課題への追加
- ②「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定
- ③「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定
- ④「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の制定
- ⑤「再犯の防止等の推進に関する法律」の制定
- ⑥「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定
- ⑦インターネット上の誹謗中傷への対応
- ⑧「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の制定
- ⑨ハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決の受入れ
- ⑩新型コロナウイルス感染症による偏見・差別への対応

また、以下の資料も収録しています。

- ・新学習指導要領における人権教育の主な関係記述の例
- ・人権教育研究推進事業等における個別的な人権課題の実践事例
- ・「国際社会の主な動向」関係資料
- ・「国内の個別的な人権課題の主な動向」関係資料（法律等、関係通知）

次に、本文の概略を説明します。

5

第三次とりまとめ補足資料の概略① （「I. 学校における人権教育の推進」）

「I. 学校における人権教育の推進」では、新学習指導要領や GIGA スクール構想、生徒指導提要、学校の働き方

改革や組織的な取組などについて、第三次とりまとめとの関係性を記載しています。

「1. 人権教育の重要性」では、人権教育の意義や概念、国民の意識や社会情勢の変化に伴い、人権教育の重要性がさらに高まっていることを記載しています。

「2. 人権教育の総合的な推進」では、人権教育と教育課程や生徒指導、学級経営や学校づくりについて、学校制度の改革を中心に、第三次とりまとめとの関係性を記載しています。

「(1) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成」では、新学習指導要領の内容を踏まえ、教育課程の中で、人権教育を適切に位置付け、普段の授業の中でも人権を意識し、人権教育を進めていくことが必要であることや、①社会に開かれた教育課程の実現、②カリキュラム・マネジメントの推進、③主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について、第三次とりまとめとの関係性を記載しています。また、GIGA スクール構想で整備される ICT 機器の利点を活かした学習により、第三次とりまとめで示している「協力的な学習」、「参加的な学習」、「体験的な学習」といった学習方法を更に深めることが可能となることを記載しています。

「(2) 人権尊重の理念に立った生徒指導」では、人権教育でも生徒指導の果たすべき役割が大きいことや、生徒指導提要における第三次とりまとめとの共通点を具体的に示しながら、人権教育と生徒指導には密接な関係があることや、相乗効果を図っていくことが必要であることを記載しています。

「(3) 人権教育の視点に立った学級経営や学校づくり」では、人権教育の推進を図る上で、教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場でなければならない（正規の教育課程と並ぶ「隠れたカリキュラム」）ことや、人権教育を行う上で理想的な学校・学級をつくるためには、その担い手となる教職員が長時間勤務の中で疲弊している状況では難しく、人権教育を推進する上でも働き方改革を進める必要があり、ミドルリーダーの活用などにより、組織的な取組の更なる推進が見込まれることを記載しています。

6

第三次とりまとめ補足資料の概略② （「II. 人権をめぐる社会情勢」）

「II. 人権をめぐる社会情勢」では、国際社会や国内の個別的な人権課題について、第三次とりまとめ策定後の主な動向を記載しています。

「1. 国際社会の主な動向」では、「人権教育のための世界計画」や「人権教育及び研修に関する国連宣言」、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（この中にSDGsが含まれています。）について記載しています。

「2. 国内の個別的な人権課題の主な動向」では、個別の立法措置などを中心に記載しています。

「(1) 子供の人権」では、いじめや不登校、児童虐待等について「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定されたこと、「児童福祉法」や「児童虐待の防止等に関する法律」などが改正され、対策の強化や子供の有する権利が明確化されたことなどを記載しています。

「(2) 子供以外の個別的な人権課題」では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「再犯の防止等の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」など、人権に関する様々な法律が制定されたことや、北朝鮮当局による拉致問題等、インターネット上の誹謗中傷、ハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決の受入れ、新型コロナウイルス感染症による偏見・差別への対応について記載しています。

在したことを重く受け止め、国民は何人に対しても不当な差別的取扱い等を行ってはならないことを明確にし、悪質な差別的取扱い等を行った者には法的責任が問われ得ること等も含めて周知（を徹底）するとともに、不当な差別的取扱い等を受けた者に対する相談支援体制の整備など、万全の措置を講ずること」という附帯決議もなされています。新型コロナウイルス感染症を含め、様々な人権課題から生ずるいわれなき偏見・差別を解消するためには、人権教育の果たすべき役割や期待される役割は大きいところです。学校・教育委員会においては、第三次とりまとめや今回紹介した補足資料などを活用し、人権教育をこれまで以上一層、充実させていきたいと思います。

人権教育を取り巻く諸情勢について（令和3年3月）
～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～

本資料のコンセプト・活用方法

本資料は、学校における人権教育の手引きである「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月）策定後の**学校制度の改革や、国内外の人権教育をめぐる社会情勢の変化について、第三次とりまとめとの関係性を補足するものとして作成したものです。教育委員会や学校現場の人権教育担当者向けの資料**となっていますので、**教育委員会や学校現場で人権教育の内容を検討される際、第三次とりまとめと併せてご活用ください。**

本資料の構成・内容

はじめに
I. 学校における人権教育の推進
1. 人権教育の重要性
2. 人権教育の総合的な推進
(1) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成
人権教育と新学習指導要領（社会に開かれた教育課程の実現、カリキュラム・マネジメントの推進、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善）やGIGAスクール構想について、第三次とりまとめとの関係性を記載。
(2) 人権尊重の理念に立った生徒指導
人権教育と生徒指導要領などについて、第三次とりまとめとの関係性を記載。
(3) 人権尊重の視点に立った学校経営や学校づくり
人権教育と学校の働き方改革や組織的な取組について、第三次とりまとめとの関係性を記載。
II. 人権教育をめぐる社会情勢
1. 国際社会の主な動向
第三次とりまとめ策定後の主な動向（人権教育のための世界計画、人権教育及び研修に関する国連宣言、SDGs）を記載。
2. 国内の個別的な人権課題の主な動向
(1) 子供の人権
第三次とりまとめ策定後の主な動向（いじめ、不登校、児童虐待等に関する立法措置等）を記載。
(2) 子供以外の個別的な人権課題
第三次とりまとめ策定後の主な動向（北朝鮮当局による拉致問題、障害者虐待、障害を理由とする差別、ヘイトスピーチ、再犯防止、部落差別、インターネット上の誹謗中傷、アイヌの人々、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症に関する立法措置等）を記載。
参考資料 学習指導要領における主な関係記述の例、人権教育の実践事例、法律等の抜粋や関係文書、通知等を収録。

（参考）補足資料の記載と第三次とりまとめの内容との対応関係

| 補足資料 | 第三次とりまとめ |
|---------------------------|---|
| はじめに | 指導等の在り方編第1章1. (1) |
| I. 学校における人権教育の推進 | — |
| 1. 人権教育の重要性 | 指導等の在り方編第1章 |
| 2. 人権教育の総合的な推進 | 指導等の在り方編第2章、実践編 |
| (1) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成 | 指導等の在り方編第1章1.、第2章第1節1. |
| ①社会に開かれた教育課程の実現 | 指導等の在り方編第1章2. (1)、第2章第1節3. |
| ②カリキュラム・マネジメントの推進 | 指導等の在り方編第2章第1節1.、2. |
| ③主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 | 指導等の在り方編第1章1. 【参考】、第2章第2節3. |
| (2) 人権尊重の理念に立った生徒指導 | 指導等の在り方編第2章第1節1. (3) |
| (3) 人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくり | 指導等の在り方編第1章2. (2) 【参考】、第2章第1節1. (4)、第1節2. |
| II. 人権教育をめぐる社会情勢 | |
| 1. 国際社会の主な動向 | |
| 2. 国内の個別的な人権課題の主な動向 | |
| (1) 子供の人権 | 実践編～個別的な人権課題に対する取組～ |
| ①～③ | |
| (2) 子供以外の個別的な人権課題 | |
| ①～⑩ | |

7 おわりに

現在もなお、新型コロナウイルス感染症の影響が続いていますが、これに起因する偏見・差別を防止するため、令和3年2月に改正された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」には、偏見・差別の防止についての規定が設けられました。国会審議においては、「国及び地方公共団体は、かつてハンセン病や後天性免疫不全症候群等の患者等に対するいわれなき差別や偏見が存

国立の教員養成大学・学部及び 国私立の教職大学院の就職状況等について

総合教育政策局教育人材政策課

1. 概要

本調査は、小・中・高等学校等の教員養成を目的とする国立の教員養成大学・学部（44大学）の教員養成課程を卒業した者及び国私立の教職大学院（54大学）を修了した者（現職教員の学生を除く）について、令和2年3月に卒業及び修了した者の就職状況を取りまとめたものである（令和2年9月末現在）。

2. 国立の教員養成大学・学部の令和2年3月卒業者の就職状況等について （資料1・2、参考1・2）

○調査結果概要

全体の教員就職率（卒業者数から大学院等への進学者と保育士への就職者を除いた数を母数とした場合）は、

（資料1）国立の教員養成大学・学部（教員養成課程）の令和2年3月卒業者の就職状況

| 区分 | 就職者 | | | | | | 大学院等への進学者 | 未就職者 | 卒業者 (計) | 教員就職率 (卒業者から大学院等への進学者を除いた数) % | 教員就職率 (すべての卒業者数を母数とした場合) % |
|------------|-------|-------|----------|---------------|-------|-------|-----------|--------|------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| | 教員就職者 | | 保育士への就職者 | 教員・保育士以外への就職者 | 正採用 | 臨時採用 | | | | | |
| | 正規採用 | 臨時採用 | | | | | | | | | |
| 令和2年3月卒業者 | 6,533 | 4,816 | 1,717 | 199 | 3,135 | 1,000 | 483 | 11,350 | 64.4 | 57.6 | |
| 平成31年3月卒業者 | 6,476 | 4,514 | 1,962 | 180 | 2,840 | 1,058 | 535 | 11,089 | 65.7 | 58.4 | |
| 増減 | +57 | +302 | △245 | +19 | +295 | △58 | △52 | +261 | △1.3 | △0.8 | |

- (注) 1. 各年の9月末までの状況を取りまとめたものである。
2. 「教員就職者」とは、国公私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小・中・義務教育・高等・中等教育・特別支援学校の教員（養護教諭及び栄養教諭を含む）として就職した者の数である。
3. 「臨時的就職者」とは、臨時に病休、産休、育児休業などの代替教員等として任用された者の数である。
4. 「保育士」とは、保育所及び認定こども園（幼保連携型を除く）への就職者の数である。

○教員就職率が高い大学 （卒業者から進学者及び保育士を除く）

| 大学名 | 教員就職率 |
|--------|-------|
| 1 鳴門教育 | 87.9 |
| 2 大分 | 82.8 |
| 3 福岡教育 | 81.5 |
| 4 上越教育 | 80.0 |
| 5 兵庫教育 | 78.9 |

（資料2）令和2年3月卒業者の大学別就職状況[教員養成課程]

| 大学名 | 卒業者数(A) | 就職者数(B) | 就職率(B/A) | 就職者数(C) | 就職率(C/A) | 就職率(C/B) | 就職者数(D) | 就職率(D/A) | 就職率(D/B) | 就職率(D/C) | 就職率(D/A) | 就職率(D/B) | 就職率(D/C) |
|-------|---------|---------|----------|---------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 北海道教育 | 686 | 708 | 284 | 322 | 112 | 100 | 396 | 424 | 67.7% | 69.9% | 0.3% | 0.2% | 8.3% |
| 弘前 | 162 | 165 | 57 | 59 | 33 | 30 | 90 | 89 | 68.0% | 63.9% | 0.6% | 2.4% | 4.3% |
| 青森 | 164 | 162 | 77 | 54 | 18 | 18 | 95 | 72 | 67.0% | 44.9% | 0.6% | 0.0% | 6.1% |
| 岩手 | 360 | 357 | 148 | 151 | 70 | 63 | 218 | 214 | 60.6% | 60.9% | 3.3% | 1.4% | 8.8% |
| 秋田 | 127 | 114 | 53 | 36 | 23 | 39 | 76 | 75 | 60.0% | 65.0% | 8.7% | 9.8% | 7.8% |
| 山形 | 262 | 263 | 113 | 131 | 40 | 47 | 153 | 170 | 60.0% | 67.7% | 0.6% | 0.0% | 12.7% |
| 宮城 | 165 | 149 | 75 | 65 | 16 | 30 | 91 | 95 | 62.5% | 65.0% | 4.2% | 2.0% | 9.1% |
| 群馬 | 226 | 223 | 126 | 123 | 26 | 23 | 152 | 146 | 67.0% | 65.0% | 0.0% | 0.0% | 5.8% |
| 埼玉 | 433 | 439 | 170 | 165 | 35 | 46 | 205 | 211 | 67.0% | 48.1% | 0.7% | 0.1% | 10.7% |
| 千葉 | 386 | 423 | 122 | 171 | 80 | 66 | 182 | 237 | 46.0% | 64.0% | 3.0% | 2.1% | 6.8% |
| 茨城 | 848 | 841 | 289 | 328 | 112 | 124 | 401 | 452 | 47.0% | 63.7% | 0.7% | 0.5% | 14.4% |
| 東京 | 237 | 222 | 86 | 89 | 16 | 13 | 102 | 102 | 42.0% | 45.0% | 0.0% | 0.0% | 11.8% |
| 神奈川 | 219 | 213 | 106 | 92 | 24 | 21 | 130 | 113 | 60.0% | 53.0% | 0.0% | 0.0% | 7.8% |
| 新潟 | 163 | 163 | 77 | 88 | 31 | 19 | 108 | 107 | 60.0% | 65.0% | 4.3% | 4.9% | 12.9% |
| 富山 | 104 | 102 | 51 | 45 | 13 | 11 | 64 | 56 | 61.0% | 54.0% | 0.0% | 0.0% | 4.8% |
| 石川 | 100 | 101 | 41 | 33 | 17 | 18 | 58 | 51 | 60.0% | 50.0% | 2.0% | 0.0% | 8.0% |
| 福井 | 124 | 138 | 53 | 47 | 10 | 16 | 63 | 63 | 60.0% | 46.7% | 4.0% | 5.1% | 11.3% |
| 山梨 | 249 | 219 | 99 | 81 | 47 | 56 | 146 | 137 | 60.0% | 62.0% | 0.0% | 0.0% | 9.8% |
| 長野 | 246 | 250 | 102 | 101 | 29 | 25 | 131 | 126 | 62.0% | 50.0% | 0.0% | 0.0% | 16.3% |
| 静岡 | 302 | 288 | 133 | 115 | 32 | 40 | 165 | 155 | 64.0% | 53.0% | 0.3% | 0.2% | 8.3% |
| 愛知 | 696 | 659 | 310 | 257 | 131 | 140 | 441 | 397 | 62.0% | 60.2% | 2.2% | 2.1% | 4.3% |
| 三重 | 204 | 191 | 89 | 71 | 20 | 45 | 109 | 116 | 63.0% | 60.7% | 3.9% | 6.8% | 8.3% |
| 岐阜 | 245 | 245 | 122 | 120 | 31 | 39 | 153 | 159 | 62.0% | 64.1% | 3.3% | 0.8% | 5.7% |
| 京都 | 326 | 306 | 107 | 98 | 59 | 81 | 166 | 179 | 60.0% | 60.0% | 3.4% | 2.0% | 12.0% |
| 大阪 | 563 | 564 | 229 | 216 | 113 | 129 | 342 | 345 | 60.7% | 61.2% | 0.0% | 1.1% | 6.0% |
| 和歌山 | 163 | 167 | 80 | 64 | 32 | 52 | 112 | 116 | 60.7% | 60.0% | 6.1% | 3.0% | 6.7% |
| 奈良 | 254 | 247 | 97 | 77 | 62 | 64 | 159 | 147 | 62.0% | 61.1% | 1.8% | 1.2% | 7.1% |
| 徳島 | 162 | 141 | 59 | 52 | 33 | 37 | 92 | 88 | 60.0% | 61.7% | 0.0% | 0.0% | 8.0% |
| 高松 | 166 | 168 | 53 | 46 | 37 | 38 | 90 | 104 | 64.2% | 61.0% | 0.0% | 1.2% | 12.0% |
| 香川 | 281 | 278 | 109 | 100 | 36 | 47 | 145 | 147 | 61.0% | 62.9% | 2.8% | 2.9% | 10.1% |
| 愛媛 | 160 | 163 | 72 | 69 | 9 | 9 | 81 | 108 | 60.0% | 60.0% | 0.0% | 0.0% | 20.8% |
| 山口 | 186 | 182 | 92 | 90 | 15 | 11 | 107 | 101 | 63.0% | 65.0% | 0.0% | 0.0% | 10.8% |
| 広島 | 111 | 117 | 58 | 55 | 22 | 20 | 80 | 85 | 72.1% | 72.0% | 0.0% | 2.8% | 17.1% |
| 岡山 | 164 | 160 | 82 | 76 | 24 | 22 | 106 | 98 | 64.0% | 61.9% | 1.8% | 3.8% | 1.2% |
| 福岡 | 168 | 126 | 84 | 58 | 17 | 13 | 101 | 71 | 60.1% | 68.9% | 3.6% | 1.6% | 10.7% |
| 佐賀 | 126 | 137 | 55 | 57 | 23 | 41 | 78 | 98 | 61.0% | 71.0% | 9.5% | 3.8% | 5.8% |
| 熊本 | 597 | 515 | 235 | 224 | 113 | 131 | 448 | 355 | 76.0% | 68.0% | 1.3% | 0.8% | 6.5% |
| 鹿児島 | 120 | 96 | 58 | 43 | 19 | 14 | 77 | 57 | 64.2% | 59.0% | 2.5% | 0.0% | 5.8% |
| 沖縄 | 228 | 225 | 112 | 112 | 31 | 28 | 143 | 150 | 62.7% | 63.0% | 6.6% | 8.5% | 4.4% |
| 計 | 248 | 242 | 91 | 94 | 35 | 39 | 126 | 133 | 60.0% | 64.7% | 0.6% | 0.0% | 8.1% |
| 大 | 139 | 132 | 63 | 58 | 13 | 13 | 106 | 71 | 76.0% | 68.0% | 0.0% | 5.4% | 7.9% |
| 学 | 120 | 145 | 57 | 55 | 10 | 32 | 67 | 87 | 60.0% | 60.0% | 0.8% | 0.0% | 17.5% |
| 部 | 242 | 235 | 78 | 68 | 43 | 47 | 121 | 115 | 60.0% | 48.0% | 0.8% | 0.0% | 7.4% |
| 院 | 98 | 94 | 32 | 25 | 23 | 23 | 57 | 51 | 62.0% | 64.0% | 0.0% | 0.0% | 4.1% |
| 計 | 11,350 | 10,888 | 4,816 | 4,314 | 1,317 | 1,362 | 6,533 | 6,476 | 67.0% | 68.0% | 1.8% | 1.4% | 8.8% |

- (注) 1. 令和2年3月卒業者（令和2年3月31日現在の数）のうち、（ ）内は、平成31年3月卒業者（令和2年3月30日現在の数）である。
2. 「教員就職率」とは、国公私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小・中・義務教育・高等・中等教育・特別支援学校の教員（養護教諭及び栄養教諭を含む）として就職した者の数である。
3. 「臨時的就職者」とは、臨時に病休、産休、育児休業などの代替教員等として任用された者の数である。
4. 「保育士」とは、保育所及び認定こども園（幼保連携型を除く）への就職者の数である。
5. 「就職者数」とは、就職者数から進学者及び保育士を除いた数である。
6. 「就職率」とは、就職者数を卒業者数で割った数である。
7. 「就職率」とは、就職者数を卒業者数で割った数である。
8. 「就職率」とは、就職者数を卒業者数で割った数である。
9. 「就職率」とは、就職者数を卒業者数で割った数である。
10. 「就職率」とは、就職者数を卒業者数で割った数である。

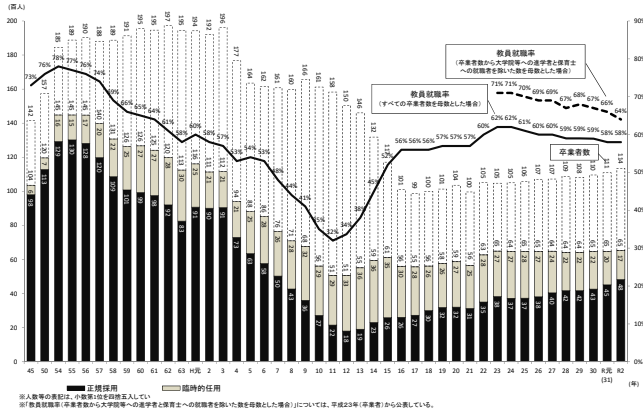
64.4%で、前年度の65.7%から微減となっている。
・卒業者数は、11,350人で、前年度に比較して261人増加
・教員就職者数は、6,533人で、前年度に比較して57人増加
・大学院等への進学者数と保育士への就職者数の合計は、1,199人で、前年度に比較して39人減少

○調査結果に係る分析

中期的なトレンドでは、卒業者数が微増傾向にある中、教員就職者数は微増、教員就職率は微減している。また、教員就職者を採用区分別にみると、正規採用者数及び就職率は増加している一方で、臨時的就職者数は減少傾向にある。これらの要因として、公立学校教員の正規採用者数の増加

が続いている一方で、民間企業等の採用状況等が好転していることなどが考えられる。

(参考1) 国立の教員養成大学・学部(教員養成課程) 卒業者の教員就職状況



(参考2) 国立の教員養成大学・学部(教員養成課程) 卒業者数等の推移

| 卒業年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|--|----------|----------|----------|----------|----------|
| 卒業者数 | 10,479人 | 10,503人 | 10,585人 | 10,709人 | 10,723人 |
| 教員就職者数 | 6,494人 | 6,466人 | 6,485人 | 6,465人 | 6,486人 |
| (正規採用者数) | (3,820人) | (3,726人) | (3,729人) | (3,813人) | (4,045人) |
| 教員・保育士以外の就職者数 | 1,752人 | 1,761人 | 1,811人 | 1,986人 | 2,194人 |
| 教員就職率(すべての卒業者数を母数とした場合) | 62.0% | 61.6% | 61.3% | 60.4% | 60.5% |
| 卒業者数から大学院等への進学者と保育士への就職者を除いた数 | 9,192人 | 9,128人 | 9,249人 | 9,366人 | 9,442人 |
| 教員就職率(卒業者数から大学院等への進学者と保育士への就職者を除いた数を母数とした場合) | 70.6% | 70.8% | 70.1% | 69.0% | 68.7% |

| 卒業年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年(平成31年) | 令和2年 |
|--|----------|----------|----------|-------------|----------|
| 卒業者数 | 10,888人 | 10,816人 | 10,960人 | 11,089人 | 11,350人 |
| 教員就職者数 | 6,413人 | 6,414人 | 6,457人 | 6,476人 | 6,533人 |
| (正規採用者数) | (4,167人) | (4,168人) | (4,265人) | (4,514人) | (4,816人) |
| 教員・保育士以外の就職者数 | 2,341人 | 2,438人 | 2,688人 | 2,840人 | 3,135人 |
| 教員就職率(すべての卒業者数を母数とした場合) | 58.9% | 59.3% | 58.9% | 58.4% | 57.6% |
| 卒業者数から大学院等への進学者と保育士への就職者を除いた数 | 9,512人 | 9,498人 | 9,640人 | 9,851人 | 10,151人 |
| 教員就職率(卒業者数から大学院等への進学者と保育士への就職者を除いた数を母数とした場合) | 67.4% | 67.5% | 67.0% | 65.7% | 64.4% |

注) 教員就職者数は、正規採用者数と臨時的任用者数を合わせた数である。

3. 国私立の教職大学院の令和2年3月修了者の就職状況等について (資料3・4, 参考3)

○調査結果概要

全体の教員就職率は、95.5%で、前年度の91.3%から4.2ポイント増加し、過去最高値となっている。

- ・ 現職教員学生を除く修了者数は、693人で、前年度と比較して39人増加
- ・ 現職教員学生を除く修了者数のうち、教員就職者数は662人で、前年度と比較して65人増加

○調査結果に係る分析

中期的なトレンドでは、修了者数の増加に応じて、教員就職者数も増加している。

教員就職率は9割を超える高い水準を維持しており、令和2年3月修了者の教員就職率は過去最も高い割合となった。この要因としては、公立学校教員の正規採用者数の増加が続いていることや、修了者の教職志望が一貫して高い状況にあることなどが考えられる。

(資料3) 国私立の教職大学院の令和2年3月修了者の就職状況

| 区分 | 就職者 | | | | 大学院等への進学者 | 未就職者 | 現職教員学生を除く修了者(計) | 教員就職率 |
|------------|-------|--------|-----------|--------|-----------|------|-----------------|-------|
| | 教員就職者 | | 教員以外への就職者 | | | | | |
| | 正規採用者 | 臨時的任用者 | 正規採用者 | 臨時的任用者 | | | | |
| 令和2年3月修了者 | 662 | 503 | 159 | 16 | 2 | 13 | 693 | 95.5 |
| 平成31年3月修了者 | 597 | 457 | 140 | 41 | 5 | 11 | 654 | 91.3 |
| 増減 | +65 | +46 | +19 | △25 | △3 | +2 | +39 | +4.2 |

- (注)
1. 平成31年3月修了者については、教職大学院54校のうち、設置後2年(完成年度)を経過している教職大学院53校について取りまとめたものである。
 2. 各年の9月末時点の状況を取りまとめたものである。
 3. 「教員就職者」とは、国公私立の幼稚園、幼児連携型認定こども園、小・中・義務教育・高等・中等教育・特別支援の各学校の教員(義理教諭及び栄養教諭を含む)として就職した者の数である。
 4. 「臨時的任用」とは、臨時的に病休、産休、育児休業などの代替教員等として任用された者の数である。

(資料 4) 令和2年3月修了者の教職大学院別就職状況
(現職教員学生を除く)

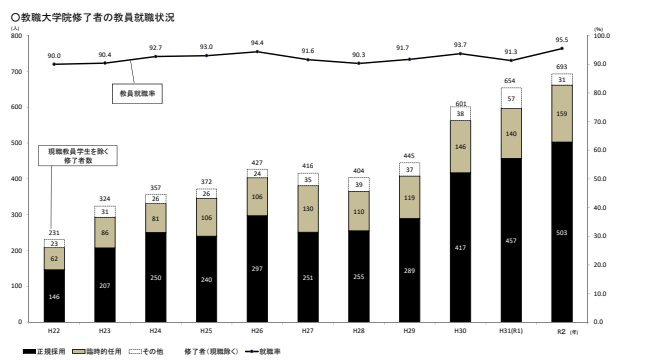
| 大学名 | 修了者数 (A) | 現職教員学生を除く修了者数 (B) | 教職大学院修了者数 (C) (A)-(B) | 正規採用 (D) | 臨時採用 (E) | 令和2年度以前に教職大学院修了者数 (F) (D)+(E) | 合計 (G) (D)+(E) | 令和2年度教員就職率 (H) (D)/(G) | 令和2年度教員就職率 (I) (E)/(G) | 教員以外への就職者数 | 進学者数 | その他未就職者数 |
|-------|---------------|-------------------|-----------------------|-----------|-----------|-------------------------------|----------------|------------------------|------------------------|------------|-------|----------|
| 北海道教育 | 39 (35) | 19 (17) | 20 (18) | 18 (17) | 1 (1) | 13 (0) | 19 (18) | 95.0% | 100.0% | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) |
| 弘前 | 13 (18) | 8 (7) | 5 (11) | 5 (5) | 0 (4) | 0 (0) | 5 (9) | 100.0% | 81.8% | 0 (2) | 0 (0) | 0 (0) |
| 宇都宮 | 18 (18) | 8 (8) | 10 (10) | 8 (10) | 2 (0) | 8 (9) | 10 (10) | 100.0% | 100.0% | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 宮城教育 | 32 (35) | 14 (14) | 18 (21) | 12 (11) | 3 (9) | 10 (5) | 15 (20) | 83.3% | 95.2% | 3 (1) | 0 (0) | 0 (0) |
| 秋田 | 27 (20) | 16 (11) | 11 (9) | 7 (6) | 4 (3) | 5 (1) | 11 (9) | 100.0% | 100.0% | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 山形 | 20 (19) | 10 (10) | 10 (9) | 9 (8) | 1 (0) | 0 (0) | 10 (8) | 100.0% | 88.9% | 0 (0) | 0 (0) | 1 (1) |
| 福島 | 15 (16) | 8 (8) | 7 (8) | 7 (4) | 0 (4) | 0 (6) | 7 (8) | 100.0% | 100.0% | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 茨城 | 15 (16) | 10 (9) | 5 (7) | 5 (7) | 0 (0) | 5 (6) | 5 (7) | 100.0% | 100.0% | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 千代田 | 16 (16) | 10 (10) | 6 (6) | 6 (6) | 0 (0) | 6 (6) | 6 (6) | 100.0% | 100.0% | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 新潟 | 15 (13) | 12 (12) | 3 (1) | 2 (1) | 1 (0) | 3 (0) | 3 (1) | 100.0% | 100.0% | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 埼玉 | 23 (22) | 10 (11) | 13 (11) | 10 (10) | 2 (1) | 8 (0) | 12 (11) | 82.9% | 100.0% | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) |
| 千葉 | 14 (22) | 8 (17) | 6 (5) | 3 (4) | 2 (1) | 2 (0) | 5 (5) | 83.3% | 100.0% | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 東京学芸 | 58 (50) | 29 (22) | 29 (28) | 27 (24) | 2 (2) | 0 (29) | 29 (26) | 100.0% | 82.9% | 0 (2) | 0 (0) | 0 (0) |
| 東京国立 | 15 (15) | 12 (12) | 3 (3) | 3 (3) | 0 (0) | 3 (1) | 3 (3) | 100.0% | 100.0% | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 上野 | 19 (14) | 11 (11) | 8 (3) | 8 (3) | 0 (0) | 0 (8) | 8 (3) | 100.0% | 100.0% | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 上野教育 | 73 (57) | 21 (26) | 52 (31) | 43 (18) | 8 (10) | 15 (6) | 51 (28) | 88.1% | 90.3% | 1 (3) | 0 (0) | 0 (0) |
| 山梨 | 13 (14) | 10 (9) | 3 (5) | 3 (5) | 0 (0) | 2 (1) | 3 (5) | 100.0% | 100.0% | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 金沢 | 16 (15) | 10 (10) | 6 (5) | 6 (3) | 0 (1) | 6 (3) | 6 (4) | 100.0% | 80.0% | 0 (0) | 0 (0) | 1 (1) |
| 福井 | 38 (37) | 27 (25) | 11 (12) | 7 (6) | 3 (5) | 2 (0) | 10 (11) | 90.9% | 81.7% | 1 (1) | 0 (0) | 0 (0) |
| 福山 | 16 (11) | 10 (8) | 6 (3) | 4 (2) | 2 (1) | 2 (2) | 6 (3) | 100.0% | 100.0% | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 徳島 | 20 (21) | 14 (16) | 6 (5) | 5 (4) | 1 (1) | 1 (1) | 6 (5) | 100.0% | 100.0% | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 岐阜 | 24 (23) | 21 (17) | 3 (6) | 1 (6) | 2 (0) | 0 (5) | 3 (6) | 100.0% | 100.0% | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 静岡 | 24 (23) | 17 (15) | 7 (8) | 3 (7) | 4 (0) | 0 (0) | 7 (7) | 100.0% | 87.5% | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) |
| 愛知教育 | 51 (50) | 16 (15) | 35 (35) | 27 (28) | 7 (5) | 13 (11) | 34 (33) | 97.1% | 94.3% | 1 (1) | 0 (1) | 1 (0) |
| 三重 | 16 (15) | 8 (10) | 8 (5) | 8 (5) | 0 (0) | 0 (0) | 8 (5) | 100.0% | 100.0% | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 滋賀 | 20 (22) | 12 (12) | 8 (10) | 8 (6) | 0 (2) | 0 (0) | 8 (6) | 100.0% | 80.0% | 0 (1) | 0 (1) | 0 (0) |
| 京都教育 | 56 (59) | 15 (10) | 41 (49) | 21 (27) | 19 (16) | 1 (7) | 40 (43) | 97.9% | 87.8% | 0 (3) | 0 (2) | 1 (1) |
| 大阪教育 | 38 (33) | 15 (14) | 23 (19) | 12 (11) | 11 (7) | 0 (4) | 23 (18) | 100.0% | 94.7% | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) |
| 兵庫教育 | 74 (65) | 35 (34) | 39 (31) | 22 (16) | 12 (7) | 10 (6) | 34 (23) | 87.2% | 74.2% | 4 (8) | 0 (0) | 1 (0) |
| 奈良教育 | 19 (22) | 9 (8) | 10 (14) | 5 (7) | 5 (6) | 0 (0) | 10 (13) | 100.0% | 82.9% | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) |
| 和歌山 | 17 (14) | 9 (8) | 8 (6) | 5 (4) | 3 (1) | 1 (1) | 8 (5) | 100.0% | 83.3% | 0 (0) | 0 (0) | 1 (1) |
| 鳥取 | 12 (14) | 9 (8) | 3 (6) | 2 (5) | 1 (1) | 1 (1) | 3 (6) | 100.0% | 100.0% | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 岡山 | 42 (17) | 10 (7) | 32 (10) | 21 (6) | 8 (4) | 10 (4) | 29 (10) | 90.9% | 100.0% | 1 (0) | 0 (0) | 2 (0) |
| 広島 | 19 (20) | 9 (8) | 10 (12) | 7 (8) | 3 (1) | 4 (5) | 10 (9) | 100.0% | 75.0% | 0 (1) | 0 (1) | 1 (1) |
| 山口 | 15 (14) | 7 (7) | 8 (7) | 7 (7) | 1 (0) | 6 (6) | 8 (7) | 100.0% | 100.0% | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 徳島教育 | 47 (46) | 27 (32) | 20 (14) | 17 (12) | 3 (0) | 7 (4) | 20 (12) | 100.0% | 85.7% | 0 (2) | 0 (0) | 0 (0) |
| 香川 | 15 (14) | 13 (12) | 2 (2) | 2 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (2) | 100.0% | 100.0% | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 愛媛 | 17 (19) | 7 (9) | 10 (10) | 9 (9) | 0 (0) | 7 (9) | 9 (9) | 100.0% | 90.0% | 1 (1) | 0 (0) | 0 (0) |
| 高松 | 13 (11) | 11 (11) | 2 (2) | 2 (2) | 0 (0) | 2 (2) | 2 (2) | 100.0% | 100.0% | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 福岡教育 | 33 (38) | 11 (11) | 22 (27) | 17 (23) | 5 (3) | 8 (13) | 22 (26) | 100.0% | 86.3% | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) |
| 佐賀 | 20 (20) | 10 (10) | 10 (9) | 8 (8) | 1 (2) | 6 (3) | 10 (10) | 100.0% | 100.0% | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 長門 | 28 (24) | 15 (13) | 13 (21) | 8 (11) | 3 (8) | 5 (0) | 11 (19) | 84.6% | 90.5% | 0 (2) | 0 (0) | 2 (0) |
| 熊本 | 16 (12) | 6 (6) | 10 (6) | 8 (4) | 1 (0) | 1 (1) | 9 (4) | 90.0% | 66.7% | 0 (0) | 0 (0) | 1 (2) |
| 大分 | 8 (9) | 6 (7) | 2 (2) | 2 (0) | 0 (0) | 0 (2) | 2 (0) | 100.0% | 100.0% | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 宮崎 | 17 (22) | 10 (9) | 7 (13) | 5 (8) | 1 (4) | 2 (3) | 6 (12) | 85.7% | 82.3% | 0 (1) | 0 (0) | 1 (0) |
| 鹿児島 | 16 (12) | 10 (10) | 6 (2) | 3 (1) | 3 (0) | 3 (1) | 6 (1) | 100.0% | 50.0% | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) |
| 沖縄 | 13 (14) | 10 (12) | 3 (2) | 1 (1) | 0 (1) | 1 (1) | 2 (2) | 33.3% | 100.0% | 2 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 計 | 1,185 (1,185) | 605 (567) | 580 (538) | 427 (381) | 128 (111) | 172 (130) | 555 (492) | 95.7% | 91.4% | 14 (34) | 0 (5) | 11 (7) |

(注1) 教職大学院4校のうち、設置後2年(完成年度)を経過している教職大学院についてののみ対象としている。
(注2) 令和2年3月修了者(令和2年9月30日現在)の数とし、()内は、平成31年3月修了者(令和元年9月30日現在)の数である。
(注3) 『教員志望者』は、国公私立の幼稚園、幼児連携型認定こども園、小・中・義務教育「高等」中等教育「特別支援」の各学校の教員(養護教諭及び栄養教諭を含む)として就職した者を指す。
(注4) 臨時採用は、臨時採用に病休、産休、育児休業などの代替教員等として任用された者を指す。
(注5) 「令和元年度以前の教員採用試験合格者」は、教職大学院修了者の前年以前に公立学校教員採用試験に合格し、令和2年3月に教職大学院を修了し、教員に就職した者を指す。尚欄名の()は前年の平成30年度以前の教員採用試験合格者を指し、教職大学院入学者または教職大学院1年次に公立学校教員採用試験に合格し、平成31年3月に教職大学院を修了し、教員に就職した者を指す。併用採用を含む採用者の採用年度は採用された年度とする。
※バーセントの表記は、小数第2位を四捨五入している。

(参考 3) 国私立の教職大学院修了者の教員就職状況

○教職大学院修了者の教員就職状況の推移

| 修了年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年(令和元年) | 令和2年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------|
| 修了者数 | 530 | 709 | 732 | 734 | 785 | 752 | 758 | 838 | 1,176 | 1,274 | 1,353 |
| 現職教員学生を除く修了者数 | 231 | 324 | 357 | 372 | 427 | 416 | 404 | 445 | 601 | 654 | 693 |
| 教員就職者数 | 208 | 293 | 331 | 346 | 403 | 381 | 365 | 408 | 563 | 597 | 662 |
| 正規採用者数 | (146) | (207) | (250) | (240) | (297) | (251) | (255) | (289) | (417) | (457) | (503) |
| 教員就職率 | 90.0 | 90.4 | 92.7 | 93.0 | 94.4 | 91.8 | 90.3 | 91.7 | 93.7 | 91.3 | 95.5 |



4. 分析を踏まえた今後の対応

自治体の教員採用者数が増加傾向にある中、我が国の教員養成の中心となる役割を果たすべき国立の教員養成大学・学部の教員就職率が伸び悩んでいる状況は、各大学で定めた教員養成に関する使命や目標に照らし改善が必要である。

- 各国立教員養成大学・学部においては、
- ① 教員志望の高い学生や、多様な経験や高い能力を持つ学生を受け入れるための入学者選抜方法の導入等を通じて教員就職率を高めること
 - ② より多くの学生が教師を志すことができるように、教育委員会等との連携を通じて、「学校における働き方改革」の取組状況や教職の魅力等を伝える教育普及活動に積極的に取り組むこと
- 等を通じて、継続的かつ確実に教員就職率を高めていくことが求められる。

文部科学省としては、教員養成の質向上を図るため、各大学に対し、エビデンスに基づく目標の設定と教育活動の実行に努め、その結果を検証・評価し改善するPDCAサイクルを確実に回すことなどをこれまででも促してきたところであり、引き続き、指導・助言を行う。

また、地域の最新のニーズを踏まえた教育実践力を身に付けるためのカリキュラム改革、教職大学院修了者に対する教育委員会等のインセンティブ付与等について、具体的な成果を挙げた好事例の横展開などを通じ、各大学の取組を促す。

併せて、国立の教員養成大学・学部については、第4期中期目標期間(令和4年度から令和9年度)の目標策定に向けて、各大学の強みや特色を生かしつつ、果たすべき役割を明確化する中で、教員養成の質の高度化等に取り組む。

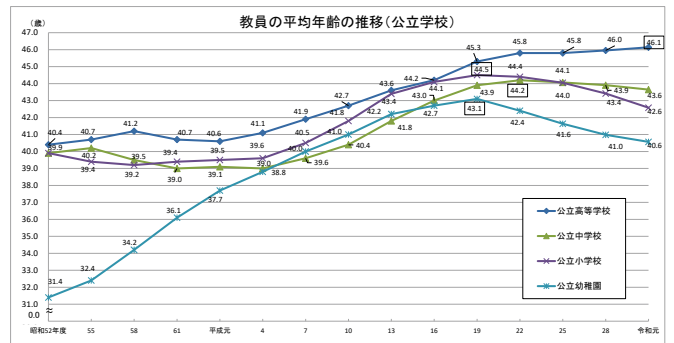
各資料・参考の詳細は
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoushoku/kyoushoku/1413296_00002.htm

「令和元年度学校教員統計調査」の報告について

総合教育政策局調査企画課

文部科学省では、学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにするため、3年ごとに学校教員統計調査を実施している。このたび、令和元年度調査を取りまとめたので、本稿ではその結果の概要を紹介する。この報告は、http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/kekka/1268581.htm に掲載している。

昇している（図1）。



(注) □で囲んだ数値は過去最も高い平均年齢

図1 教員の平均年齢の推移

- ・公立幼稚園 40.6歳（前回調査時より0.4歳低下）
- ・公立小学校 42.6歳（同 0.8歳低下）
- ・公立中学校 43.6歳（同 0.3歳低下）
- ・公立高等学校 46.1歳（同 0.1歳上昇）

1. 調査の概要

(1) 調査対象

国立、公立及び私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校

(2) 調査項目

【令和元年10月1日現在】

教員の性別、年齢、職名、学歴、勤務年数、週担当授業時数、給料月額等

【平成30年度間（平成30年4月1日から平成31年3月31日）

異動（採用・転入・離職）状況

(2) 年齢構成

教員の年齢構成について、30歳未満の比率が全ての学校種において前回調査時より上昇している（図2）。

| 公立幼稚園の教員の年齢構成 (%) | | | | | 公立小学校の教員の年齢構成 (%) | | | | |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|-------------------|---------|---------|---------|---------|
| 区分 | 平成22年度 | 25年度 | 28年度 | 令和元年度 | 区分 | 平成22年度 | 25年度 | 28年度 | 令和元年度 |
| 本務教員数(人) | 19,721 | 19,170 | 16,804 | 14,784 | 本務教員数(人) | 384,632 | 378,454 | 373,322 | 378,653 |
| 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 25歳未満 | 7.4 | 7.9 | 8.2 | 8.7 | 25歳未満 | 3.3 | 3.9 | 4.7 | 5.9 |
| 25～30歳未満 | 13.2 | 14.7 | 14.9 | 14.8 | 25～30歳未満 | 10.0 | 11.3 | 12.6 | 13.7 |
| 30～35歳未満 | 12.2 | 12.6 | 14.0 | 14.2 | 30～35歳未満 | 10.0 | 11.9 | 12.5 | 13.6 |
| 35～40歳未満 | 12.2 | 12.9 | 12.4 | 12.5 | 35～40歳未満 | 10.0 | 10.1 | 11.2 | 12.2 |
| 40～45歳未満 | 9.4 | 11.7 | 13.2 | 13.1 | 40～45歳未満 | 12.4 | 11.1 | 10.3 | 10.3 |
| 45～50歳未満 | 9.3 | 8.9 | 10.6 | 12.9 | 45～50歳未満 | 15.5 | 13.8 | 12.4 | 10.8 |
| 50～55歳未満 | 17.5 | 11.3 | 8.6 | 9.3 | 50～55歳未満 | 20.9 | 17.5 | 14.8 | 13.6 |
| 55～60歳未満 | 16.4 | 17.3 | 13.8 | 9.3 | 55～60歳未満 | 16.1 | 18.8 | 18.2 | 15.7 |
| 60歳以上 | 2.4 | 3.0 | 4.3 | 5.2 | 60歳以上 | 1.5 | 1.9 | 3.2 | 4.7 |

(注) 小數点以下第2位を四捨五入のため、計と内訳の合計が一致しない場合がある（以下各表に同じ）。

| 公立中学校の教員の年齢構成 (%) | | | | | 公立高等学校の教員の年齢構成 (%) | | | | |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|--------------------|---------|---------|---------|---------|
| 区分 | 平成22年度 | 25年度 | 28年度 | 令和元年度 | 区分 | 平成22年度 | 25年度 | 28年度 | 令和元年度 |
| 本務教員数(人) | 216,902 | 217,459 | 215,996 | 210,520 | 本務教員数(人) | 169,037 | 164,350 | 162,683 | 158,479 |
| 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 25歳未満 | 2.6 | 3.3 | 3.4 | 3.5 | 25歳未満 | 1.3 | 2.0 | 2.2 | 2.2 |
| 25～30歳未満 | 8.7 | 10.7 | 12.4 | 12.6 | 25～30歳未満 | 5.5 | 7.0 | 8.6 | 9.0 |
| 30～35歳未満 | 10.0 | 10.8 | 12.0 | 14.0 | 30～35歳未満 | 8.9 | 8.6 | 8.9 | 10.3 |
| 35～40歳未満 | 12.1 | 10.8 | 10.5 | 11.4 | 35～40歳未満 | 12.6 | 11.3 | 10.2 | 9.7 |
| 40～45歳未満 | 13.4 | 12.2 | 11.3 | 10.2 | 40～45歳未満 | 13.3 | 13.0 | 12.8 | 11.3 |
| 45～50歳未満 | 19.2 | 14.8 | 12.6 | 11.6 | 45～50歳未満 | 21.1 | 16.5 | 13.5 | 13.4 |
| 50～55歳未満 | 19.9 | 20.1 | 16.5 | 13.3 | 50～55歳未満 | 18.8 | 21.3 | 19.5 | 15.1 |
| 55～60歳未満 | 12.8 | 15.4 | 18.1 | 17.7 | 55～60歳未満 | 16.1 | 17.1 | 19.3 | 21.4 |
| 60歳以上 | 1.3 | 1.9 | 3.2 | 5.6 | 60歳以上 | 2.5 | 3.1 | 5.1 | 7.6 |

図2 教員の年齢構成の推移

- ・公立幼稚園 23.5%（前回調査時より0.4歳上昇）
- ・公立小学校 19.2%（同 2.0歳上昇）
- ・公立中学校 16.1%（同 0.3歳上昇）

2. 調査結果の概要

調査結果について主な特徴点を紹介する。

(1) 平均年齢

教員の平均年齢は、公立幼稚園、公立小学校及び公立中学校では前回調査時（平成28年度。以下同じ。）より低下している。一方、公立高等学校では前回調査時より上

・公立高等学校 11.2% (同 0.4 上昇)

また、50 歳以上の比率は公立幼稚園、公立小学校、公立中学校では低下している。一方で、公立高等学校では、前回調査時より上昇している。

- ・公立幼稚園 23.8% (前回調査時より 2.9 低下)
- ・公立小学校 33.9% (同 2.4 低下)
- ・公立中学校 36.7% (同 1.0 低下)
- ・公立高等学校 44.1% (同 0.2 上昇)

公立学校における教員の年齢構成については、昭和 50 年代頃に大量に採用された教師の退職に伴い、各教育委員会において採用者数を増加させたことが、平均年齢や 30 歳未満の比率に相対的に影響を及ぼしているものと考えられる。

(3) 採用者の状況

公立学校の教員の採用者数は、小学校では前回調査時より増加しているが、幼稚園、中学校及び高等学校では前回調査時より減少している。採用前の状況を見ると、新卒や非常勤講師等が多い (図3)。

採用前の状況別 採用教員数 (公立幼稚園) (A)

| | 新卒 | 官公庁 | 非常勤講師等 | 民間企業 | | | 左記以外 | | 計 |
|--------|-----|-----|--------|------|-----|-----------------|-------------|-----|-------|
| | | | | 民間企業 | 自営業 | 熟・予備校講師 (非常勤含む) | 高等専門学校以上の教員 | その他 | |
| 平成21年度 | 336 | 396 | 287 | 53 | 0 | - | 28 | 300 | 1,411 |
| 24 | 311 | 374 | 294 | 48 | 3 | - | 30 | 378 | 1,368 |
| 27 | 369 | 348 | 251 | 48 | 3 | - | 29 | 374 | 1,412 |
| 30 | 334 | 212 | 201 | 29 | 1 | - | 41 | 280 | 1,284 |

採用前の状況別 採用教員数 (公立小学校) (A)

| | 新卒 | 官公庁 | 非常勤講師等 | 民間企業 | | | 左記以外 | | 計 |
|--------|-------|-------|--------|------|-----|-----------------|-------------|-----|--------|
| | | | | 民間企業 | 自営業 | 熟・予備校講師 (非常勤含む) | 高等専門学校以上の教員 | その他 | |
| 平成21年度 | 6,418 | 2,030 | 6,766 | 391 | 33 | - | 80 | 183 | 16,999 |
| 24 | 7,379 | 1,947 | 6,291 | 273 | 34 | - | 69 | 198 | 17,292 |
| 27 | 8,231 | 2,021 | 6,335 | 281 | 28 | - | 51 | 216 | 18,231 |
| 30 | 9,488 | 2,047 | 6,359 | 289 | 31 | - | 39 | 363 | 19,828 |

採用前の状況別 採用教員数 (公立中学校) (A)

| | 新卒 | 官公庁 | 非常勤講師等 | 民間企業 | | | 左記以外 | | 計 |
|--------|-------|-------|--------|------|-----|-----------------|-------------|-----|--------|
| | | | | 民間企業 | 自営業 | 熟・予備校講師 (非常勤含む) | 高等専門学校以上の教員 | その他 | |
| 平成21年度 | 3,098 | 1,225 | 4,393 | 307 | 19 | - | 59 | 91 | 9,988 |
| 24 | 3,686 | 1,247 | 4,368 | 239 | 31 | - | 30 | 92 | 10,701 |
| 27 | 3,841 | 1,269 | 4,404 | 193 | 27 | - | 73 | 125 | 10,314 |
| 30 | 3,880 | 1,181 | 3,885 | 163 | 5 | - | 43 | 148 | 9,670 |

採用前の状況別 採用教員数 (公立高等学校) (A)

| | 新卒 | 官公庁 | 非常勤講師等 | 民間企業 | | | 左記以外 | | 計 |
|--------|-------|-----|--------|------|-----|-----------------|-------------|-----|-------|
| | | | | 民間企業 | 自営業 | 熟・予備校講師 (非常勤含む) | 高等専門学校以上の教員 | その他 | |
| 平成21年度 | 1,172 | 728 | 2,583 | 208 | 17 | - | 73 | 89 | 5,200 |
| 24 | 1,949 | 649 | 2,938 | 222 | 7 | - | 43 | 87 | 6,298 |
| 27 | 2,000 | 632 | 2,365 | 183 | 11 | - | 61 | 130 | 5,970 |
| 30 | 1,840 | 641 | 2,272 | 135 | 17 | - | 42 | 128 | 5,535 |

(注)「官公庁」は主として教育委員会からの人事異動である。

図3 採用前の状況別採用教員数

- ・公立幼稚園 1,284 人 (前回調査時より 191 人減少)
- ・公立小学校 19,828 人 (同 1,597 人増加)
- ・公立中学校 9,670 人 (同 874 人減少)
- ・公立高等学校 5,535 人 (同 435 人減少)

(4) 退職者の状況

公立学校の教員の退職者 (定年退職者を含む) 数は、中

学校では前回調査時より増加しているが、幼稚園、小学校及び高等学校では前回調査時より減少している。

離職理由別にみると、定年以外では転職、家庭の事情や病気が多い。(図4)。

離職の理由別 離職教員数 (公立幼稚園) (A)

| | 定年 (転退を含む) のため | 病気のため | | 死亡 | 転職のため | 定年以外 | | | 計 | |
|--------|----------------|--------|--------|----|-------|----------|----------|-----------|-----|-------|
| | | うつ精神疾患 | うつ精神疾患 | | | 大学等入学のため | 家庭の事情のため | 職務上の問題のため | | その他 |
| 平成21年度 | 542 | 74 | 38 | 7 | 202 | 4 | 363 | 13 | 237 | 1,451 |
| 24 | 542 | 8 | 28 | 14 | 204 | 1 | 387 | 17 | 243 | 1,486 |
| 27 | 603 | 33 | 28 | 17 | 173 | 1 | 253 | 18 | 314 | 1,712 |
| 30 | 330 | 55 | 28 | 9 | 189 | 4 | 245 | 9 | 317 | 1,151 |

離職の理由別 離職教員数 (公立小学校) (A)

| | 定年 (転退を含む) のため | 病気のため | | 死亡 | 転職のため | 定年以外 | | | 計 | |
|--------|----------------|--------|--------|-----|-------|----------|----------|-----------|-------|--------|
| | | うつ精神疾患 | うつ精神疾患 | | | 大学等入学のため | 家庭の事情のため | 職務上の問題のため | | その他 |
| 平成21年度 | 10,337 | 609 | 344 | 219 | 1,286 | 20 | 1,683 | 113 | 2,157 | 16,431 |
| 24 | 12,005 | 388 | 350 | 190 | 1,318 | 10 | 1,831 | 88 | 1,980 | 18,020 |
| 27 | 11,642 | 546 | 331 | 172 | 1,501 | 31 | 1,739 | 88 | 1,938 | 17,639 |
| 30 | 10,236 | 681 | 457 | 129 | 1,715 | 39 | 1,633 | 84 | 2,131 | 16,619 |

離職の理由別 離職教員数 (公立中学校) (A)

| | 定年 (転退を含む) のため | 病気のため | | 死亡 | 転職のため | 定年以外 | | | 計 | |
|--------|----------------|--------|--------|-----|-------|----------|----------|-----------|-------|-------|
| | | うつ精神疾患 | うつ精神疾患 | | | 大学等入学のため | 家庭の事情のため | 職務上の問題のため | | その他 |
| 平成21年度 | 4,455 | 311 | 181 | 137 | 1,023 | 24 | 633 | 94 | 1,466 | 8,136 |
| 24 | 4,959 | 374 | 217 | 143 | 1,019 | 28 | 783 | 71 | 1,327 | 8,700 |
| 27 | 4,821 | 339 | 211 | 94 | 1,142 | 26 | 701 | 71 | 1,072 | 8,284 |
| 30 | 5,388 | 380 | 243 | 104 | 1,217 | 21 | 781 | 77 | 1,111 | 8,059 |

離職の理由別 離職教員数 (公立高等学校) (A)

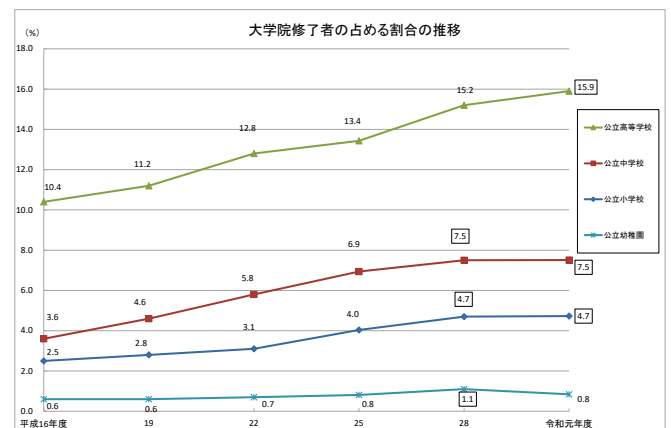
| | 定年 (転退を含む) のため | 病気のため | | 死亡 | 転職のため | 定年以外 | | | 計 | |
|--------|----------------|--------|--------|-----|-------|----------|----------|-----------|-----|-------|
| | | うつ精神疾患 | うつ精神疾患 | | | 大学等入学のため | 家庭の事情のため | 職務上の問題のため | | その他 |
| 平成21年度 | 4,168 | 117 | 69 | 133 | 333 | 17 | 227 | 31 | 728 | 5,259 |
| 24 | 4,424 | 157 | 71 | 114 | 445 | 14 | 263 | 19 | 885 | 6,201 |
| 27 | 3,525 | 143 | 73 | 189 | 454 | 18 | 248 | 41 | 773 | 5,348 |
| 30 | 3,277 | 144 | 83 | 80 | 559 | 13 | 279 | 48 | 854 | 5,249 |

図4 離職の理由別離職教員数

- ・公立幼稚園 1,151 人 (前回調査時より 67 人減少)
- ・公立小学校 16,619 人 (同 1,030 人減少)
- ・公立中学校 9,059 人 (同 779 人増加)
- ・公立高等学校 5,246 人 (同 94 人減少)

(5) 学歴構成

教員の学歴構成は、公立高等学校で大学院修了者の占める割合が上昇し、公立幼稚園以外の全ての学校種で過去最高となっている (図5)。



(注)□で囲んだ数値は過去最多の割合

図5 大学院修了者の占める割合の推移

主な要因としては、教員の年齢構成の変化に伴い、相対的に大学院修了者が多い 20-30 歳代の教員が増加している

こと、現職教員の教職大学院修了者数が増加していることなどが考えられる。

- ・公立幼稚園 0.8%（前回調査時より0.3 低下）
- ・公立小学校 4.7%（前回調査時と同じ）
- ・公立中学校 7.5%（前回調査時と同じ）
- ・公立高等学校 15.9%（前回調査時より0.7 上昇）

11年間の切れ目のない教育の実現

～幼小連携・小中一貫教育の推進～

茨城県行方市教育委員会

はじめに

行方市は、茨城県の東部に位置し、東京都心から約70kmの位置にあります。霞ヶ浦と北浦に隣接し、本市の一部は水郷筑波国定公園に指定されるなど豊かな自然と肥沃な台地に恵まれています。全国でも有数の歴史エリアであり、常陸国風土記にも記されるなど本市ならではの文化や歴史が今もなお受け継がれています。

本市には幼稚園（2年保育）3園、小学校4校、中学校3校があり、3つの中学校区が幼児教育と義務教育段階の特性を考慮した「幼小連携」と、義務教育段階における教育活動の重点の一貫を重視した「小中一貫」の2つを併せて「幼小連携・小中一貫教育」を推進し、11年間の切れ目のない教育を通して、行方市学校教育プラン（以下「学校教育プラン」という。）の実現を図っています。

1. 課題解決と幼小連携・小中一貫教育

(1) 学校教育プランの実現

学校教育プランの重点施策「学力向上」、「いじめ、長欠・不登校対策」、「特別支援教育」、「幼児教育」、「基本的な生活習慣の定着、健康・安全教育」と、幼小連携・小中一貫教育の重点「確かな学力を育む教育の推進（学習指導）」、「豊かな心を育む教育の推進（生徒指導）」、「特別支援教育の推進」（以下「3つの領域」という。）を関連付け、課題解決に直結した取組としています（図1）。また、学校教育プランの重点施策は本市の課題と同一とし、目指す方向をイメージしやすくしています。このように重点施策と課題を相互に関連付けることにより、本市の学校教育のどこをとっても課題解決に取り組めるようにしています。ねらいの

明確化、取組の焦点化、成果の可視化とさらなる改善というサイクルを推進することが可能となっています。



図1 「行方市学校教育プランの重点施策」

なお、市の重点施策である「幼児教育」と「基本的な生活習慣の定着、健康・安全教育」は、幼小連携・小中一貫教育の3つの領域の中で推進し、教職員の負担感の軽減を図っています。もう一つの特徴は、幼小連携・小中一貫教育が学校教育プランの実現のための連続した教育課程であることです。本市の幼小連携・小中一貫教育は、一体的なマネジメントの可能な義務教育学校とは違い、同一の設置者による施設分離型です。各小中学校にはそれぞれの学校長、教職員集団、学校教育目標等が存在し、9年間の義務教育を一貫する教育課程は編成されていません。この弱点を強みとして捉え直したのが本市の幼小連携・小中一貫教育です。本市には今もなお各小中学校区に「おらが学校」という風土が根強く残っています。地域のコミュニティを最大限に生かし、地域とともにある幼小連携・小中一貫教育を推進することは社会に開かれた教育課程の実現とともに、本市の実態に応じた教育活動を展開できると考えています。各小中学校が独立した存在ということは、児童生徒にとってその学校の段差を乗り越えることによるたくまし

さ、進学の際に実感する自己の成長などを体験できるよさもあります。しかし、幼小連携・小中一貫教育を教育効果に結び付けるためには、教職員が11年間をスパンとし責任をもって子どもを育てるといった目的意識を明確にすることが大切です。

そこで本市では、幼小連携・小中一貫教育を、幼稚園入園から中学校卒業までの11年間を貫く連続した教育課程と位置付け、学習や生活等における指導の系統性や連続性を考慮し、学校教育プランの実現を図っています(図2)。

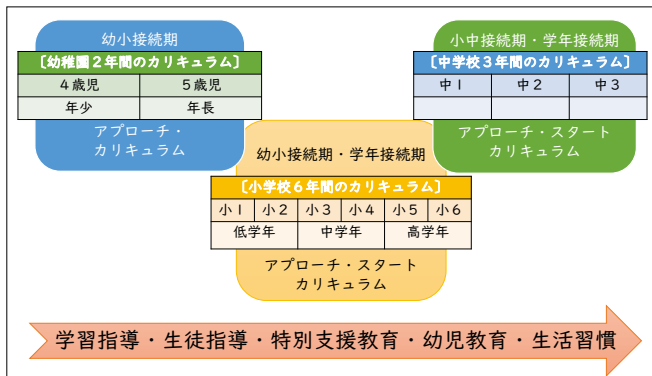


図2 「11年間を貫き連続した教育課程と位置付け」

(2) RPDCAサイクルによる課題解決

スパイラルアップを継続するため、市全体としての目指す子ども像をもとに、各中学校区において3つの領域ごとに「小学校卒業までに目指す子ども像」、「中学校卒業までに目指す子ども像」を設定しています。それらをもとに幼小接続期、小中接続期、小中一貫の区分に分け、それぞれの実施計画と評価計画を設定しています。教職員が取組の成果を実感し、さらなる改善へのモチベーションを高められるようにするために、質的な評価計画と数値で見取る定量的な評価計画を取り入れています。そして、年間2回以上RPDCAサイクルを循環させています。

この取組により、教育活動の量的・質的充実を図ることができています。

2. 実施・改善のための体制整備等

(1) 幼小連携・小中一貫教育推進協議会

行方市幼小連携・小中一貫教育の形態、課題及び目標の設定、教育課程の編成及び計画を策定し、スムーズな推進を図るため、「行方市幼小連携・小中一貫教育推進協議会」

(以下「協議会」という。)を設置しています。委員は各幼稚園長、各小中学校長、各中学校区の代表教頭及び代表教務主任、各中学校区のPTA代表、学識経験者等です。構成メンバーに教務主任を加えるよさは、学校間の教育課程上の取組を検討する上で有効だからです。

この取組により、定期的に市全体及び各中学校区の取組を評価したり、中学校区同士で新たな取組を考え出したり、RPDCAサイクルをより好循環させることができています。

(2) 各中学校区や学校等の推進委員会

協議会の中に、各中学校区推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置しています。この推進委員会にはコーディネーターを位置付け、園や学校段階間の円滑な接続を推進する役割を担っています。主たるコーディネーターは教頭が、サブとして教務主任が務めております。また、各学校等の推進委員会も位置付けています。

この取組により、中学校区全体の総合調整役が明確となり連携をしやすいこと、園や学校全体で幼小連携・小中一貫教育を進める意識や実行力が高まること、校種間を超えて取組の企画・運営等が円滑に進むことのよさがあります。

(3) 取組事案計画書、評価シートの活用

教育委員会の示す幼小連携・小中一貫教育取組事案計画書、評価シートに基づき、これらを各中学校区において作成、活用しています。

第一の特徴は、本市の5つの課題の中の「学力向上」、「長欠・不登校対策」、「特別支援教育」の3つを抽出し、それらの中に「幼児教育」、「基本的な生活習慣の定着、健康・安全教育」を組み入れて計画を立てていることです。幼児教育と小学校教育、小学校教育と中学校教育のそれぞれの接続期と、義務教育段階を一貫した取組とに分けていることも確実な実践と評価につながっています。

第二は、RPDCAサイクルによる自己点検を学校等が主体的に行い、実践した結果どのような成果があり何を改善すべきかをつかめる評価シートを活用していることです。

この取組により、市全体、各中学校区、各学校等での年間2回以上RPDCAサイクルによる実践、評価、改善を行っています。また発達段階に応じて必要な時期に必要な指導内容を重点的に手厚く行えること、一貫として段階的に能力等を高めていけることのよさがあり、それらを可視化し実践に結び付けています。

(4) 教育委員会の役割

教育委員会の役割として三点が挙げられます。第一は、幼小連携・小中一貫教育のねらいを明確に示すことです。幼小連携・小中一貫教育自体は手段であり目的にならないように意識の統一を図ることは、教育効果を生み出し、適切な評価の実施にもつながります。本市ではパンフレットの配付だけにとどまらず、協議会、各種研修会等にて、教育長を始め指導主事等が幼小連携・小中一貫教育のねらいを繰り返し説明し、随時課題を可視化しています。これは共通理解を図る上で効果的です（図3）。



図3 「幼小連携・小中一貫教育」パンフレット

第二に、協議会を軸にRPDCAサイクルによるスパイラルアップのシステムの構築を行っていることです。取組事案計画書、評価シートの様式を教育委員会が示して、記載内容への指導・助言をしています。第三は、課題把握とその分析への指導・助言です。各中学校区での評価項目に対する客観的な見取りやそれに対する指導・助言により、ねらいに基づく評価と改善を推進しています。

3. 市の共通の方策

(1) 行方市共通の方策と期待される効果

本市は、市全体でどの中学校区も取り組む「共通の方策」と「各中学校区の課題対応策」の両面から取り組んでいます。市共通の方策には、期待される効果を明確にし、表面的な取組ではなく教育の本質に迫る内容を取り入れています（図4）。

この取組により、学校等の教育の質の向上、教職員のねらいを意識した実践、評価、改善となっています。

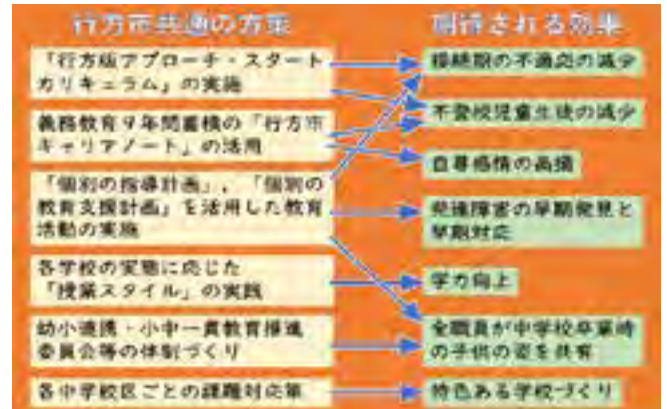


図4 「行方市共通の方策と期待される効果」

(2) 行方市共通の方策について

① 行方版アプローチ・スタートカリキュラムの実践

行方版アプローチ・スタートカリキュラムは、幼児教育から小学校教育、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目的に作られた本市ならではのカリキュラムです。本市では、校種間または学年間の段差を解消するのではなく、その段差をなだらかにすることで子ども自身に段差を乗り越えさせ、変化に対応できるたくましさ身に付けさせるため、行方版アプローチ・スタートカリキュラムを設定しています。令和2年度からは、学年が上がる進級時のアプローチ・スタートカリキュラムも指導に位置付けて取り組んでいます。卒園・卒業期、修了期において次の学年に向かう「アプローチカリキュラム」と、入学時、進級時の学びのスタートを段階的に進める「スタートカリキュラム」とに分かれていることが特徴です。行方版アプローチ・スタートカリキュラムは、幼小連携・小中一貫教育の3つの領域それぞれに計画されています。

この取組により、子どもは安心して新しい環境での学びをスタートすることができるようになっています。教職員にとっても指導の系統性や連続性を意識した指導と評価につながっています。「送り出す責任と受け入れる責任」、「指導の連続への意識改革」にも効果を上げています。

② 「行方市キャリアノート」の活用

児童生徒が学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりすることができるようになるため、「行方市キャリアノート」を作成、活用しています。キャリアノートの概要は教育委員会が示しますが、キャリアノート自体の構成は各中学校区の創意工夫とし、実態に応じたキャリアノートの作成、活用を図っています。

この取組により、児童生徒は9年間の義務教育の中で自分

の生き方や将来の夢を継続して考えるようになっていきます。また、児童生徒自らが自分の学びの足跡を振り返ることは、自己のよさや可能性に気づき、学び方や生き方に生かす機会となっています。

③「個別の指導計画」、**「個別の教育支援計画」を活用した教育活動の実施**

発達障害の早期発見と早期対応のため、「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」を活用して情報共有をし、アセスメントの充実や個々のニーズに応じた支援方法の工夫改善を行っています。

この取組により、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成率が高まり、アセスメントの幅が広がったことで、発達障害のある子どもの早期発見と早期対応、二次障害の防止につながっています。また、関係機関等も含めたチーム支援や切れ目のない教育を子どもに提供できています。

④「評価からの授業改善」と各学校の授業スタイルの実践

誰1人取り残すことなく学力を身に付けるため、小中学校すべてが評価からの授業改善を切り口とし、問題解決的な学習をベースとした授業スタイルでの授業を行い、指導と評価の一体化、主体的・対話的で深い学びのある授業改善を行っています。

この取組により、教職員は学校段階を超えて学習の系統性や連続性を意識し、学習目標の達成に向けた授業を実践し、学力の確実な定着等の資質、能力の育成を図っています。

単年度や経年で評価し、目的意識や課題意識を明確にし、本市の実態に応じた取組による学校教育プランの実現を図ることが課題です。

②**自校の課題解決につながるチーム学校としての幼小連携・小中一貫教育の計画とその実践**

新学習指導要領の全面实施、働き方改革等が急速に進んでいます。幼小連携・小中一貫教育の推進が教職員の多忙感の増大につながらないように、自校の課題解決になるという納得感の得られるような教育委員会の役割、各学校等における組織的な計画立案とその実践が課題です。

おわりに

幼小連携・小中一貫教育は、目的ではなく手段です。

本市の目指すゴールは、急激な社会の変化に対応し、自らの学び方や生き方を振り返りながら、新たな価値を創造し、郷土や社会の未来を切り拓くことのできる子どもを育成することです。

今後も幼児教育と義務教育の11年間を連続した教育課程として捉え、子どもや学校等、地域の実態等を踏まえた具体的な取組を推進し、本市の教育の質を高めていきたいと考えます。

4. 成果と課題

(1) 成果

①**幼小連携・小中一貫教育の継続**

本市や各学校等の実態に応じ、創意工夫を生かした取組により、コロナ禍にもかかわらずRPDCAサイクルによる実践、評価、改善を図ることができました。

②**学校教育プランの実現**

幼小連携・小中一貫教育が11年間連続した教育課程として教育を支え、5つの課題解決に結び付き、学校教育プランの実現となっているのは大きな成果です。中1ギャップによる長欠・不登校生徒は、近年減少傾向にあります。

(2) 課題

①**さらなる学校教育プランの実現への推進**

新しい時代に対応できる人材の育成

～プログラミング教育の先行実施の取組を通して～

奈良県宇陀市教育委員会

はじめに

情報社会を生きる私たちの身の回りには、様々なプログラムが働き、私たちの日常生活を支えている。児童がそのことに気付き、それらを活用して目の前の課題を解決する力を身に付け、よりよい社会を創造することができるように、今回の学習指導要領の改訂で、小学校におけるプログラミング教育が必修となった。小学校では、このほかにも外国語の教科化など新たな教育内容が加わり、教員からは負担感と不安の声が聞かれた。

宇陀市教育委員会では、この小学校で新たに加わった教育内容の円滑な実施とその充実を図ることを目的として独自の支援を行ってきた。外国語の充実に関しては、児童がパソコンの画面を通して、一定期間の中で、繰り返し外国人の教員と英語でコミュニケーションを図る「オンライン・スピーキング・トレーニング」を全ての小学校で取り組んできた。また、プログラミング教育の充実に関しては、平成30年度にモデル校を指定して先行研究に取り組み、その成果を全ての小学校で共有するとともに、翌31年度には1年前倒して全小学校においてプログラミング教育を始めることとした。本市がプログラミング教育を推進する背景には、令和4年度に市内の2つの県立高等学校が再編され、新たに情報科学科が新設される予定となっていたことから、小学校のみならず、中学校や高等学校と連携して、これからの時代に対応できる情報活用能力をもった人材を育成することを期待されたこともあった。

本稿では、本市教育委員会が所管する小学校と連携し、プログラミング教育を通して児童に育成すべき資質・能力を明確にするとともに、各小学校の教育課程に効果的に位置付けて指導できるようするために試行錯誤して取り組んだ内容について報告する。

1. モデル校による先行研究

まず、モデル校の指定に当たっては、市内全6小学校から公募した結果、宇陀市立菟田野小学校を選定した。本校は豊かな自然に恵まれた場所に位置する全校生徒約150名の小規模校であり、「豊かな心と自ら学ぶ意欲もち、たくましく生きる子どもの育成」を学校教育目標に、教職員が一つになって児童の可能性を伸ばす教育に取り組んでいる。また、当時から1人1台の端末や普通教室でのWi-Fi環境が整備され、若手の教員を中心に熱心に情報教育に取り組んでいたこともあり、先行研究を行うために必要な人的、物的な条件が整っていた。



宇陀市立菟田野小学校

モデル校においては、まず、教員研修を実施し、プログラミング教育導入の経緯やプログラミング教育のねらいなどの基本的な知識を身に付けた。一方で市教育委員会では、プログラミング教育を行うための教材として、以下のものを購入した。コード・A・ピラー（乾電池で自走する芋虫型のプログラミングロボット）、MESH（センサーで明るさや動きなど

感知したり、無線でデバイスに命令を送ったりするブロック)、オゾボット(描かれた線の上を自走する小型ロボット)、エムボット(パソコンソフトによるプログラミングで制御することのできる小型ロボット)、マイクロビット(センサーやLED、無線機能等を備えたマイコンボード)。併せてこれらの教材を制御するプログラミングを行うためにタブレットパソコンを購入するとともに、ソフトバンクグループの社会貢献プログラムを活用して、人型ロボット「ペッパー」をリース契約した。



市が購入した教材の一部

これらの教材を活用しながら、プログラミング教育のねらいを実現するために、プログラミング教育をどの教科等の中にどのように位置付けて扱えばよいか、試行錯誤しながらの研究が進められた。モデル校では、公開授業に向けて、担当学年ごとに研究グループを編成し、児童の発達の段階に応じたプログラミング教育の在り方について全校体制で研究に取り組んだ。

教材選びや教科等に位置付けた指導案の検討等、研究を進めるに当たって、県立教育研究所の全面的な支援をいただき、市の要請に応じて指導主事による的確な指導助言をいただくことができて大変心強かった。

2. 公開授業による研究成果の周知

先行研究が始まったのは8月末であったため、約5ヶ月という短い期間ではあったが、モデル校での研究成果を市内全ての小学校に普及させるため、平成31年1月21日、30日の2日間、モデル校の全学年においてプログラミング教育の公開授業を行った。当日公開した授業の概要は次のとお

りである。

(1) 低学年の授業の概要

第1学年は算数の「時刻」の単元で、ペッパーが児童に授業のめあてを提示したり発問したりした。第2学年は体育の「体づくりの運動遊び」の単元で、児童はペッパーが指示する色々な動きに合わせて楽しみながら体を動かした。このように低学年では、教員によってあらかじめプログラミングされたロボットと共に教科の学習をすることを通して、プログラミングに興味をもち、プログラミングが私たちの身近な生活を楽しく豊かなものにするに気付くことができるようにした。

(2) 中学年の授業の概要

第3学年は国語の「ローマ字」の単元と関連付けて、無料のプログラミングソフト「スクラッチ」をローマ字入力することで、画面上のキャラクターを意図したとおりに動かすことを通して、楽しみながらローマ字を習得していった。第4学年は音楽の「音楽づくり」の単元で、スクラッチを活用し、音色やリズムといった音楽を構成する要素の組合せを試行錯誤しながら児童の思いや意図に合った音楽をつくり上げた。このように中学年では、各教科等の学習と関連付けて各教科等の学びが深まるようにした。



プログラミングの授業の様子

(3) 高学年の授業の概要

第5学年では総合的な学習の時間で、ペッパーに身振り手振りを交えて話しをさせたり、画像や音楽を表示させたりしながら冬休みの思い出を伝えることなどを通して、プログラミングにより、機械はあらかじめ決められたとおりに動かすことができることを体験的に学ぶことができるようにした。第

6学年では理科の「電気の利用」の単元で、MESHを活用し、人がいないときは自動的に電源が切れるなどの省エネを意識したプログラムを考え、電化製品の制御の仕組みについて学んだ。このように高学年では、実際に児童の身近な問題を解決したり、より良い社会を築いたりするための手段として簡単なプログラミングを活用できるようにした。

授業を参観した他の小学校の教員からは、「どの授業も、児童がとても興味をもって意欲的に取り組んでいる姿を見ることができた。」「ロボットが児童に学習課題を指示している低学年の授業を見て、教員の机間指導の時間を増やすことができると感じた。」など肯定的な感想が聞かれる一方で、「自分が実際に児童に指導することを考えると、うまくできるか不安である。」といった感想も聞かれた。しかし、公開授業を行ったモデル校の教員からは、「ほとんどの教員が情報の専門的な教育を受けてきたわけではない中で、最初はプログラミング教育がどういうもので、自分に十分な指導ができるのだろうかという不安が大きかったが、実際に教材を手にして試行錯誤するうちに、思っていたより簡単に扱うことができた。」という感想が多く寄せられた。

このように、約半年間の先行研究を通して分かったことは、習うより慣れることが肝要であるということである。プログラミング教育を行う上で、教員にとっても児童にとっても最も大切なことは、やりたいことを実現するために、トライ&エラーを繰り返すことである。うまくいかなかったときに、「次はこうやってみよう」とあきらめずに試行錯誤する過程を通して、児童のプログラミング的思考は深まっていくものとする。

以上のような研究の成果を踏まえ、市教育委員会では、何よりもまず、教員がプログラミング教材に慣れてもらうことが大切であるという考えの下、平成31年2月に、モデル校を除く全ての小学校において教員研修を行い、市が購入した教材に実際に触れながら、どのようなことができるかを体験してもらう機会とした。

3. 先行研究を踏まえた全面実施

平成30年度の先行研究の成果を基に、翌31年度から1年前倒して全ての小学校においてプログラミング教育を実施することとした。実施に当たり、各学校が見通しをもって計画的に教育課程に位置付けて取り組めるように、市教育委

員会として次のような支援を行った。

(1) プログラミング教材の貸し出し

市で購入したプログラミング教育のための教材を各学校に貸し出した。特にペッパーについては、全ての小学校を巡回して、各校1ヶ月間貸し出すこととした。他の教材については、同じ学年の同じ教科等で使用する場合、教材の使用時期が重なる場合があったため、市教育委員会が学校間の調整を図った。

(2) プログラミング教育担当者会議の実施

プログラミング教育の円滑な実施に向けて、各学校に対し、プログラミング教育を各学年2時間から8時間程度で年間指導計画に位置付けて取り組むように求めた。また、プログラミング教育担当者会議を年2回実施し、実施計画や実施状況等の交流を行ったり、教材の使用時期の調整を図ったりした。

(3) 教員研修の実施

市で購入したプログラミング教育のための教材に教員が実際に触れ、それらを活用してどのような授業を行うことができるか考える機会として、昨年度に引き続きプログラミング教育に係る教員研修を実施した。

このように、市の教材も活用しながら、学校として組織的、計画的にプログラミング教育に取り組む体制を整えながら、担当者会議や交流会を通して、各学校の取組の内容をより深めることができるようにした。その結果、本市のプログラミング教育においては、概ね次のような学習が定着してきた。

教材については、低学年では、コード・A・ピラーといった玩具や「ビスケット」など言葉による入力が必要としない簡単なフリーソフトを用いて、児童が楽しみながら対象を動かすことができるように、中学年では、スクラッチやマイクロビットなどを用いて、児童がプログラミングの基礎を学ぶことができるように、高学年では、MESHなどを用いて、各教科等の学習と関連付けて、自分たちの身近な課題解決のために、簡単なプログラミングを活用することができるように留意している。教材を扱うに当たっては、児童のこれまでの学習経験を踏まえて、前学年で扱った教材を繰り返し用いたり、上級学年で扱う予定の教材の基礎的な内容を扱ったりできるようにすることにも留意している。また、ペッパーを思った

ように動かすことができるようになるには、児童にとってはや
や高度なプログラミングの技能が求められる。しかし、教員
によってあらかじめプログラムされたペッパーが、学校の中
で身振り手振りを交えて会話する姿は、児童にとっては他の
どの教材よりも印象強く、プログラミングへの興味・関心を
引き出す力は大きい。

実施教科等については、主に、算数、社会、理科、生活、
音楽、特別活動、総合的な学習の時間で活用されており、
プログラミング教材を用いない場合においても、例えば、学
習の手順をフローチャートを用いて考えるなど、児童の考え
たことを視覚化し、論理的に考えることができるようにするこ
とにより、「プログラミング的思考」を育むことにも留意して
いる。

おわりに

小学校学習指導要領が全面実施となった令和2年度、新
型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、私たち
のこれまでの日常生活が大きく変わることを余儀なくされた。
学校教育においても、約3ヶ月というこれまでにない長期の
臨時休業を強いられる中で、児童生徒の感染を予防しなが
ら学びを止めないための手立てとして、GIGAスクール構想
が急ピッチで進められた。

本市においても、令和2年12月に児童生徒1人に1台
の端末が導入され、各学校、家庭においては高速大容量
の通信環境が整備された。このことにより、一気にプログラ
ミング教育を進めるための環境が整った。児童が自分専用
の端末を手にするできるようになったことにより、これ
までの学習活動を通してプログラミングに興味をもった児童
が、好きなときに自分の端末を用いて簡単なゲームをつく
ったりする姿も見られる。また、音楽の授業では、感染予防
のため歌唱や器楽演奏を行うことが困難な状況が続いてい
る中、これまで取り組んできたICTを活用した音楽表現活動
は、今後、有効な手立てとなってくるであろう。新型コロナ
ウイルスの感染拡大によって、図らずも、見通しの持てない
社会の中で、情報を活用しながら、他者と協働してよりよく
生きていくことが求められる世の中が現実のものとなった。

市教育委員会としては、ピンチをチャンスに変えることが
できるように、目まぐるしく変化する教育環境に柔軟に対応
するとともに、学校においては、プログラミング教育やICT

を扱うこと自体が指導の目的とならないように留意しながら、
児童生徒が教科等の学びを深め、自分たちの身近な問題を
解決するために、上手に情報機器を活用できるようになるこ
とを目指して、今後とも支援を続けていきたい。

また、今後の課題として、これまで十分に進めることが
できなかった中学校や高等学校との連携を一層図りながら、
系統的なプログラミング教育の実践が、児童生徒のキャリア
実現にもつながるような取組も行っていきたいと考えている。

草津市小中学校 体力向上プロジェクトのキセキ

～運動が好きな子どもの育成を目指して～

滋賀県草津市教育委員会

はじめに

草津市小中学校体力向上プロジェクト事業は、児童生徒の体力向上、スポーツ傷害予防、教員の授業力向上を目的として取り組んでいる。この事業は平成26・27年度に小学校での、新体力テストの総合点において全国、県の平均点よりも低く、体力の低下が明らかとなっていたことや、中学校においては、部活動が始まり、運動の機会が増えることで体力が向上する反面、運動中のけがが課題となっていたことを改善するために平成27年度から始めた。

小学校では、子どもたちの体力向上等にとって効果のあるもの、教員の教え方にとっても役立つものにするために、小学校体育学習の開始時に行う短時間運動プログラム（以下、**草津市チャレンジタイム**）の実施や授業単元プログラム（以下、「**小学校体育**」草津モデル）の作成、**小学校体育年間計画の草津モデル**作成に加え、滋賀レイクスターズのチアリーディング講師による**ダンス教室**等を実施した。学校はもちろん、立命館大学スポーツ健康科学部の先生方にもご協力いただき、データの入力・分析や効果の検証などを行っていただいた。学校と大学そして、行政が三位一体となって取り組むことで、令和元年の新体力テストの総合点において全国、県の平均よりも高い伸び率を示した。

一方、中学校においては、運動中のけがの割合を減少させるべく、立命館大学のアスレティックトレーナーによるスポーツ傷害予防講座を行ったため、年々けがの割合の減少につながっている。成長期の生徒が、正しい筋肉の使い方やトレーニングの方法、けがをしないための体の動かし方などを学ぶことで、長くスポーツを続けることができ、体力向上や健康

の保持増進にもつながるものと考えている。

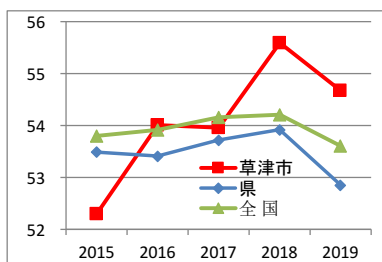
令和3年度からはじまる第2期の草津市スポーツ推進計画の重点目標では、令和7年度に小学5年生の新体力テストの体力合計点の平均値だけでなく、運動（やスポーツ）をすることが好きな子どもの割合も全国の平均値を上回ることを目指しており、目標達成に向けさらに事業を展開していこうと考えている。

以下に草津市小中学校体力向上プロジェクト第2期（H30～R2年度）を中心として取組の詳細を紹介したい。（第1期はH27～29年度）。

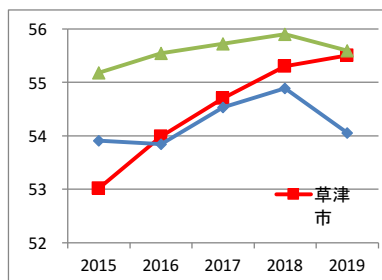
1. 小学生の体力向上について

(1) 新体力テストと草津市チャレンジタイム

(図1) 新体力テストの平均値（点）小5男子



(図2) 新体力テストの平均値（点）小5女子



(図1)は小学5年生の男子、(図2)は小学5年生の女子の新体力テストの総合点の平均の推移である。男子は全国平均を越え、女子は全国の平均点とほぼ同じ値であり、過去5年連続で平均点が上昇している。このような成果が出た背景としては、小学校体育学習の開始時に行う**草津市チャレンジタイム**の効果が大きいと考えられる。また、草津市チャレンジタイムは立命館大学スポーツ健康科学部が新体力テストの各運動内容の向上に効果があることを実証しているプログラムである。

(図3) 草津市チャレンジタイムの内容

| 種別 | 種別 | 内容 | 実施 |
|---------|-----|---|----|
| 1. 運動会 | 体育館 | 1. 50メートル走 2. 100メートル走 3. 200メートル走 4. 300メートル走 5. 400メートル走 6. 500メートル走 7. 600メートル走 8. 700メートル走 9. 800メートル走 10. 900メートル走 11. 1000メートル走 | 5月 |
| 2. 運動会 | 体育館 | 1. 50メートル走 2. 100メートル走 3. 200メートル走 4. 300メートル走 5. 400メートル走 6. 500メートル走 7. 600メートル走 8. 700メートル走 9. 800メートル走 10. 900メートル走 11. 1000メートル走 | 5月 |
| 3. 運動会 | 体育館 | 1. 50メートル走 2. 100メートル走 3. 200メートル走 4. 300メートル走 5. 400メートル走 6. 500メートル走 7. 600メートル走 8. 700メートル走 9. 800メートル走 10. 900メートル走 11. 1000メートル走 | 5月 |
| 4. 運動会 | 体育館 | 1. 50メートル走 2. 100メートル走 3. 200メートル走 4. 300メートル走 5. 400メートル走 6. 500メートル走 7. 600メートル走 8. 700メートル走 9. 800メートル走 10. 900メートル走 11. 1000メートル走 | 5月 |
| 5. 運動会 | 体育館 | 1. 50メートル走 2. 100メートル走 3. 200メートル走 4. 300メートル走 5. 400メートル走 6. 500メートル走 7. 600メートル走 8. 700メートル走 9. 800メートル走 10. 900メートル走 11. 1000メートル走 | 5月 |
| 6. 運動会 | 体育館 | 1. 50メートル走 2. 100メートル走 3. 200メートル走 4. 300メートル走 5. 400メートル走 6. 500メートル走 7. 600メートル走 8. 700メートル走 9. 800メートル走 10. 900メートル走 11. 1000メートル走 | 5月 |
| 7. 運動会 | 体育館 | 1. 50メートル走 2. 100メートル走 3. 200メートル走 4. 300メートル走 5. 400メートル走 6. 500メートル走 7. 600メートル走 8. 700メートル走 9. 800メートル走 10. 900メートル走 11. 1000メートル走 | 5月 |
| 8. 運動会 | 体育館 | 1. 50メートル走 2. 100メートル走 3. 200メートル走 4. 300メートル走 5. 400メートル走 6. 500メートル走 7. 600メートル走 8. 700メートル走 9. 800メートル走 10. 900メートル走 11. 1000メートル走 | 5月 |
| 9. 運動会 | 体育館 | 1. 50メートル走 2. 100メートル走 3. 200メートル走 4. 300メートル走 5. 400メートル走 6. 500メートル走 7. 600メートル走 8. 700メートル走 9. 800メートル走 10. 900メートル走 11. 1000メートル走 | 5月 |
| 10. 運動会 | 体育館 | 1. 50メートル走 2. 100メートル走 3. 200メートル走 4. 300メートル走 5. 400メートル走 6. 500メートル走 7. 600メートル走 8. 700メートル走 9. 800メートル走 10. 900メートル走 11. 1000メートル走 | 5月 |
| 11. 運動会 | 体育館 | 1. 50メートル走 2. 100メートル走 3. 200メートル走 4. 300メートル走 5. 400メートル走 6. 500メートル走 7. 600メートル走 8. 700メートル走 9. 800メートル走 10. 900メートル走 11. 1000メートル走 | 5月 |

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症により学校の休校期間が3ヶ月続き、新体力テストについても中止となった。令和3年度の新体力テストの結果は大きく落ち込む恐れがあり、児童生徒の体力を戻し、維持・向上させていく取組が必須となってくる。

そこで、第2期の最終年度である令和2年度にはコロナ禍でしかできないことを計画し実行した。それは、草津市チャレンジタイムの全運動内容を市のホームページに掲載し、市内の体育主任を中心に一週間のモデル動画をYouTubeくさつチャンネルに投稿したことである。運動内容を周知することも詳細がわかり有効であるうえに、普段児童に接している小学校の教師が動画に出演し、動きのポイントを指導することで、動画を見ながら児童も一緒に体を動かすことができる。コロナ禍であるからこそ家庭でも継続してほしいと願っている。さらに第2期からは学童保育にも拡大を図り、学童保育の指導者に向けて研修を行った。

(2) 滋賀レイクスターズとダンス動画

草津市チャレンジタイムの動画作成に加え、平成27年度から市内14校の小学3年または4年生でダンス教室を依頼している滋賀レイクスターズと共同でダンス動画を作成した。

令和2年度は大人気アニメ鬼滅の刃の主題歌である「紅蓮華」に合わせて振り付けしていただき、体育主任の代表と一緒に動画撮影を行った。また、学校現場の運動会に活用できるように、例年10月頃から開始するダンス教室を2学期が開始する8月末から実施した。

コロナ禍の中、家庭学習や学校現場の集団演技に動画を活用したことで、草津市ホームページの週間アクセスランキングの1位を獲得するなど多くの子どもたちや教師が取り組んだ。

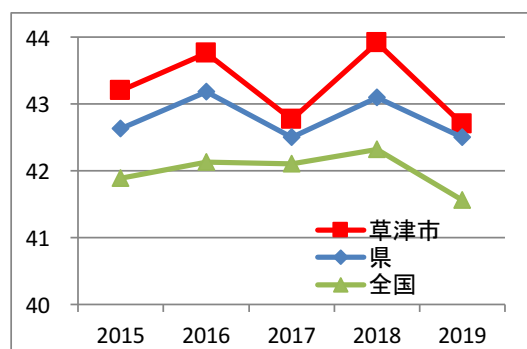
(3) ジュニアスポーツフェスティバル

「運動を通して、すべての子どもに感動を」というコンセプトで運動が好きな子どもを育てるとともに、仲間と力を合わせて助け合うことの大切さを学ぶために、市内全小学校6年生が立命館大学で一堂に会し、さまざまなスポーツを体験したり、競い合ったりするなかで、すばらしさを実感する「ジュニアスポーツフェスティバル KUSATSU」を実施している。令和元年度はパラリンピック教育の観点から、パラ陸上とパラ球技の体験ブースを加え、パラスポーツに対する理解を深めることもねらいとした。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、この事業を中止したが、北京五輪銀メダリストの朝原宣治さんをはじめ、トップアスリートを全小学校に招聘する「スポーツを楽しもう!」アスリート交流事業を代替で実施することにより、ジュニアスポーツフェスティバルの意義を継承した。令和3年度については地域の感染状況を鑑みながら、第10回ジュニアスポーツフェスティバル KUSATSU 2021の実施予定について検討を重ねている。

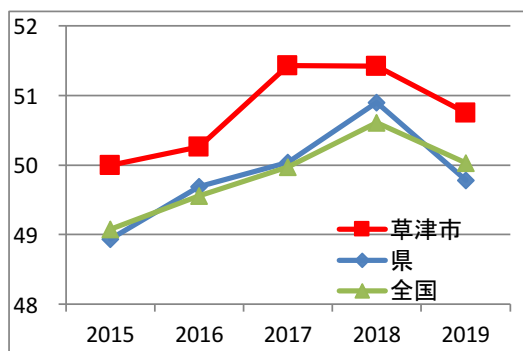
2. 中学生の体力向上について

(1) スポーツ傷害予防講習会

(図4) 新体力テストの平均値(点) 中2男子



(図5) 新体力テストの平均値 (点) 中2女子



(図4) は中学2年生の男子、(図5) は中学2年生の女子の新体力テストの総合点の平均の推移である。中学校では、過去5年全てにおいて全国の平均点を上回っているが、平成26年度に運動中の生徒のけがの割合が約10%と多かったので、平成27年度よりスポーツ傷害予防を中心に行った。第1期では、けがをしてから行うテーピング技術を学んだが、第2期では、「けがをしないためにどうすべきか」を学び、市内中学生のけがの発生割合が減少する等大きな成果があった。

(図6) 市内中学校の生徒数におけるけがの割合

| | 運動中の怪我の総数(件) | 生徒数(人) | 生徒数における怪我の割合(%) | |
|-------|--------------|--------|-----------------|-----|
| H26年度 | 327 | 3266 | 10.01 | (↗) |
| H27年度 | 306 | 3317 | 9.23 | (↘) |
| H28年度 | 302 | 3341 | 9.04 | (↘) |
| H29年度 | 286 | 3380 | 8.46 | (↘) |
| H30年度 | 287 | 3363 | 8.53 | (↗) |
| R1年度 | 278 | 3468 | 8.02 | (↘) |

スポーツ傷害予防講習会は、10月～12月にかけて市内の全中学2年生に向けて開催するものと、教師に向けて草津市教育研究所の夏期講座の一つとして開催するものがあり、教師向けでは、中学校教師や関心のある小学校教師も講習会に参加し、スポーツ傷害予防のための取組及び、けがをした後の処置・トレーニング等についての実技講習を行うとともに、生徒への指導の在り方についても学んだ。教師も生徒もスポーツ傷害予防についての知識を深めることにより結果的に体力の向上にもつながるものと考えている。

(図7) スポーツ傷害予防講習会の様子



(2) 運動部活動支援員と指導員

さらに、中学校の運動部活動の活性化や生徒の競技力向上を図るため、(公社)草津市スポーツ協会の人材バンク制度「スポーツリーダーバンク」を活用し、登録された指導者が、中学校の運動部活動で顧問の教員の下で指導する「中学校部活動支援事業」や顧問や試合の引率ができる「中学校運動部活動指導員派遣事業」を教育委員会が行い、授業だけでなく運動部活動の側面からも生徒の体力向上を支えている。

3. 小学校の授業力向上について

当該事業により、技術・知識ともに徐々に身に付いてきているが、児童生徒の体力向上と運動スポーツに関心が高まるような授業を行える状況にまで及んでいない。特に小学校においては、教科担任制の中学校と違い、体育指導を苦手とする教員がまだ多く、体育科の教科書もないことから、令和3年3月に体育科学習指導案集を学年ごとにファイル化した「小学校体育」草津モデルを一般化するなど、授業改善を継続する必要がある。

「小学校体育」草津モデルは立命館大学スポーツ健康科学部や各運動領域のスペシャリストの先生、小学校体育連盟の専門委員の先生方による指導のもと、草津市の体育主任を中心に指導案を作成し、市内数千人の児童や指導する教師がアンケートに協力して完成した授業プログラムである。児童の体力や「運動が好き」「体育の授業が楽しい」という気持ちを育むために考えられた指導案になっており、立命館大学スポーツ健康科学部が効果検証を行っているも

のである。

今日まで多くの教師と児童が関わってきた取組の成果の一つになるが、今後も運動領域の追加や内容の更新をしながら「教科書のない体育科」をより充実させ、児童の体力や「運動が好き」「体育の授業が楽しい」という気持ちを育むために、草津市チャレンジタイムと併せて活用したい。また「小学校体育」草津モデル更新のために、活用の際の意見や感想等を各校の体育主任に伝達し、草津市全体で「小学校体育」草津モデルを更新していく。

4. 第3期(R3～R5年度)の取組について

(1) 実施計画

○第2期の成果や課題を踏まえ、第3期の3か年の計画策定を行った。今後、第3期計画を推進し、成果をまとめ、公表する。さらに、作成した成果物（プログラム、指導案、資料等）を教員がより簡易に活用できるシステムを構築する。

〈小学校〉

- ・草津市チャレンジタイムの充実を図る。
- ・体育科年間カリキュラムの草津モデルを作成し、各校にて活用する。
- ・「小学校体育」草津モデルの学習指導案を更新し、普及定着させる。作成したプログラム等を簡易に活用できるシステムの構築に向けて検討を行い、掲載済モデルを活用する。
- ・学童保育との連携を進め、短時間運動プログラムの実施機会の拡大を図る。

〈中学校〉

- ・スポーツ傷害予防に関する実技講習会を実施する。
- ・体育の授業や部活動でのけが人のデータを収集する。
- ・けがの人数の調査データを検証・分析し、次年度に役立てる。
- ・運動部活動指導員・支援員を配置し、教員の負担軽減と専門的な指導を両立させる。

〈小・中学校〉

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査のデータを収集及び検証する。
- ・指導法や実技等の研修を行い、教員の指導力の向上を図る。
- ・タブレットPCを活用した授業や家庭学習の活用機会の拡大を図る。

おわりに

最後に、変化の激しい社会の中で、運動や健康の「課題解決学習」を通じて「心身の健康の保持増進」と「豊かなスポーツライフの実現」のための資質・能力を育むことが示されている新学習指導要領に対応することや一人一台となったタブレットPCを活用することにも焦点を当て、第3期につなげたい。「心身の健康の保持増進」と「豊かなスポーツライフの実現」については、体力の向上だけでなく、「運動が好き」や「体育の授業が楽しい」という気持ちを高めることが必要不可欠である。そのためにはやはり「小学校体育」草津モデルを活用した授業力の向上が必須になる。(図8)の体育研修会等を草津モデルに生かし、草津市全体で取り組んでいきたい。

(図8) 体育主任向け体育研修会の様子



また、一人一台となったタブレットPCの活用については、運動有能感等のアンケート調査を紙ではなくタブレットPCに児童生徒が入力することにより、データ入力・分析の大幅な時間短縮につなげたい。草津市小中学校体力向上プロジェクトのキセキは、これからも続く。

あれから10年

～施設一体型小中一貫教育学校開校までの歩み～

宮城県女川町教育委員会

はじめに

女川町は、宮城県の東、牡鹿半島基部に位置し、「三陸復興国立公園」地域に指定され、総面積が65.35km²、人口は約6千人のまちです。風光明媚なりアス式海岸を形成し、世界三大漁場を控え、「港町女川」として繁栄してきましたが、10年前に発生した東日本大震災で町は一変しました。震災発生当時の人口は約1万人ほどでしたが、死亡者・行方不明者は827名に及び、町の中心部、離半島部は壊滅的な被害を受けました。



東日本大震災発生前の女川町

「女川は流されたのではない。新しい女川に生まれ変わるんだ。人々は待ち続ける。新しい女川に住む喜びを感じるために。」

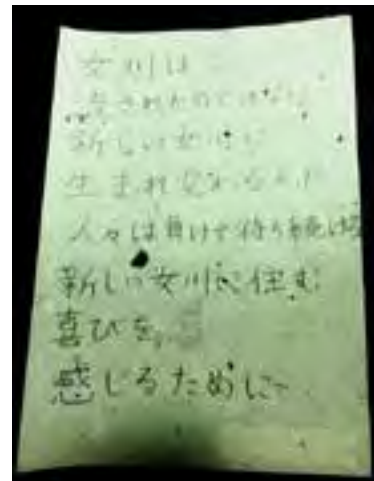
当時の小学生が書き記した言葉に大人は奮い立ち、

「とりもどそう 笑顔あふれる女川町」

のスローガンの下、前例の全くない、千年に一度のまちづくりがスタートしました。

教育現場では、「まちづくりはひとづくり。教育百年の体系。新生女川の教育のために、前例慣習にとらわれず、子供た

ちを第一に、スピード感をもって。」を合い言葉に、明日の女川、明日の日本を担う子供たちの育成のための教育環境整備に取り組んできました。本稿では、その一端についてご紹介します。



1. 小・中学校の統合・再編と「女川の教育を考える会」

東日本大震災発生前、町内には小学校が5校、中学校が3校ありました。震災発生の1年前に、小学校2校が統合され、小学校は3校に、そして中学校1校も統合され中学校は2校になったばかりでした。

震災発生に伴い、離島にあった小学校1校、中学校1校は、全島避難を余儀なくされ、地区内の高等学校や町内の中学校に避難するなど、子供たち、教職員そして島民は、厳しい避難所生活が続きました。

最終的には一つの小学校施設で3つの小学校が、一つの中学校施設で2つの中学校が一緒に学校生活を送るという状況を強いられました。



震災後の女川町（2011.6.19 撮影）

このような状況を1日も早く改善しなければならないということで、町民や有識者等からなる「女川の教育を考える会」を立ち上げ、今後の女川町の小・中学校の在り方について議論を重ねました。

小・中学校の統合問題に終止符を打たれたばかりの状況で、小・中学校の統合・再編について再度議論をすることは大きなエネルギーを費やすことでしたが、「前例慣習にとらわれず、子供たちを第一に、スピード感をもって。」を合い言葉に、前に進むしかありませんでした。

「女川の教育を考える会」から、今後の町立小・中学校の在り方、方向性について、以下のような報告をいただきました。

将来の小・中学校のあるべき姿を目指し、平成25年度から、小学校1校（仮称：女川町立女川小学校）、中学校1校（仮称：女川町立女川中学校）とし、新しい小・中学校としてスタートする。

そして、中長期的な要望等も含めた7点の付帯条件も付され、その中のひとつに、9年間を見通した小・中一貫教育の段階的推進が記されておりました。

報告の「おわりに」では、次のような言葉で締めくくられておりました。

子供たちを待たせるわけにはいかない。

子供たちにツケを回してもいけない。

離島である出島の課題についても議論を重ねました。今後は、保護者、教職員、町議会議員等の皆様の理解、支援をいただきながら、スピード感をもって進めてほしいという願いも示されました。

この報告をいただいたのは、議論がスタートしてから、4ヶ月後のことでした。教育委員会会議や町議会に諮り、白熱した質疑応答等がありましたが、「統合」という文言ではなく「再編」という文言を使用することで承認をいただきました。一

番心に残っているのは、「島から学校をなくさないで…」という要望でした。その要望に対する回答として、「女川の教育を考える会」のメンバーであり、島の小学校保護者でもあった方が、「断腸の思いではあるが、全ては子供たちのためです。」と話されたことが今でも頭の中から離れません。

2. 女川小・中学校移転整備事業

～町を中心(町の「へそ」)に「町の核」となる小・中学校移転～

東日本大震災発生直後、復興まちづくりの話し合いが町内各地で行われました。町長はどの会場にも足を運び説明を行いました。そして、説明の中で、まちづくりにおいて学校は中核となるものであり、町の「へそ」に小・中学校を建設することに言明しました。小・中学校再編に不安を抱えている人も多い中での発言でしたが、「女川の教育を考える会」や教育委員会としては、目指す小・中学校の未来形そのものであり、願ったり叶ったりという思いでした。

一方で、学校建設資金や住宅地の別途確保等の課題もありましたが、

「地域コミュニティの一体化」

明日の女川を担う子供たちのことを第一に考える。様々な困難に対応できる「社会を生き抜く力」を身に付けることができる学校とする。

「小・中学校住宅地からの徒歩圏の拡大」

障害がある子も障害がない子も、みんなが安心して学校生活を送ることができる学校とする。保護者が安心して子供たちを通わせることができる、これまで以上に安全な学校とする。

「町の中心部における防災拠点の確保」

小中一貫教育の強みが出せる「おらほの町のたったひとつの自慢の学校」「他自治体住民から選択される学校」を目指す。

という期待される効果等を踏まえ、町の「へそ」に小・中学校を移転集約する方針を固めました。

平成26年6月には、学識経験者、保護者代表、学校評議員、町民代表等19名の委員で構成される「女川町学校施設町民会議」（以下、「町民会議」と記す。）を設置し、女川町小・中学校整備基本計画（以下、「基本計画」と記

す。)の作成や事業手法の検討を、スピード感を持って進めていきました。

「町民会議」では、「整備計画」作成のための次の3つの視点を定めました。

視点1 子供たちを第一に!社会を生き抜く力!

視点2 どの子ども安心・安全!

視点3 地域に開かれた、おらほの町の自慢の学校!

そして、どのような学校にしたいかについて、児童生徒や教職員へアンケート調査を行うとともに、ワークショップでの意見、各種要望等を集約して「整備計画」が完成しました。児童生徒のアンケートでは、次のような声が寄せられました。

- ・小中が仲良く過ごせるような学校。広い学校。
- ・中学校と小学校が一緒になるので、中学生がいても遊具があつたらいいと思います。
- ・広いランチルームを作る。
- ・噴水のある池を作る。
- ・人も乗れるエレベーターをつける。
- ・部室を作る。
- ・グラウンドは人工芝にする。
- ・部室を作る。
- ・校内の仕切りや段差を減らす。等々

時間を要したのは、学校建設資金の財源確保でした。国費である復興交付金を見込みましたが、復興庁との話し合いは平行線を辿ることが多く、調整には2年近くの時間を要しました。町長を先頭に復興庁に出向き、話し合いを行うなどしまして、やっとのことで許可がおり、平成28年10月に復興交付金申請を行いました。そして、同年12月1日に、復興交付金交付可能額通知をいただきました。

また、平成28年10月には、中東のカタール国と「カタールフレンド基金(QFF)」による移転建設事業の「了解覚書書」を締結することができ、10億円の支援をいただきました。こうして、平成29年5月に基本設計に着手し、平成30年12月に待ちに待った建設工事がスタートしました。建設現場に工事の槌音が響き渡りました時の感激は忘れられません。

建設工事は、関係者の尽力により順調に進められましたが、令和2年に入り新型コロナウイルス感染症による影響が懸念される状況となりました。厳しい状況下ではありましたが、作業員一人一人が感染予防の意識を強く持ち、5月の大型連休中にも、県外から来て建設工事に係っている作業員は帰省自粛するなどして、工事を止めることなく、予定どおり令和2年7月15日に完成を迎えることができました。

その後、非常にタイトな日程の中、完成検査や引越作業を行い、コロナ禍の中で落成式を迎え、待望の施設一体型小中一貫教育学校がスタートしました。

以下は、落成式での女川中学校代表生徒の言葉です。

東に女川湾を望み、緑豊かなこの山に、多くの方々のご尽力のもと、あたたかい校舎が完成しました。この日を、私たちはとても心待ちにしていました。中学3年生にとっては、残りの中学校生活をこのきれいな校舎で過ごせること、すばらしい環境のもと勉強できることを本当に嬉しく思います。

この校舎が完成するまで、たくさんの方々のご支援やご協力をいただきました。カタール国からは多大な寄付をいただきました。また、工事には、全国各地から多くの方が来て、作業してくださいました。そして、町民の皆様にも暖かく見守っていただきました。感謝申し上げます。ありがとうございます。私たちがこれからこの校舎で生活するのは、このようなご支援、ご協力があったからこそだという感謝の気持ちを忘れず、校舎を大切にしていこうと思います。…(中略)…私たち中学生103名は、施設一体型小中一貫教育学校の歴史が始まる記念すべき日に立ち会えたことを誇らしく思います。3月には、この校舎から初の卒業生として、堂々と巣立っていけるよう、最高学年らしい生活を心掛け、リーダーとしての役割を皆で果たしていこうと思います。今の気持ちを大切に、今日から施設一体型小中一貫教育学校の新しい歴史を創っていこうと思います。



落成式～カタール国から児童生徒に記念品～

3. 施設一体型小中一貫教育学校 女川町立女川小・中学校の概要

□ 敷地面積 27,618㎡

- 建築面積 5,921.22㎡
- 校舎棟（体育館・共同調理場・共用部む）
RC造一部S造 4階建て塔屋1階
 - 延べ床面積 13,482.89㎡
東体育館 1,019.87㎡
屋上プール：ステンレス製 25m 6レーン
小学校低学年用15m
西体育館 1,264.4㎡
舞台音響装置
校庭 10,580㎡ 人工芝敷設
柔剣道場
 - 校内無線LAN完備
太陽光発電装置設備
教室、特別教室はエアコン完備
体育館は暖房完備
メディアセンター、図書室、ランチルーム
部室 遊びランド ビデオトープ
防犯カメラ16台

ています。

- 総工費 53億5,500万円
- ※その他備品等 3億4,400万円
- (財源) 国 費 36億7,500万円
(復興交付金 震災特交)
- カタール国からの支援 8億6,800万円
- 原子力発電施設立地地域共生交付金 10億8,000万円



～ 学校の幹 ～

建物は小学校と中学校の普通教室を東西のウィングに振り分けて、中央には昇降口から続く大きな階段と吹き抜けを設けています。

特別教室や図書室、体育館やランチルーム等の利用にはこの空間を通ることになりますが、動線が樹木の枝から幹に集まるように、子供たちの出会いや交流を活発にする象徴的な場「学校の幹」と称しています。

この内装壁面は多種多形状の木材約2000ピースのランダムな集合体を樹皮に見立てたイメージとしており、多様な人格や年代の集まりである学校生活を比喩しています。

子供たちの多感な9年間の学校生活に深い記憶として刻まれる、森の中の広場のような心地よい空間となることを願っ

おわりに

東日本大震災発生から10年の歳月が流れました。10年の歳月が長かったのか、短かったのかは、人それぞれ捉え方は異なることと思いますが、間違いなく10年が経過したことは事実です。

女川町は、町独自で作成しました「女川町復興計画」が8年間で終了し、新たなステージに入りました。「3.11」をこれからの10年間、生かされた我々が、自分の心の中にどのように位置付け、生きていか・・・その後ろ姿を、震災で尊い命を失われた天国にいる多くの皆様が見守っていることと思います。

町長が、これからの10年間は、これまでの10年が意義づけられていくという話をされました。真価が問われるのは町も、教育現場も同じであり、これからです。

新校舎や人工芝グラウンドで毎日嬉々とした表情で学校生活を送っている小学生、中学生だけでなく、新校舎には入ることができなかった多くの子供たちのためにも、教職員、保護者、地域の皆様、そして教育委員会職員が一丸となり、「チーム女川」として、大人も子供も自慢できる、誇れる学校づくりに尽力していきたいと思っています。

「特色」と「魅力」ある 小中一貫教育校への歩み

～変革を支える5年間の方策～

徳島県佐那河内村教育委員会

はじめに

佐那河内村は、県庁所在地の徳島市に隣接し、JR徳島駅から車で30分の場所に位置する、利便性と自然の双方に恵まれた村である。4月末現在の人口は約2200人、少子化と人口減少傾向が他の地域と同様、課題となっている。平成23年4月に一体型校舎が完成し、村の唯一の中学校と小学校が同時に入居した。令和3年度は、小学生78人、中学生34人の計112人が在籍している。28年度から「特色と魅力ある小中一貫教育」をスタートし、ともに歩む学校と村教育委員会双方の「5年間の取組」を紹介する。

1. 県教育委員会からの「小中一貫教育推進事業(徳島モデル)」指定を契機として ～平成28年からスタート～

(1) 「小中2校の同居と連携教育」から「小中一貫教育」への転換

一体型校舎が完成した平成23年度から27年度までの5年間、校長は1名で「小中連携」を方向性とし、小中合同運動会や乗り入れ授業等を行い、接点をもっていた。しかし、小学校と中学校の「2校が同居」し、それぞれが教育活動を別々に実施という意識のまま経過しており、教職員が他の校種の教育活動を理解し共有する状況にはなかったといえる。村教育委員会として、恵まれた教育環境を生かして特色ある教育を効果的に実施したいと考え、平成28年4月に小中一貫教育推進事業の指定を受諾した。このことを契機として、

同年に着任した学校長とともに、9年間を通して児童生徒を育てる「小中一貫教育」へと舵を切ることにした。

(2) 学校と村教育委員会との連携

学校においては、学校長のリーダーシップのもと、小中一貫教育の視点で教育活動を見つめた学校運営を4月から行うとともに、教育活動を見直し、9年間の力の系統性を踏まえた一貫教育を進める取組をスタートさせた。

村教育委員会では、県教育委員会の助言を得ながら、6月に「佐那河内村小中一貫教育推進会議」を開催して改革の方向性を定めるとともに、学校との定期的な打合せを密に行い、管理職の学校運営マネジメントの下支えをした。さらに、財政面でも小中一貫教育を支えるため、村の理解を得て予算立てをし、様々な取組を支援した。

2. 学校の教育活動・学校運営の変容 (平成28年・29年)

学校では、教職員の意識をそろえ、共有するために、次のような取組がなされた。

(1) 小中のつながりを「見える化」

27年度までは、小中連携の方針であったため、様々な校内文書は、小中が別の様式で作成し、共有することはほとんどなかった。28年度の4月当初に第一歩として、小中合同研修の充実を図るため、研修主任2人の理解を得て、研修計画を小中で統一し、1冊に編集して共有した。その後、教育計画や職員会議資料など一つ一つの文書を小中一貫の目で

見て統一していった。小中の教職員が意識をそろえ、互いの教育内容を理解し、指導力を向上することにつながった。

(2) 当事者意識を大切にした小中乗り入れ授業

乗り入れ授業とは中学校数学科の教員が小学校5年生で算数のT2として指導、中学校理科の教員が小学校高学年の理科のT2として指導、小学校高学年の担任が中学校1年生の英語科のT2として指導するなどのことである。28年度から、乗り入れ授業の質と量の改善を図り、週に20時間以上行った。時間数はもとより、乗り入れる教員が補助の意識ではなく、当事者として意識をもって授業することを目指した。教育内容の系統性の理解や、他校種の児童生徒理解が進んだ。

(3) 授業公開週間の効果的な実施

小中の日常の授業を教職員がお互いに参観して小中の指導の相違点や共通点に気づくため、授業公開週間を設けた。しかし、参加に偏りや遠慮が見られたため、職員室に一覧表をはりだし、誰が、いつ、どの授業を見に来てくれるのかを明らかにして、行き来がしやすいようにした。中学校の教諭も専門教科だけでなく、教科を超えて、授業を参観し、感想をメッセージカードに書いて渡すようにした。このことにより、小中の教諭の距離が縮まり、小中の授業の指導法の相違点や共通点が実感でき、理解が進んだ。

(4) 先進校を全教職員で視察

夏期休業中に四国や関西圏の「義務教育学校」や「併設型小中一貫校」を全教職員で視察した。夏休みの1日を利用してバスで出かけ、対象校から実感をもって学ぶことができた。教職員が多様な観点から見て一貫教育のあり方を考えることができ、佐那河内ならではの「一貫教育」に生かすことにつながった。

(5) 教職員のアンケート結果やアイデアの具現化とその効果を「見える化」して

一貫教育の取組を進める中で、教職員のアイデアの実現を図った。例えば生徒が自由に質問可能な「QAタイム」の開設や、文化祭を中学校行事から小中共催行事に、英語の授業における小学生と中学生の様々な交流による学びなど、教職員の意見をスピード感をもって生かした。さらに、その効果を「見える化」することにより、教職員の「心の壁」

は次第に低くなり、小中に関わらず全ての児童生徒が自校の児童生徒であるという意識に変化するのを実感した。

(6) 小中合同研修会の充実と授業改善

～ホワイトボードミーティングを活用して～

児童生徒に思考力・判断力・表現力等を育てる授業改善の方策として、ホワイトボードミーティングの手法を取り入れた。創始者のちょんせいこ先生を学校に招いて、小学生向け(1～3年・3～6年)と中学生向けの授業を3本と教職員への授業(研修)をしていただいた。全児童生徒にホワイトボードを購入し、授業で活用した。小中とも普段の授業でよく活用し、児童生徒が考え、意見を伝え、友達と協議する場面が増えた。

(7) 9年間の教育課程の編成に向けて

9年間を通して児童生徒に力を付けるため、教務主任と研修主任に理解を求め、9年間の教育課程を一目で分かるように編成することにした。平成28年度の年度末までに小中の教職員が相談して作成した。作業過程を通して学ぶことが多く、目に見える9年間の形にすることにより、学習内容の系統性などの理解が進んだ。

(8) 9年間のスクールマナーや学習の手引き等の整備

学習規律や家庭学習の手引き、生徒指導上のスクールマナー等も小中で別々に作成されていた。そのため、教務主任や生徒指導主任に依頼して9年間を通したものにし、保護者の意識や児童生徒の意識を向上させるとともに、系統的な指導につながった。

(9) 小中一貫教育の理念の検討

～「英語教育」と「ふるさと学習」を2本柱に～

特色ある一貫教育の方向性として、「英語教育」と「ふるさと学習」を2本柱に据えた。まず、「英語教育」については、研修主任が28年度に国の動向や新学習指導要領に向けた様々な情報を集め、講師を招き、研修を重ねながら9年間の学習を作り上げていった。同時に生活科や総合的な学習の時間に行われていた学習を再構成し、村のよさや課題を調べ、考え、発信する教育として「ふるさと学習」と名付け、9年間の学習として位置づけた。地域の方の支援を引き継ぐとともに、村の新たな教育資源を見つけたり、講師とし

て招く地域人材を発掘したりするなどして拡大し、地域の支援を受けた。

3. 村教育委員会の取組 (平成28年度)

(1) 小中一貫教育の研究と視察

村教育委員会として、4月から小中一貫教育についての研究や小中一貫教育校・義務教育学校の研究等を行った。小中の管理職とともに、小中一貫教育校（東京都）を視察するなど、教育課程や学校組織を研究した。本村では、教職員数の確保の観点から義務教育学校ではなく、一貫教育校への移行を選択した。

(2) 小中一貫教育校への移行に向けた保護者説明会を開催

平成29年1月に1回目の保護者説明会を行い、平成29年2月4日の説明会で一貫教育校への移行を平成30年4月以降とした。その後、平成30年3月19日の説明会で、学校運営のグランドデザイン等を含め、特色ある一貫教育について説明した。

(3) 総合教育会議等の開催と経過

平成28年12月19日に佐那河内村教育大綱や小中一貫教育校スタートに向けての理念の共有等を行い、平成30年3月27日に学校の小中一貫教育の具体的な進捗状況や概要等についての協議を重ねた。

平成30年の村議会3月定例会で村長が小中一貫教育校への移行について明言するとともに、同年3月15日の村教育委員会臨時会で決定した。また、教育委員会規則の整備（29年12月6日）を行った。

(4) 鳴門教育大学との包括協定の締結

（詳細を次に記述）

4. 村教育委員会の取組～佐那河内村英語教育戦略ビジョンの策定と鳴門教育大学との包括協定～(平成29年～)

本村では村長のリーダーシップのもと、28年から「保育所

から中学校までの子どもたちが系統的に学ぶ、保育、社会教育、学校教育が連携した英語教育」を重要な教育施策としている。これを踏まえて、29年11月7日に佐那河内村と鳴門教育大学が包括連携協定を結び、村教育委員会と鳴門教育大学小学校英語教育センター、小中学校が英語教育の発展に向けて覚書を交わした。

村教育委員会では、小中一貫教育の柱である「9年間の特色ある英語教育」を推進するとともに、保育所の英語活動、社会教育としての放課後英語活動を含め、連携して推進するため、村で英語教育戦略ビジョンを策定し、鳴門教育大学と連携して評価改善することを目指し、以下のように進めた。

(1) 佐那河内村英語教育ビジョンの策定

本村の実態をもとに、保育所から中学生までの子どもの英語力を育てるため、平成29年に「佐那河内村英語教育戦略ビジョン」の策定を行った。その際、アンケート調査や保育所・小中学校へのヒアリング調査等（29年10月）を行い、その調査結果を踏まえて30年3月に完成させ、平成30年の4月から保育所・小中学校・放課度英語活動において共有した。

(2) 「英語教育運営委員会」の開催

第一回佐那河内村英語教育運営委員会を平成29年12月22日に開催し、鳴門教育大学教授を委員長として、保育所長・小中学校校長及び教諭・放課後英語活動の指導者・鳴門教育大学関係者・文教厚生委員等、関係する者が一堂に会した。それぞれの英語教育や英語活動について共有し、協議するとともに、指導のあり方を考えた。

鳴門教育大学教授による運営委員会での助言を日頃の実践に生かすことはもちろんのこと、必要に応じて小中学校の研修会の講師として招き、繰り返し指導をいただいた。

(3) ヒアリング調査やアンケート調査の継続とPDCAサイクルの循環

英語教育について、毎年、保育所や小中学校の教職員へのヒアリング調査や、小学校児童・中学校生徒・放課後英語活動児童へのアンケート調査を行い、結果を公表し協議して、PDCAサイクルを循環させてきた。同一の調査項目により、経年比較を行い、指導の見直しをしている。

5. 「併設型小中一貫教育校」としてスタートした学校の新たな取組と成果 (平成30年・令和元年)

(1) 英語教育の充実

① 校内英語推進委員会の開催による小中教諭の交流と指導法の研究

小学校の英語担当者と中学校の英語科教諭が常に相談し、連携して9年間の学習内容や指導法を考え、充実した教育を作り上げてきた。「英語教育推進委員会」での協議や校内英語推進委員会を自主的かつ定期的に開催したこと、さらに鳴門教育大の准教授を研修に招くなど、積極的な取組が教育の改善につながった。

② 小6と中1のスタートカリキュラムや小中学生が英語を使って交流

小学校と中学校がスムーズにつながり、段差のない英語教育を行うため、「小6と中1のスタートカリキュラム」を実施した。中学校の各教科の教員に中1の生徒が英語でインタビューし、小学校の教員に英語で紹介するなど、指導内容を工夫した。

③ 留学生や海外からの学校への訪問者との交流やスカイプ等を活用した学習

他国の留学生や視察者との交流をこれまで年間に複数回は実施していたが、コロナ禍のため、直接の交流は難しくなった。しかし、スカイプを活用して児童生徒が外国在住の元ALTと英語で会話をするなど、交流学习を続けている。

(2) 佐那河内を担う人材を育成する「ふるさと学習」の充実と展開

地域を知り、地域を担う人材を育成するために、系統性なふるさと学習を行った。中学2年生の例をあげると、地域によさだけでなく課題について調べ、自分に何ができるのかを考え、施策について提言する、「ふるさと学習」を行ってきた。村役場で村長や議会議員、各課課長等を前に発信した後、中学生ができることを行い、自分のこととして地域を考える学習となっている。他学年もそれぞれ発達段階に応じて工夫して取り組んでいる。地域からも好評を得ており、地域人材や教育資源を広げることができた。

6. 「併設型小中一貫教育校」の充実のために～村教育委員会の新たな取組と成果～ (平成30年・令和元年)

(1) 移行による特別な教育課程の実施

一貫校への移行により特別な教育課程を編成できるようになった。これを生かして、小学校1年生から英語に関わる授業を特設し、1年～6年まで1時間ずつ増やし、年間指導計画を作成して授業を行うようにした。1・2年生は英語活動を1時間行い、さらに新学習指導要領の先行実施の形で、小学校3・4年生は外国語活動として1時間、5・6年生は外国語として2時間行うように働きかけた。

(2) 一貫教育推進のための人材確保と配置及び人材育成

一貫教育を推進するため外国語教育指導監1名を雇用し、小中学校に常駐させた。このことにより、複数体制での専門性の高い指導が可能になるとともに、指導監や中学校教諭、ALTが担任とTT体制で指導ができるようになった。特に専門外の英語の指導を行う小学校担任教諭の指導力向上に大きな効果を上げた。また、中学校英語科教諭に働きかけ、小中の英語教育のつながりを工夫して段差なく育てることに資した。ALTも常駐しており、つねに英語を聞いたり話したりする環境が身近にある状態を確保している。

さらに、村費教員を小中で3名雇用し、きめ細やかな指導に生かしている。そのため小中双方からの他校種への乗り入れ授業を週に20時間以上行うことが可能になっている。

(3) 英検・英検ジュニア・漢検の受験料補助

児童生徒が英検・英検ジュニア・漢検を受験しやすくするため、受験料の1回目を補助する仕組みを28年度につくった。このことにより、受験者数・合格者数とも年々増加していった。令和2年度から2回目の受験料も補助するよう制度を見直し、いっそうの拡大を図ることにした。

(4) 「佐那河内村英語教育運営委員会」から「校内英語教育推進会議」の開催へ

中学校の英語科の教員と小学校の英語担当教員が相談し、自主的に「校内英語教育推進会議」の開催を始めた。鳴門教育大学の助言を踏まえた工夫・改善はもとより、さら

に自発的・定期的に自ら見直しを図るための取組である。1～2か月に1回開催され、共有の場となった。

(5) 保育所・小中学校教育・放課後英語活動の充実

ALT が保育士とともに5歳児の英語指導を行うことからスタートし、その後、4歳児にも指導を広げたり、指導者を1名追加して2人体制で指導したりするなど、充実に取り組んだ。このことが小学校の英語活動にスムーズにつながっている。

放課後英語活動については、小中学校に常駐する外国語教育指導官がもう1名の支援者と指導を行うことにより、指導が充実し、小中学校の英語教育との連携が一段と進められている。

7. 小中一貫教育を継続・進展のために、新たな教育課題の研究を追加して～小中のプログラミング教育を一貫教育の3本目の柱に追加～(令和2年度)

(1) 県教育委員会の指定を受け、小中学校の全学級でプログラミング教育の研究

村教育委員会では、GIGA スクール構想に先駆けて、小中学校へのタブレット配備を行った。令和2年の5月に県教育委員会の依頼を受け、プログラミング教育を小中一貫教育の3本目の柱として位置づけ、研究に取り組むよう学校に働きかけ、受諾された。各教科の中で教科の狙いを達成するために行うプログラミング学習や、スキル等に特化したプログラミング学習の棲み分け、あるいはドローンやロボットなどを活用した先進的な学習のあり方など、県教育委員会の指導を受けながら、小学校1年から中学校3年まで、様々な観点から研究を行った。また、教材開発や情報活用能力年間指導計画の作成を行った。

(2) タブレット端末を活用した授業改善

1人1台のタブレット端末をどのように生かして授業を改善するかはどの学校でも喫緊の課題である。プログラミング学習以外の各教科等の授業においても、この研究指定が契機となり、充実した学びと達成感を感じることができた。そして、教科のねらいを達成するために、教職員と児童生徒が授業で活用する姿が日常になった。

現在、小中とも授業で端末を活用し、9年間を通して、新しい社会を生き抜く力を育てるため、授業改善がなされている。

8. 5年間の取組を経て ～現在の姿～

(1) 児童生徒の意識の変化

前校長が今年の3月に中学校3年生に対して高校受験の面接練習をしたとき、「自校について」の質問に対して、全員が小中一貫教育をあげた。また、全員が一貫教育についてそれぞれ違う具体的なエピソードを入れて話し、説得力があったことに感じ入ったと聞いた。特色ある教育が子どもの意識に浸透してきている。

(2) 英語科における児童生徒の姿と客観的なデータの向上

児童生徒が英語に積極的に取り組み、英語で自然に話しかける姿が見られるようになっている。コロナ禍の中で、直接の交流が困難であるが、スカイプで海外との交流や文通等を行い、小中学生間の英語交流や ALT との交流を続けている。

また、英検・英検ジュニアにおいて、受験者数の増加とともに、合格者が年を追って増えている。令和2年には、中学2年生13名のうち、3名が準2級に合格するなど、成果が上がっている。3名とも英語塾等に通っていない生徒であり、小学校からの積み上げと学校での指導の成果と考えている。令和元年度の GTEC の調査結果や全国学力学習状況調査英語科においても、良好な結果を残している。

(3) 県内各校への小中一貫教育の周知

県内各校への周知として、県内の全学校の教職員が集まる「あわ(our)教育発表会」において、平成29年度は「小中一貫教育」、30年度は「9年間の系統性を考えた英語教育」をテーマに、2年連続で発表し、反響があった。また、令和2年の「あわ(our)教育発表会」は WEB 上で「小中9年間のプログラミング教育」について発表した。冊子等やほかの研究会等でもその都度発信している。

(4) 教職員の意識改革と指導力の向上

教職員の一貫教育に対する意識が変化し、授業の工夫や改善の意識が広がった。また、「一貫教育がしたい」という理由で他校から小中学校への異動を希望する教職員が増えた。

(5) 地域や保護者の理解

ふるさと学習の充実を通して、地域からの支援やバックアップ体制がさらに強固になった。また、令和2年度末のプログラミング学習に対する保護者アンケートでは、9年間を通じた学習への研究や実践に対して肯定的な回答が寄せられ、評価が高く、理解が進んでいる。

..... おわりに

小中学校と村教育委員会が話し合い、「特色と魅力ある小中一貫教育」に取り組んできた。近年、様々な成果が児童生徒の姿や客観的なデータ等に、目に見える形で現れてきている。高い水準で一貫教育を維持することは、実は最も難しいことであるが、成果が励みとなっている。

今後も、前年度の取組を検討せずに継続することは避け、新しい取組を取り入れつつ、地域の実態に応じた、特色と魅力ある小中一貫教育を推進することが大切である。村教育委員会として、学校への働きかけと支援を充実させ、教育の現状と方向性を見極めながら、確かな歩みを進めていきたいと考えている。

校則・生徒指導のあり方の見直し

熊本市教育委員会

はじめに

本市は、小中学校 134 校をはじめ、高等学校、専修学校、幼稚園、特別支援学校まで合わせると、145 校（園）を有しており、在籍する児童及び生徒数は約 6 万 2 千人である。

令和 2 年に策定した熊本市教育振興基本計画（令和 2～5 年度）の基本理念である「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」に基づき、教育ICTの活用、市立高校・専門学校の改革、教職員の働き方改革、校則・生徒指導の見直し等、様々な学校改革に取り組んでいる。

1. 見直しの目的

校則・生徒指導のあり方の見直しも、これらの学校改革の一環として、児童生徒が学校生活全般にわたって自ら考え主体的に行動できる環境づくりのために行うものである。

児童生徒が、自分たちの決まりは、自分たちで作って、自分たちで守るといった民主主義の基本を身に付けることは、「平和で民主的な国家及び社会の形成者」（教育基本法第1条）となるために不可欠であり、自校の校則の見直しに参画することは、その貴重な実践の場となる。

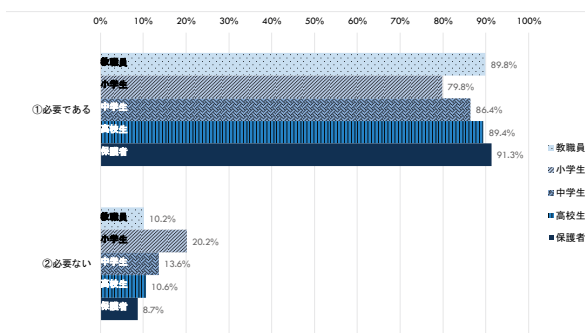
また、保護者も校則の見直しに学校の一員として関わることにより、学校の様々な課題についての当事者意識や、家庭と学校との役割分担についての共通理解の形成にもつながるものとする。

2. 関係者からの意見聴取

(1) 「校則・生徒指導のあり方の見直しに係るアンケート」の実施

令和 2 年 8～10 月に、熊本市立の学校に在籍する児童生徒、その保護者及び教職員を対象として「校則・生徒指

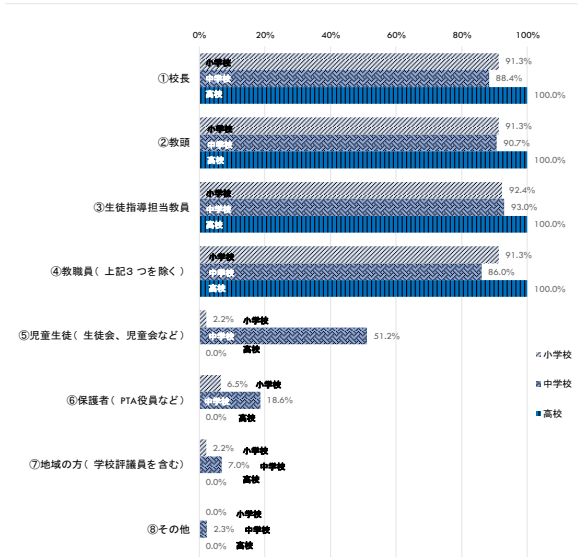
問9. 学校全体の校則を、児童生徒で作ったり、考えたりする場が必要であると考えますか。（保護者は「児童生徒で」「お子さんたちで」に読み替えてください。）



| | 教職員 | | 小学生 | | 中学生 | | 高校生 | | 保護者 | | 総計 | |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 人 | 構成比 | 人 | 構成比 | 人 | 構成比 | 人 | 構成比 | 人 | 構成比 | | |
| ①必要である | 2,501 | 89.8% | 10,275 | 79.8% | 12,951 | 86.4% | 412 | 89.4% | 17,366 | 91.3% | 43,505 | 86.6% |
| ②必要ない | 283 | 10.2% | 2,599 | 20.2% | 2,039 | 13.6% | 49 | 10.6% | 1,660 | 8.7% | 6,630 | 13.2% |
| 総計 | 2,784 | 100.0% | 12,874 | 100.0% | 14,990 | 100.0% | 461 | 100.0% | 19,026 | 100.0% | 50,135 | 100.0% |

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはなりません。

4. 見直しを行う際、かかわっている人は誰ですか。（複数回答）



| | 小学校 | 構成比 | 中学校 | 構成比 | 高校 | 構成比 | 全体 | 構成比 |
|------------------|-----|-------|-----|-------|----|--------|-----|-------|
| ①校長 | 84 | 91.3% | 38 | 88.4% | 2 | 100.0% | 124 | 90.5% |
| ②教頭 | 84 | 91.3% | 39 | 90.7% | 2 | 100.0% | 125 | 91.2% |
| ③生徒指導担当教員 | 85 | 92.4% | 40 | 93.0% | 2 | 100.0% | 127 | 92.7% |
| ④教職員(上記3つを除く) | 84 | 91.3% | 37 | 86.0% | 2 | 100.0% | 123 | 89.8% |
| ⑤児童生徒(生徒会、児童会など) | 2 | 2.2% | 22 | 51.2% | 0 | 0.0% | 24 | 17.5% |
| ⑥保護者(PTA役員など) | 6 | 6.5% | 8 | 18.6% | 0 | 0.0% | 14 | 10.2% |
| ⑦地域の方(学校評議員を含む) | 2 | 2.2% | 3 | 7.0% | 0 | 0.0% | 5 | 3.6% |
| ⑧その他 | 0 | 0.0% | 1 | 2.3% | 0 | 0.0% | 1 | 0.7% |

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入している。

導のあり方の見直しに係るアンケート調査」を実施した（回答数は、小学4～6年の児童12,874人、中学生14,990人、高校生461人、保護者19,026人、教職員2,784人）。調査方法は、小中学生は学校が貸与しているタブレット端末からの回答、高校生及び保護者については各家庭の端末からの回答とした。

調査の結果、「学校全体の校則を、児童生徒で作ったり、考えたりする場が必要であると考えますか」の質問については、回答者の約8割以上（小学生79.8%、中学生86.4%、高校生89.4%、保護者91.3%、教職員89.8%）が「必要である」と回答している。また、「あなたは、自分の学校の校則の見直しが必要だと思いますか」の質問について、回答者の約3割（小学生30.3%、中学生34.7%、高校生46.2%、保護者17.0%、教職員29.6%）が「必要」と回答している。これらのことから、現在の校則に問題を感じているか否かに関わらず、児童・生徒たちが自ら校則を作ったり、考えたりする場を設けることが必要だという認識が多くの児童生徒、保護者、教職員に共有されていることが分かった。

また、「見直しを行う際、かかわっている人は誰ですか」の質問（各学校が回答）に対しては、8割以上の学校が、校長・教頭・生徒指導担当教員・教職員が関わっていると回答しているが、児童生徒が関わっている学校は、小学校2.2%、中学校51.2%、保護者が関わっている学校は、小学校6.5%、中学校18.6%と少数であり、実際には学校の教職員が中心となって校則の見直しを行っている学校が多いことがわかった。

(2) 教育長と教育委員による直接対話事業(広聴事業)

本市では、教育政策に広く市民の意見を反映させるために、教育長と教育委員が市民と直接対話する広聴事業を実施しており、令和2年10月には、「校則・生徒指導」をテーマとして、オンラインによる意見交換を行った。公募により参加した熊本市立高等学校・中学校の生徒19人、保護者14人、教職員5人の計38人が6グループに分かれ、教育長及び教育委員がファシリテーターの役を担い、グループワーキングを実施した。

広聴事業では、グループごとに現状や生徒が抱える疑問、学校の事情や課題、解決案や教育委員会に対する要望などが出された。

校則・生徒指導の問題点については、特に服装について



のきまりが細かいことや、指導の際に納得できる説明等がないこと、「高校生、中学生らしさ」という言葉が不明瞭であることなどの意見に対して、生徒や保護者、教職員が、それぞれの立場で考えを述べた。校則や生徒指導の見直しの方法については、「みんなが理解できるルールをつくる」「高校生、中学生らしい〇〇を具体的に決める」「人権が侵される可能性がある校則については積極的に考える」「先生だけで決めるのではなく、生徒、保護者、更に地域も交えて決定する」といった意見があった。

また、このグループワークを行った感想として、生徒からは「国を良くするために法律があるように、校則が生徒を育てる上で重要なものか考える必要がある。生徒に自分の意見を言ったら変わるという成功体験の場をつくっていくべきではないか。」「他の学校のことや保護者の方の意見を聞くことができ、自分のことも改めて考えることができた」、保護者からは「校則は人権に配慮した文言の整理が必要。先生や保護者や地域の方々が、あなたたちを応援する立場にいますので、生徒の皆さんもそこを信じて学校生活を送ってほしい。」「生徒・保護者は、学校や先生には逆らえないと無関心にならず、生徒が主体となり保護者等も巻き込んで学校を良くしてほしい」といった肯定的な意見が多く出された。

(3) 小中高等学校長との意見交換

校則の見直しを行うにあたり、学校現場に校則の見直しの趣旨を十分に理解してもらうため、全校長へ見直しの目的や見直しの方法などを説明し、意見交換を行った。

校長からは、自ら考え行動できる児童生徒を育成するために、校則の見直しに児童生徒を参画させていくことや、時代に合っていない校則について見直していくことに賛同す

る意見があった一方で、これまで大事にしてきたもの（校内秩序の維持を重視したきまりや指導を徹底するためのきまりなど）が失われるのではないかと、児童生徒の荒れに繋がるのではないかと、などの不安の声も聞かれた。

3. 見直しの枠組みづくりと学校管理運営規則改正

これらの関係者からの意見聴取等を踏まえ、校則の見直しを行うことを通して、自分の意見を表し、他者の意見を聞きながら、自分たちの決まりは、自分たちで作って、自分たちで守ることを実現するため、以下の3つの観点から見直しの枠組みをつくることとした。

ア児童生徒が、自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築
 イ必要かつ合理的な範囲内で制定されることについて
 ウ校則の公表について

また、その実効性を担保するため、学校管理運営規則を改正し、当事者である教職員、児童生徒、保護者が校則の見直しに参画することを明記した。

○熊本市立小中学校の管理運営に関する規則
【旧】
 (学校規程の制定)
 第36条 校長は、法令、条例又は規則等に違反しない限りにおいて、校則その他の学校規程を制定することができる。

【新】
 (学校規程の制定)
 第36条 校長は、必要かつ合理的な範囲内で校則その他の学校規程を制定することができる。

2 校長は、校則の制定又は改廃に教職員、児童生徒及び保護者を参画させるとともに、校則を公表するものとする。

※熊本市立高等学校の管理運営に関する規則第33条も同じ。
 ※令和3年4月1日施行

校則制定プロセスの明文化は、児童の権利に関する条約に定める意見表明権（同条約第12条）とも整合的である。国連の児童の権利委員会は、学校的意思決定への児童参加を法定すべきだとしている（同委員会一般的意見第12号・平成21年）。

その点で、児童生徒の参画を学校管理運営規則という法的根拠のある形で規定したことには意義があると考えている。

4. ガイドラインの策定

実際に校則の見直しを学校で行うにあたり、見直しの目的や仕組みづくりのポイント等を示すため、ガイドラインの策定を行った。

(1) 児童生徒が、自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築

本市の先進校の取組例などを参考に、各学校で、校則について教職員、児童生徒、保護者がともに話し合い、考える場を作ることとした。仕組みづくりのポイントとしては、教職員、児童生徒、保護者が見直しに関わる仕組みを構築し、少なくとも年1回はこの仕組みにより校則の見直しを行うことや、協議に当たっては、それぞれの人数のバランスを考慮することなどを示した。

【熊本市立桜山中学校（ドリーム委員会）の例】



- ①全生徒と全保護者へアンケート
- ②アンケート調査結果等を生徒等が協議・検討
- ③代表者の過半数を得た場合、校長へ提案

④学校（校長）が承認（校則等に反映）

(2) 必要かつ合理的な範囲内で制定されることについて

校則について定める法令は特にないが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課すことができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされている。

よって、校則の見直しを行うに当たっては、校則を必要かつ合理的な範囲内で制定することとし、人権への配慮が必要な、以下の①から③の規定については各学校において必ず改定し、④については見直しを行うこととした。それ以外の規定については、各学校において話し合いの上、最終的には校長の判断によって決定することとした。

① 生まれ持った性質に対して許可が必要な規定

(例)地毛の色について、学校の承認を求めるもの 他

② 男女の区別により、性の多様性を尊重できていない規定

(例)制服に男女の区別を設け、選択の余地がないもの 他

③ 健康上の問題を生じさせる恐れのある規定

(例)服装の選択に柔軟性のないもの、選択の余地がないもの 他

④ 合理的な理由を説明できない規定や、人によって恣意的に解釈されるようなあいまいな規定

なお、必要かつ合理的な範囲内であるかどうかについては、現在の学校を取り巻く社会環境や社会情勢に照らし、適宜見直しを図ることが必要である。

(3) 校則の公表について

校則の策定や生徒指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について教職員、児童生徒、保護者との間で共通理解を持つことが重要である。

そこで、校則を広く周知し、児童生徒、保護者、地域の方などの理解と協力を得るため、校則を各学校のホームページに掲載することとした。

(4) 生徒指導のあり方の見直しについて

日常の教育活動の中心となる授業や学校活動、校則に基づく指導等において、生徒指導の3つの機能「自己決定の場

を与える」「自己存在感を与える」「共感的な人間関係を育成する」を生かした指導ができているか、児童生徒の自己指導能力を伸ばす気づきとなっているか、意識しながら見直しを行うことを求めることとした。そのため、3つの機能のそれぞれについて、見直しにあたっての具体的な意識や行動の例を示した。

| 生徒指導の3つの機能 | | 今回の見直しの具体的な意識や行動 |
|---------------|--|---|
| 自己決定の場を与える | 自己決定とは、自分で決めて実行するということです。常に「相手」と「自分」の両者を中心にずえて行動するということで、身勝手な「自己決定」ではなく、他の人々を大切にすることを根拠にして自分の行動を考えなければなりません。 | (教職員) ・校則の見直しに当たって、学級（または学校）内のすべての児童生徒が参加できる機会を設け、児童生徒が多様な意見を発言できるようサポートしている。 (児童生徒) ・校則の見直しについて話し合う時、自分や他の人のことを考えながら、みんなで話し合っている。 |
| | 自己存在感とは、自分は価値ある存在であるということを実感することです。教職員は、子ども一人一人の存在を大切に思っ指導することが大切であり、子どもの独自性や個性を大切にしたい指導が必要となります。 | (教職員) ・校則に基づく指導の場面で、児童生徒の思い（理由）も真剣に聴き、受け止めている。 (児童生徒) ・自分がルールを守れなかった時に、先生や保護者は理由を聞いてくれたり、親身になって相談にのってくれたり、アドバイスをしてくれたりする。 |
| 共感的な人間関係を育成する | 共感的な人間関係とは、相互に人間として無条件に尊重し合う態度で、ありのままに自分を語り、理解し合う人間関係をいいます。共感的な人間関係は、教職員と子どもの関係だけでなく子ども同士の間でも大切になります。 | (教職員) ・校則の見直しについて話し合う際、児童生徒一人一人の意見を尊重し合う雰囲気づくりに努める。 (児童生徒) ・自分の意見と異なる意見にも耳を傾け、他の人の意見に共感している。 |

おわりに

ガイドライン、アンケート結果等については、Webページで公開している。

◆熊本市ホームページ

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=31344&class_set_id=2&class_id=324

ガイドラインに沿った学校での校則・生徒指導のあり方の見直しは、各学校において今年度から継続的に行われることとなる。

校則の見直しの経験を通して、子どもたちが、様々な立場の人の意見を聞きながら、自ら考え行動し、問題を解決していくことは、民主主義を学ぶ大切な経験である。

子どもたちが、主体的に考え、行動することで、自らの生きる社会が変化するということを実感し、豊かな人生とよりよい社会を創造していくことを願っている。

「企業による学びの応援プログラム」

～企業等の社会貢献活動と連携した地域活動の活性化・学校教育活動の支援をめざして～

堺市教育委員会

はじめに

堺市は、近畿地方の中部、大阪府の中南部に位置する、政令指定都市です。人口は約83万人、7つの行政区があり、市立学校園数は、幼稚園8園、小学校92校、中学校43校、特別支援学校が3校（うち、1校は分校）、高等学校が1校であり、約65,000名の子どもが通っています。

市内には、4世紀後半から6世紀前半に造られた世界最大の墳墓の仁徳天皇陵（大仙）古墳を含む44基から構成される百舌鳥古墳を擁し、令和元年には古市古墳群とあわせて百舌鳥・古市古墳群として、世界文化遺産に登録されました。中世には海外との交流拠点として発展するとともに、世界でも珍しい環濠都市を形成した自治都市としても繁栄しました。

現在でも、由緒ある多くの寺社、古い町並みや、千利休により大成された茶の湯の文化、刃物・線香・自転車などの伝統産業といった豊かな歴史文化が息づいている地域です。

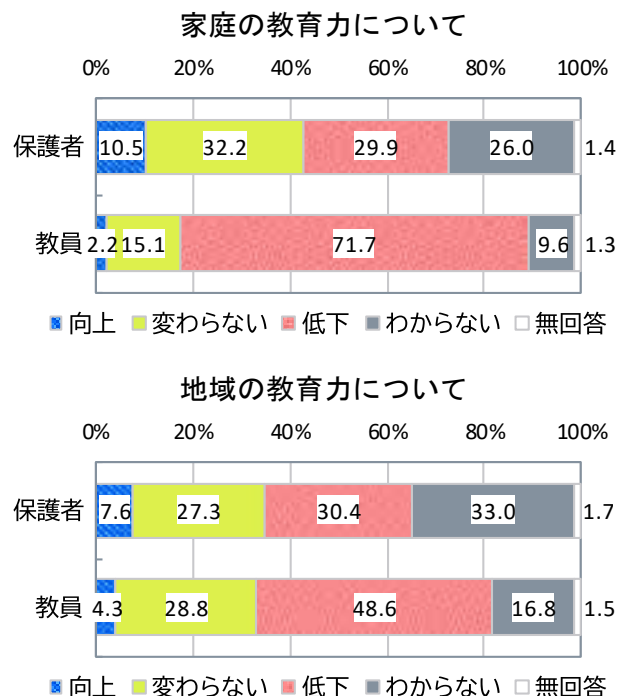
本市では、「ひとづくり・まなび・ゆめ」を教育理念として、令和3年度から令和7年度までの本市の教育の基本的な方向性を定める「第3期未来をつくる堺教育プラン」を策定し、先人から受け継いだ自由・自治の精神、歴史・文化を継承し、優れた文化を創造できる教育を推進しています。

また、「子どもの発達課題に応じた、組織的・体系的な一貫した教育の推進」として「縦につながる教育」の推進と、「学校・家庭・地域の連携・協働による、学校力の向上、子どもの豊かな学びの創造」の「横にひろがる教育」の推進を本市の教育理念、めざす教育像としての基本的視点として定めています。

1. 事業背景・課題

(1) 家庭・地域の教育力の低下の現状

堺市義務教育基本調査（令和元（2019）年度）によると、家庭の教育力に対して、保護者の約3割、教員の約7割が「低下している」と回答し、地域の教育力に対しても保護者の約3割、教員の約5割が「低下している」と回答するなど、子どもを取り巻く状況の変化や学校が抱える課題の複雑化・困難化に対応するため、学校と家庭・地域との連携による子どもたちの育成が求められています。



(2) 保護者支援の現状

本市では、子どもたちが、学校外での様々な体験や人と

の関わりの中で健やかに成長できる環境づくりを進めるため、子どもに関わる保護者、地域住民の学びを支援する取組として、外部講師を派遣する「親育ち支援講座（平成24年～令和元年）」を実施してきました。この取組は、毎年、幼稚園から高等学校に至るまで約20校園程度を対象としていましたが、堺市学校園全体で147校園あることから、予算及び職員体制的にも全ての学校園への支援は困難な状況でした。

(3) 学校園に対する実態調査の実施

例年、学校園における保護者や地域住民に対する学習機会の実施状況に関する実態調査を実施してきましたが、平成30年度調査より、学校園やPTA等の社会教育関係団体が自主実施した講座やイベントも含め調査を行ったところ、全92小学校区において学習機会の実施が確認できました。学校園によっては複数回、異なる手段で実施されているなど、民間企業や地域人材など多様な主体がゲストティーチャーとして活用されているという実態をつかむことができました。

また、保護者の学びの機会のみならず、子どもや親子での参加イベントの開催や学校園での授業での活用など、保護者支援や地域活動、学校教育活動と関連して実施されるケースも多数確認することができました。

| 実施主体 | 民間企業・NPO等 | PTA等 | その他 | 実施回数 | 実施人数 | 実施校数 | 実施地域 | 実施内容 | 実施時期 | 実施回数 | 実施人数 | 実施校数 | 実施地域 | 実施内容 | 実施時期 |
|-----------|-----------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 民間企業・NPO等 | 4 | 7 | 3 | 3 | 6 | 4 | 3 | 0 | 1 | 7 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| PTA等 | 8 | 38 | 3 | 23 | 18 | 59 | 48 | 3 | 24 | 35 | 13 | 20 | 0 | 7 | 0 |
| その他 | 7 | 15 | 0 | 13 | 12 | 14 | 23 | 8 | 16 | 10 | 8 | 3 | 7 | 1 | 0 |
| 実施回数 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施人数 | 20 | 60 | 6 | 40 | 36 | 78 | 75 | 11 | 41 | 52 | 24 | 24 | 8 | 8 | 0 |

各学校園における家庭教育(親育ち)支援に関する調査
(令和元年度調査より)

(4) 保護者支援から地域全体への支援の必要性

調査の結果、学校園におけるゲストティーチャー等の多様な学習機会の状況が把握できましたが、一方で、学習機会への多様な主体の参画は、学校園や地域の状況に影響される恐れがあることから、地域間での活用格差が生まれることが懸念されます。

本市としては、地域の特性や実情に応じた独自性は尊重しつつ、全ての校区で学習機会を逸失しないよう、その均等性を担保する必要があると考えています。

これからの時代に求められる、社会全体の教育資源を活

用することが、子どもから大人までを対象とした生涯にわたる学習環境の充実や学校教育活動にとって重要であり、地域全体の活性化につながるものと考えています。

2. 「企業による学びの応援プログラム」

(1) 企業による学びの応援プログラムの概要

「企業による学びの応援プログラム」は、令和2年度より、本市が企業、NPO法人、各種団体等と連携し、社会貢献活動やCSR活動等を学習プログラムとして登録し提供する取り組みです。(55企業等、154プログラム、令和3年4月現在)

プログラムは、6つのカテゴリー（講師派遣、スポーツ、社会見学、体験活動、教材提供、オンライン）から構成されており、子どもから大人までを対象とした様々な教育活動で活用されることが期待されます。



企業による学びの応援プログラム

| コース番号 | A-J8 | 提供企業・団体名 | 堺ユネスコ協会 | | | |
|--------|--|----------|---------|---|------|-------|
| プログラム名 | 人間の遺産 古墳群のある町『堺』 | | 実施場所 | 室内 | | |
| | 人間の遺産である「古墳」について、分かりやすく説明させていただきます。 | | 対象 | 子ども～大人 (小学生～高校生) | 定員 | 10名以上 |
| | -巨大な古墳が どうして堺に？- -なぜ 世界遺産に なったの？- | | 所要時間 | 30～90分 (応相談) | 必要経費 | 無料 |
| | | | 準備物 | プロジェクター、スクリーン(大型モニター可) マイク/ワイヤレスマイクを使用します。 | | |
| | | | その他 | 打合せ時にご要望をお伺いし、要望に合わせた内容でお話しすることもできます。 | | |

掲載プログラムの一例(堺ユネスコ協会)

(2) プログラムの活用について

プログラムの利用対象は、市内在住、または在勤・在学の10人以上のグループで、PTA やこども会などの社会教育関係団体をはじめ、学校園での授業や学童保育、行政機関の事業で活用できます（ただし、営利、宗教、政治活動に抵触しない範囲）。

全てのプログラムについて、利用料が無料（一部プログラムは原材料費などの実費負担あり）であり、利用者の費用負担にも配慮しています。

また、本市がプログラム活用の受付や日程調整を担うことで、企業等と利用者双方の負担軽減を図っています。



プログラム実施の流れ

(3) 相互補完型のプログラム活用

プログラムの特徴として、以下の三者がそれぞれ役割を相互補完することが挙げられます。

[企業等プログラム提供者]

- 教育委員会を通じた活動の周知が可能
- 学校園や地域のニーズを把握できる。
- 窓口の一本化による事務負担の軽減

[プログラム利用者]

- 教育委員会が窓口となることの安心感
- プログラムの活用で費用を抑えられる。

[本市（教育委員会）]

- 企業等が行う多様な CSR 活動を紹介できる。

- 新たな予算負担なしに事業を実施できる。

3. 社会教育現場での活用について

ここからは、実際にプログラムの活用事例について紹介していきます。

(1) 学童保育指導員対象の研修機会での活用 (堺市立御池台小学校堺っ子くらぶ)

- 開催日 令和2年11月26日（木曜）
- 企業等名 ピアエンパワーSAKAI（子育て支援団体）
- 内容 親子のコミュニケーション
『子どもに響く“ほめ方・叱り方”』



座学だけではなく、ロールプレイングやグループワークを交え、学童保育指導員への研修を実施した。

(2) 人型ロボットが進行役を務める防災教育 (堺市立東深井小学校放課後ルーム)

- 開催日 令和2年8月25日（火曜）
- 企業等名 ソフトバンク株式会社
- 内容 Pepper を活用した出前授業
「防災教育 大雨」



人型ロボットであるPepperが講師となって、学童保育に通う子どもたちに防災の大切さを説明した。

(3) 大阪のJリーグチームの元選手による出前授業(堺市立金岡小学校放課後ルーム)

- 開催日 令和2年8月18日(火曜)
- 企業等名 株式会社セレッソ大阪
- 内容 元Jリーガー セレッソ大阪
藤本康太の“夢”授業



元Jリーガーである藤本康太さんが、自身の経験を交えながら、目標をもって努力することの大切さを学童保育に通う子どもたちに伝えた。

4. 学校教育活動の現場での活用について

(1) プロ野球独立リーグ球団の選手による体育授業指導(堺市立市小学校)

- 開催日 令和2年11月18日(水曜)
- 企業等名 堺シュライクス
- 内容 堺シュライクスベースボール教室



体育の授業として、プロ野球独立リーグ球団の選手が小学4年生にティーバッティング等を指導した。

(2) 地元企業を含む11企業・団体での職業講話(堺市立長尾中学校)

- 開催日 令和2年11月13日(金曜)
- 企業等名 ①一般社団法人こどもミュージアムプロジェクト

- ②一般社団法人幸齢舎
- ③大阪いずみ市民生活協同組合
- ④大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー南
部導管部地域コミュニティ室
- ⑤株式会社サンエイプラテック
- ⑥株式会社セレッソ大阪
- ⑦株式会社日本免疫粧研
- ⑧株式会社宮田運輸
- ⑨ソフトバンク株式会社
- ⑩ハローワーク堺
- ⑪読売新聞社大阪本社

- 内容 中学2年生を対象にした職業講話



中学生への職業講話

(写真は株式会社サンエイプラテックの職業講話)全11企業・団体が各教室で講話を実施(「総合的な学習の時間」を活用)

(3) オンラインを利用した海外(アメリカ合衆国在住)の企業駐在員によるキャリア教育(堺市立旭中学校)

- 開催日 令和3年2月12日(金曜)
- 企業等名 パナソニック株式会社
- 内容 私の行き方発見プログラム
(パナソニック社員の出前授業)



中学2年各教室(3クラス)とアメリカ合衆国で勤務するパナソニック社員をオンラインで接続し、遠隔にて出前授業を実施した。

5. 企業等との「つながり」から 生まれた効果

(1) 潜在的な社会の教育資源

本プログラムを策定するために、企業やNPO法人、各種団体等が行う地域貢献活動や教育CSR活動を広く募集を行いました。すると、原則的に無料での提供となるにも関わらず、多くの問い合わせをいただくことができました。

潜在的には、行政機関や学校園、地域との連携を模索している企業や各種団体等が多くあると考えられ、その様な多くの教育資源が社会に存在すると考えられます。企業や各種団体の持つ特性や経験を本プログラムにおいて十分に発揮していただくためには、プログラムの想定活用先である学校園や地域、行政機関におけるニーズを可能な限り情報収集し、プログラム提供企業等と共有することも必要と考えます。

(2) 行政機関の横の連携につながった

市役所（区役所含む）では、様々な部署が市民に対し各種啓発や講座等の事業を行っていますが、これらにも活用が可能です。実際に、令和2年度には、区役所での市民向けイベント（防災講座、Zoom操作研修）や職員研修（人権研修）での活用があり、学校園や市民に直接提供するだけでなく、行政機関で活用されることで双方の事業での相乗効果も見込めるとともに、市民サービスの向上にもつながります。

また、登録企業・団体、本市各部署から様々な連携・協働に関する相談・要望もあり、関係部署への紹介や、逆に企業・団体に相談するなど、プログラムを超えた広がりも生まれ、企業等と行政機関との連携・協働するための一つのスキームになるとともに、行政機関内における組織横断的な連携にもつながっています。

(3) 人材育成事業の受け皿として

プログラム登録企業・団体の中には、区役所で実施されている人材育成事業の卒業生により組織された団体（子育て支援団体）も登録しています。一般的に人材育成事業の課題の一つとして、育成後の活動先が課題になる場合もありますが、本プログラムはそのような団体も貴重な社会教育資源として、地域に還元できる受け皿になることも可能です。

また、既に活動している市民団体や任意団体等もプログラムの趣旨に合致すれば、同じく登録することができることから、より広く活動を希望する団体においては、学校園や地域への有効なアクセス手段になり得ると考えています。

おわりに

本市では、急速な技術革新、グローバル化の進展、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けた動きなど、社会の変化が加速度を増す中で、次代を担う子どもたちを育むためには、教育が社会の変化についていくのではなく、教育が社会の変化を生み出すという強い意志をもって、これまでの取組の状況、現状と課題をふまえ、学校・家庭・地域等がより一層連携・協働し、新たな時代に対応した取組を推進することが重要だと捉えています。

また、人生100年時代を見据えた、ライフステージに応じた生涯学習との連携も重要であり、これらの実現のためには、企業やNPO法人、各種団体等とより一層連携・協働した取組を推進していくことが必要だと考えています。

読み書き対応 Tsukuba モデルの取組について

～発達性ディスレクシアの早期発見早期対応システムと専門的教員の育成～

茨城県つくば市教育委員会

はじめに

2013年以降つくば市は、障害種の中で最も出現頻度が高いと言われる発達性ディスレクシアを対象とし、文部科学省の委託研究事業<注1>を基に30時間に及ぶ専門的教員の養成(合格者は約20%)と、就学時健康診断を活用した早期発見早期対応事業の取組を、モデル校を中心に実践し、確かな成果を認めることができました。その成果に基づき、2020年度から全市規模でTsukubaモデルの取組を始めています。

<注1>2013年からの3年間は、当時筑波大学人間系の宇野彰教授が文部科学省の「発達障害に関する教職員育成プログラム関連事業」において、委託研究事業の一環として、教員向けに発達性ディスレクシアの概論・検査法・指導法などの研修を実施。筑波大学に近い茨城県南部の小中学校を対象とし、つくば市からは全日程出席可能な教員が各学園から1名ずつ参加。この時30時間の研修を経て検査や指導ができるまでの技術を身につけ、修了証を手にしたのは、最終的には5名。

2013年からの委託研究事業の2年目には、発達性ディスレクシアに関するリーフレットとVIDEO(家庭や学校で

の実態を理解してもらう【基礎編】と通常の学級での指導と支援の仕方がわかる【支援編】)が作成され、これまで様々な場面で活用してきました。

VIDEOのダウンロードサイト

【基本編】

<http://dys-sch-2015.f5.si/>

ユーザ名:dyslexia

パスワード:d F a P V 7 r t

【支援編】

<http://dys-sch-2015-2.herokuapp.com/>

ユーザ名:dyslexia

パスワード:d F a P V 7 r t

上記研修において修了証を得た教員が中心となって2015年吾妻小学校での調査を行い、2016年文部科学省から承認された「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期・継続支援事業(発達障害早期支援研究事業)」へと繋がりました。更に、宇野元教授<注2>の研究は2017年～2018年の2年間、「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業(発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業)」として継続され、桜学園(小学校3校、中学校1校)<注3>を中心に実践研究を行いました。併せて、希望により専門的な教員養成研修を受講した市内教職員の12名(教育局職員を含む)が修了証を得て、各学校での指導に生かせるようになりました。このような経緯から、宇野元教授の文部科学省委託事業の6年間の実績と桜学園の実践の成果を踏まえ、2020年度から「読み書き対応 Tsukuba モデル」として取り組むことになったのです。

<注2>宇野彰氏…医学博士、言語聴覚士、The Association of Reading and Writing in Asia 日本代表、NPO 法人 LD・



【リーフレット】

Dyslexia センター理事長、発達性ディスレクシア研究会理事長
<注3>つくば市は、2012年から小中一貫教育を完全実施しており、施設一体型の義務教育学校4校の他、小学校29校及び中学校12校は、各中学校区毎に小学校とともに学園を構成し、9年間の学びの連続性を目指している。

※以下、実際の取組内容をUDフォントで表記しています。

1. 桜学園の取組と成果

(1) 文部科学省委託事業(研究)の目的

○宇野元教授をはじめとする猪俣氏(2013.2016)小出氏(2020)等の研究により、年長児のひらがな読みの習得度に練習量は影響せず、子どもの能力そのものが反映されることが報告されており、その研究結果に基づいて年長時にひらがなの習得度を把握し、読み書きが困難なリスク児をスクリーニングし、就学後の読み書きの指導につなげる。

○通常の方法では練習効果が得られない児童に対し、専門的なトレーニングを受けた教員が対応することにより、読み書きを習得させる。

○上記の実践により、合理的な配慮を必要とする児童を減らす。

(2) 実際の取組

①目標：ひらがな102文字100%読んで書ける1年生

ひらがなの読み書きができると、ふりがながふってあれば教科書や本が読めるようになり、作文や日記が書けるようになって、将来ワープロでの入力や漢字変換ができるようになるので、大変重要です。

②年間スケジュール

【就学時健康診断】

- ・聴覚言語性理解力検査
- ・ひらがな10文字音読検査

【4月末】PTA学年懇談

- ・ひらがな読み書きの重要性の説明
- ・家庭学習説明

【7月初旬】ひらがな検査(標準読み書きスクリーニング

検査)①

- ・夏休み個別面談
- ・個々の学習到達度に対応した家庭学習説明

<夏休みの家庭学習>

【9月初旬】ひらがな検査 STRAW-R ②

- ・10月面談・通知
- ・個々の学習到達度に対応した家庭学習説明

<冬休みの家庭学習>

【1月初旬】カタカナ検査 STRAW-R ①

- ・2月通知・面談
- ・個々の学習到達度に対応した家庭学習説明

※4月から、教科の中で文字の読み書きが遅れないような授業展開を全体で行うとともに、7月のひらがな検査以降は、個別の対応が必要な児童に、読み書き指導の研修を受けた教員による指導を実施した。

この取組から以下の結果が確認されました。

③2016年～2019年の取組結果

○就学時に読み書き困難のリスクがあった24名については、担任と保護者の早期支援の結果、1年時の9月には21名が平均範囲内の成績を示すようになりました。また1年時の1月には専門の研修を受けた教員の指導により2名に改善が見られ、知的障害のある1名については、ひらがな清音が読めて書けるようになりました。

④2020年の取組結果

○30名のリスク児のうち、1年時の9月までに読み書き習得度が追いつかなかった児童は6名、1月時には1名となりました。

この1名については、個別の指導に対して保護者の同意が得られなかったため、授業全体の中で配慮する方法で指導を継続してきました。音読はクリアできたのですが、書字にはまだ困難さがあるため、今年度も引き続き学校全体で配慮した指導と保護者との話し合いを継続しています。

⑤桜学園の取組による成果

○早期にリスク児を発見できたことで介入時期を早めることができました。早期介入と専門的な指導により、かなりの児童が1年時の終わりには読み書きの能力が追いつくことが確認されました。

○研修を受ければ STRAW-R 検査(速読課題、漢字の読み、ひらがな・カタカナ・漢字の読み書き習得度等の検査が含まれる)が実施できます。この検査により、これま

で教師の勘に頼っていた判断を客観的に行うことができ、根拠に基づいた支援につながりました。

- STRAW-R 検査結果データを基に保護者に説明すると理解が得られやすく、スムーズに個別の対応と指導が可能になりました。特に低学年の児童に有効であり、自己肯定感を下げないことにも役立っています。
- 2018 年度から特別支援教育コーディネーター研修会で桜学園の取組を紹介してきたことにより、中学校が客観的評価に基づき読み書き障害への配慮を高校受験において申請し、高校の合理的配慮を受けて合格できたケースが 3 件ありました。

このような時に、どの程度の試験時間の延長が必要なのか、漢字の音読力や書字力の弱さを示しているのかについては、STRAW-R 検査でしか評価ができないので、この検査の実施ができる教員を増やすことが、指導や支援のために重要かつ必要なのではないかと考えています。

2. 「読み書き対応 Tsukuba モデル」について

桜学園の成果を踏まえ、つくば市全体の取組とした「読み書き対応 Tsukuba モデル」の内容は以下の 2 点です。

- (1) 発達性ディスレクシアの早期発見早期対応システムの構築…桜学園では就学时健康診断からスタートしたが、入学直後からの取組も含め各校の実情に応じて始める。入学後のシステムは桜学園の実践スケジュールに準じて行う。
- (2) 専門的教員の育成…市内 45 校（小学校・中学校・義務教育学校）の特別支援教育コーディネーターを対象に年間 8 回の研修会を実施する（全回出席が原則）。
 - ① 基礎編：発達性ディスレクシアの実態を正しく理解する。
「間違った理解がされがちであるが、発達性ディスレクシアは眼の問題ではないので、ビジョントレーニングで良くなることはない。二重に見えたり、文字が浮き上がって見えたり、動いて見えたりすることもない。」
 - ② 検査法の習得：具体的な読み書き習得度検査（STRAW-R、レーブン色彩マトリックス、文字習得に必要な音韻認識検査、視覚認知検査、語彙力・自動力検査等）について講義と演習をとおして学ぶ。
 - ③ 学校において、保護者の理解が得られた子どもたちに上記検査を実施する。

- ④③のデータを研修会に持ち寄り、データの読み方について学ぶ。
- ⑤効果的なトレーニング法に関して講義と演習をとおして学ぶ。
- ⑥学校において対象となる児童生徒に新たな指導法に基づいて指導する。
- ⑦⑥の結果を研修に結び付け、トレーニング法への疑問についてはトレーニング法に関する指導のスーパーバイズを受け、効果的な指導を実践できるようにする。

過去の中核的教員養成研修において修了証を得られたのは約 2 割であったことを踏まえ、検査は全員、指導に関しては各学園 1 名はできるようになることを目指しており、学園内での連携による早期発見と専門的な読み書き指導の実践に生かしていきたいと考えています。

3. 2020 年度の取組

2020 年度は、「読み書き対応 Tsukuba モデル」の本格実施となる予定でしたが、コロナウィルス感染防止の観点から内容を見直すことが必要になりました。

「読み書き対応 Tsukuba モデル」の取組 (2) については、演習の内容が多く、オンラインによる研修に振り替えることができないため、8 回全てを実施することは困難であると早期に判断しました。

しかしながら、「読み書き対応 Tsukuba モデル」の実践は確実に進めたいことから、次年度に向けて次のように変更して実施しました。

- 「読み書き対応 Tsukuba モデル」の取組 (2) の一部（基礎編）を 45 校の特別支援教育コーディネーター対象に実施
- 三密を避け、校長、教務主任（又は教頭）を対象に学園ごと（8～14 人）の研修会を実施
- ※ 全ての会場に宇野元教授の協力を得て、発達性ディスレクシアの正しい理解・具体的支援の説明及び桜学園の研究成果を紹介

コロナウィルス対応により計画を変更した学園研修の成果は、すぐに管理職等の意識の変化として表れました。研修

会で紹介された VIDEO を活用した全職員での校内研修が複数の学校で実施され、その結果、多くの教員の理解を得ることに繋がりました。

4. 2021年度の取組

(1)桜学園の取組

つくば市全体の取組のモデルとなった桜学園では、教職員の異動を踏まえた対応として年度当初に学園研修会を実施した。桜中学校を会場に桜中全職員の他、学園内3校の小学校からも各2名が参加し、Tsukuba モデルの内容及びモデル校としての桜中の役割、特別支援教育コーディネーターを中心にした年度当初からのスケジュールやスクリーニングの進め方等の確認が行われた。

この研修会が学園主催で4月5日に設定されていることに、桜学園の先生方の熱意と意気込みを伺うことができます。

つくば市全体のモデルとなる桜学園はこれまで通りのスケジュールに沿った取組を継続しますが、これに加え桜中学校では、通常の学級担任を中心にして漢字とアルファベットの習得度をチェックし、より多くの教員が発達性ディスレクシアを認識して個々の学習支援に生かすことを目指しています。

(2)つくば市全体の取組

昨年度から延期されていた専門的教員の養成研修は、5月から来年1月にかけて実施予定であり、早期発見早期対応については、5～6月の研修を基に7月から簡便な STRAW-R 検査が実施できるよう進める予定です。



【桜学園の研修会の様子】

おわりに

つくば市教育局に特別支援教育推進室を設置して5年目を迎えています。特別支援教育を推進するためには、子どもたちに直接関わる担任教師（通常の学級及び特別支援学級）の指導力を高めることと併せて、管理職の理解と学校全体で取り組む体制づくりが必須であると考え、研修内容についても検討と改善を重ねてきました。

そうした中で、宇野元教授の研究に関わらせていただいたことはつくば市の大きな財産となっています。「発達障害」という言葉が一般的に知られるようになり、ADHDやASDはその行動特性から理解や配慮が進んできましたが、一方で、最も出現頻度の高いLD（その中でも多くを占める発達性ディスレクシア）は通常の学級で理解されにくく困難さを抱えているということに気づき、その対応を進めることができたからです。

発達性ディスレクシアの研究と実践を通して、管理職や通常の学級担任とともに児童生徒一人一人の困り感に目を向け、適切な指導や支援で子どもたちが変わり成長することを共有できることは、今後つくば市の特別支援教育の理解と推進が一気に進むことに繋がっていくと考えています。



岡山県早島町教育委員会
教育長 徳山 順子

岡山県早島町教育委員会

協働・協学・協育の町づくり

～一人一人が輝く持続可能な共生社会を目指して～

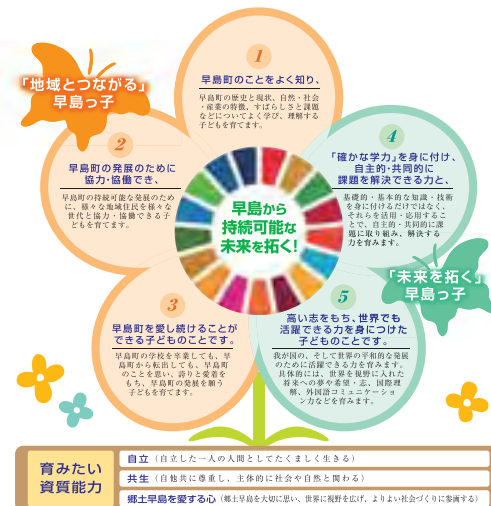
1. はじめに

「こんな小さな町
によろこお越しく
くださいました。」初
めての土曜はやし
ま塾で中三の生
徒に自己紹介をし
た際に言われた言
葉。早島につく「小
さな」という形容
詞が印象に残っ
た。小さいからこ
そ、世界が学びの
キャンパスとなる学校園づくりがしたい。夢や志、広い視野
やたくましい心が育つ教育がしたい。生徒の言葉に教育長
としての夢が膨んだ。早島町は岡山市と倉敷市の間に位置
し、県内で一番面積は小さいけれど人口密度が一番高い
町。昔は吉備の穴海であった早島は、岡山城を築城した宇
喜多秀家が干拓を命じ、汐止め堤防の「宇喜多堤」を造っ
た。何度も津波に流されながらも未来の早島のために「希
望の杭」を打ち続けた先人たちの試行錯誤の日々のおかげ
で、塩分に強いイ草を植え、当時日本一の生産量を誇る町
となった。こうした先人の努力を誇りに思い、持続可能な未
来を創造する担い手づくりに向け、SGDs のゴール目標を踏
まえた ESD 教育に取り組むことで、学校園を中心に、町全
体を学びの舎とした「協働・協学・協育の町づくり」を目
指している。



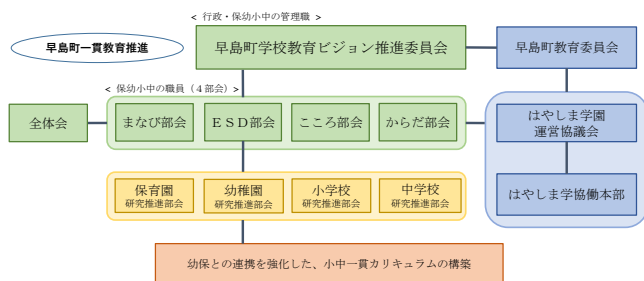
2. 本プロジェクトの3つの柱

一人一人が輝く持続可能な教育の実現に向け、夢や志を
もつには、校種を越えた学校園の結び付きやそれを支える地
域とのつながりが大切であると考え、子どもと学校園を中心
にして、町民が共に学び合い、育ち合う環境を創ることで生
涯学習の輪を広げ、早島で学ぶことを誇りに思い、地域を誇
りに思う地域住民が育つ町にしたいと考えた。そこで平成 25
年に「早島町学校教育ビジョン」を策定し、目指す子ども像
を「地域とつながり 未来を拓く 早島っ子」として具体的な姿
を地域と学校間とで共有している。重点として、①保幼小中
の連携を強化した小中一貫教育の推進、②町民と共に学び、
地域を考える「はしま学」の推進、③早島っ子を育てる学
習サポートボランティアの拡充などを掲げ、「自立、共生、郷
土早島を愛する心」の育つ学校園を目指し、社会総がかり
の様々な教育活動に取り組んでいるところである。



3. 学校・地域・行政との推進体制づくり

本町では、学校園の管理職を中心とした「早島町学校教育ビジョン推進委員会」を立ち上げ、全教員が「まなび部・ESD部・こころ部・からだ部」の4部会に分かれ、各部会で一貫教育の充実に向けた熟議を行っている。また、幼小中学校の学校運営協議会を一体的に組織し、幅広い地域住民の参画を得て、「はやしま学園運営協議会」として学校運営や教育活動のPDCAサイクルを回すとともに、「はやしま学協働本部」と連携・協働した一体的な取組を行っている。



4. 「はやしま学」の推進

学校教育では、キャリア教育とESDの視点を踏まえた、総合的な学習の時間等での9年間の単元学習プログラムを構築し、地域をフィールドにしたW型探究学習活動を行っている。また、SDGs週間を設定し、教科等横断的な単元学習プログラムを作成するなど、付きたい力を明確にして、小中学校教員が同じベクトルで指導を行うことで教育効果を高めている。例えば小5では防災学習、小6で

は環境学習、中1では人権・福祉の視点で、統合失調症やLGBT、認知症等の知識・理解を通して、「人権メガネ」をかけて地域の課題発見・課題解決学習を行い、中2では起業体験活動として地元企業と連携して伝統文化のイ草や特産物を生かした商品開発に取り組むなど、社会に開かれた教育活動を展開することで、自分の生き方を見つめるとともに、持続可能な社会の担い手となる素地を育てている。

また、社会教育では、はやしま学協働本部の協働活動推進員を中心に、土日や放課後、夏休み等の子どもの学びの場として、「はやしま塾」や「英会話塾」、英語検定等の各種検定、地域の魅力を再発見する「ロゲイニング」や夏休みの「わくわくサマーホリデイ」など、体験と学習を取り入れた多様な学びの場を提供することで、郷土愛や社会貢献意識の高揚に努めるとともに、多くの地域住民や大学生が授業や校外活動の学習支援に参画する仕組みづくりを構築している。

また、学校で探究したことを地域提案する場として、「子どもフォーラム」や「子ども議会」、大人と子どもが地域課題について意見交流する「熟議」等で、子どもが社会の一員として活躍する場を設定することで、学校教育への理解を深めるとともに、郷土を愛し誇りに思う地域住民を育てている。こうした経験を積んだ高校生が現在ボランティアとして地域で活躍している。

更に、大人はやしま塾の「学びの舎講座」では、「ESD・歴史・健康」の3視点で約30講座を開講し、受講することで応援サポーターの認定証を授与している。こうした大人も子どもも共に学び合う環境づくりは、非認知能力の「やり抜く力」や「つながる力」を育て、地域力の向上に大きな教育効果を上げている。

5. 今後の方向性

子どもが社会に参画することで、世代を越えたつながりや絆を育てるとともに、地域をよくするのは大人だけでなく子どももその一員であるとの当事者意識を育て、更なる学校と地域とのネットワークの構築を図りたい。そして、だれもが過ごしやすい町・夢の宝島プロジェクトを地域一体となって進めていきたい。

鳥取県における 「学校業務カイゼン」の推進について

～時間のゆとりは心のゆとり「自ら変革」～

1. はじめに

鳥取県の学校における働き方改革の取組については、平成31年度からの第3期「鳥取県教育振興基本計画～未来を拓く教育プラン～」の中において、5つの目標の1つとして「学校を支える教育環境の充実」に向けた施策項目に「学校における働き方改革の推進」を位置づけるとともに、令和元年7月に策定した「鳥取県の教育に関する大綱」においても、重点施策項目に掲げ、積極的に取り組んでいる。

本県は全国で最も人口の少ない県だが、全国に先駆けた小中学校の少人数学級など、人と人との絆の強さや小回りの利く政策を強みに各種施策を実施しており、その中でも重点的に取り組んでいる学校における働き方改革の現状、成果、課題等について紹介する。

2. 初期の取組

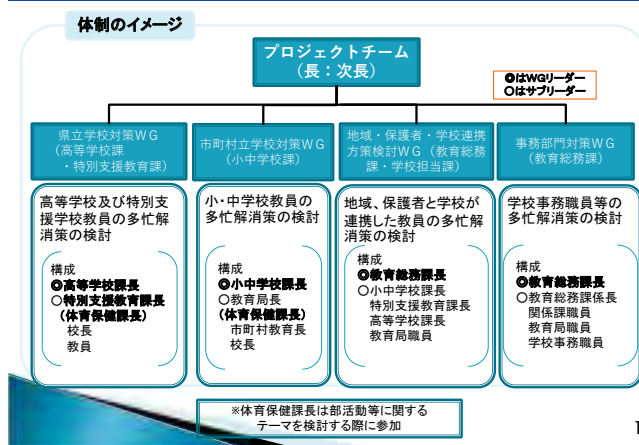
(1) 「教職員いきいき!プロジェクト」による業務カイゼンを始動

本県の働き方改革は、平成25年度に教員が子どもとじっくりと向き合い、心が通い合う教育を実践するため、教員の時間的、精神的ゆとりを生み出す具体的な行動計画を策定し、県、市町村、学校、教育関係者が一体となって取り組むことを目的に、「教職員いきいき!プロジェクトチーム」を県教育委員会事務局内に設置し、始動した。

当時の主な取組みとしては、学校管理職を対象として、校内の教職員とともに学校を変化に柔軟に対応できる組織とするためにリーダーとしてすべきことのヒントを学び、考え、気づきを得るための「教職員いきいき!トップセミナー」の開

催や、県立学校を年次計画で指定し、外部コンサルタントによる校内研修の実施や年間を通じた指導助言を行い、取組み前後の意識調査によりカイゼン意識の浸透を図る「学校カイゼン推進校」の取組があげられる。さらに、学校ルールブックの作成や共有フォルダ整理のルール化など、小さな活動であっても学校現場が具体的に成果を感じられ、継続的に実践できる取組を収集し、県内の他校への情報提供を行うなどの横展開を図った。

教職員いきいき!プロジェクトチームの体制



(2) 組織改編「教育人材開発課」の設置

平成29年4月には県教育委員会事務局の組織改編を行い、教職員が教育現場の課題やひとりひとりの子どもたちにしっかりと向き合い、資質・能力を高めながら生き生きと働き続けることのできる学校づくりを行うとともに、人材育成や働き方改革・業務改善等について学校種を越えて一体的に推進する体制を整備するため、「教育人材開発課」を新設し、その中に「人事企画・業務改善担当」を置いた。

このことにより、従来、学校種ごとに分かれて対応していた様々な課題に対して、全学校種を網羅した全県的な視点で課題解決に向かうことが可能となり、教育現場の人づくり

と業務改善を両輪で推進し、いきいきと輝く教職員が学校の魅力と活力を支えてくための体制整備を行った。

(3) 全国初!全県統一の「統合型学校業務支援システム」の導入

本県における働き方改革の大きな一歩として、「統合型学校業務支援システム」の導入があげられる。

これは小中学校における学校業務のスムーズな事務処理等により、教職員の多忙解消を図るとともに、子どもたちへの指導を充実する環境を整えることを目的に、平成29年度、県内全ての小中学校が共通して使用する「統合型学校業務支援システム」を県と市町村が共同調達し、平成30年4月から本格運用を行っているものであり、都道府県単位で、全市町村共同調達により一斉導入する方式は全国初となった。

【主なシステム機能】

| | |
|---|---|
| 教務 処理 機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の基本情報の管理（名簿作成） ・出欠や欠課の管理（出席簿） ・成績の管理や処理（成績処理、通知表作成等） ・教育課程管理や指導要録作成（時間割・週案作成、時数管理等） ・保健情報の管理（健康診断データ、保健室利用管理等） |
| グ ル ー プ ウ ェ ア 機 能 | <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール機能 ・掲示板機能（校内外での連絡事項やお知らせ掲載） ・文書回覧（校内での申請・決裁、校外からの文書の配布・回覧） ・ファイル管理（校内外で利用する書類を一括管理）、アンケート <p>※市町村教育委員会と県教育委員会の情報共有にも活用（H30年8月～）</p> |

【共同調達の効果】

- ・市町村を越えた人事異動後も、同じシステムにより円滑に校務処理が行える。
- ・導入、ランニングコストが大幅に低減された。

【導入の効果】

- ・校務処理の負担軽減（出欠・成績の入力、成績一覧表や通知表の発行までの一連の作業をシステム化することで、準備や確認の時間が大幅に減少）が図られた。
- ・情報の共有、活用による教育の質の向上（児童生徒の日常の様子・特性などを学級担任だけでなく複数の教職員

が情報入力して情報共有）が図られた。

- ・情報セキュリティ対策の強化が図られた。（データの一元管理により、学校単位や教員個人の管理が不要）

また、令和元年7月～8月に教職員へ行ったアンケート結果ではシステム導入により、「個人連絡」、「連絡掲示板」などのグループウェアの活用が図られ、他校教職員や校内の情報共有・連絡調整が容易になるとともに、教務処理機能によりスムーズに処理できたことから、約5割～7割の教職員が、業務削減が図られたと回答し、平均で年間約150時間の業務時間削減が図られるなどの具体的な数値としての効果も見えてきている。

今後、さらなるシステムの利活用を工夫し、学校現場における業務効率化を推進することにより、児童生徒への指導の充実及び教職員の多忙解消をより一層進めていくことができると考えている。

このプロジェクトの主な成果

- 【全国初】 県内全小中学校への同一システム一斉導入を実現
 - 業務の標準化（事務処理がどこに異動しても各市の学校業務は同じ）を実現
 - 縦横両様の連携を可能にした異動支援システムを、システム標準を基本とすることで決定
- 【全国初】 県下すべての小中学校及び各務教育委員会基幹グループウェアを構築
 - 学校単位だけでなく、市町村教育委員会及び県教育委員会が共通標準のグループウェアに統一
 - お知らせだけでなく、通知や回覧などの事務処理もグループウェアで処理可能に統一
 - 学校の枠を超えたシステム連携を実現
- 【全国初】 標準の基下統一化（標準化）を実現
 - 標準化により、県内全小中学校、及び教育委員会も各学年
 - 通知表を統一、各種標準（225項目）の基下統一化を実現
 - 各校が異なる各種標準（各年度学習指導要領のお知らせ標準等）を統一
- 【全国初】 県下すべての小中学校が共通の標準化を実現
 - システム内で標準的な共通項目の標準化情報を提供して標準化を促進
 - 標準化により、標準化を促進
 - 標準化により、標準化を促進
 - 標準化により、標準化を促進
 - 標準化により、標準化を促進
 - 標準化により、標準化を促進
- 【全国初】 県下すべての小中学校に通知表情報セキュリティ対策
 - インターネットを通じて通知表のやり取りを可能にする通知表セキュリティ対策の実現
 - 通知表の送信先を通知表の送信先として通知表を送信し、通知表の送信先を通知表の送信先
 - 通知表の送信先を通知表の送信先として通知表を送信し、通知表の送信先を通知表の送信先
 - 通知表の送信先を通知表の送信先として通知表を送信し、通知表の送信先を通知表の送信先
 - 通知表の送信先を通知表の送信先として通知表を送信し、通知表の送信先を通知表の送信先
 - 通知表の送信先を通知表の送信先として通知表を送信し、通知表の送信先を通知表の送信先
- 【全国初】 教務処理機能の大幅なコスト削減を実現
 - 大規模共同調達による価格競争の導入により、標準化により標準化を実現

3. 「学校業務カイゼンプラン」の策定

(1) 第1期プランによる取組

平成29年8月に中央教育審議会初等中等教育分科会から「学校における働き方改革に係る緊急提言」が発出されたことを受け、また、本県においても、学校や子どもたちをとりまく教育環境が多様化、複雑化するとともに、学校に求められる教育課題が増加する中、教職員の時間外業務が常態化している状況を踏まえ、県教育委員会では「学校業務カイゼンプラン」を平成30年3月に策定した。そのプランの中で「時間管理意識保持の徹底」「業務の見直し・削減」「部活動の在り方の見直し」等を柱に、令和2年度までの3年間で25%の時間外削減を目標に掲げ、学校現場の働き方改

革に取り組んだ。その成果と課題について、以下に整理したところである。

【成果】

- ①各学校におけるカイゼン活動の成果による業務改善や、上限方針の導入等による管理職を含めた教職員一人ひとりの意識向上もあり、全校種で時間外業務時間は減少しており、中学校及び高等学校において、平成29年度比時間外削減目標を達成し、その他の校種においても削減した。
- ②新型コロナウイルス感染症対策の影響はあるものの、結果的に多くの行事等の中止及び縮減、オンライン会議の実施など、教職員の時間外業務の削減に直結する動きが生まれた。
- ③部活動方針による意識の向上もあり、中学校、高等学校で部活動による時間外業務が大きく減少した。
- ④年次的に教員業務アシスタント及び部活動指導員の人数を拡充したことにより、教員の業務負担軽減に寄与した。

【課題】

- ①月45時間超の時間外業務を行っている者、年360時間相当となる月30時間超の時間外業務を行っている者は着実に減少しているものの、依然として多く存在している。
- ②令和2年度の学校行事の見直しについて、一過性のものとせず、より構造的な業務改善につなげていく必要がある。
- ③令和3年度以降も安易に部活動に係る時間外業務が増加することが無いよう、ガイドラインを踏まえた取組を引き続き行っていく必要がある。

④学校（教員）業務そのものを削減する取組も進めていくことが必要である。

学校業務カイゼンプランの策定による働き方改革の推進

目的 教職員の多忙解消及び負担軽減に向けた取組を推進することで、教職員の心身の健康保持に努めるとともに、一人ひとりの児童生徒の指導に専念できる環境を整えるなど、教育の質の向上を図る。

目標 ①月45時間、年間360時間を超える長時間勤務者の解消
②月当たりの時間外業務：H29年度比25%削減(R2年度実績で達成)

| 年 度 | H30 | R1 | R2 |
|--------------|------|------|------|
| 月1人当たりの時間外業務 | 10%減 | 15%減 | 25%減 |

→令和2年12月時点（暫定値）における、月45時間以上の勤務を行った者が全教職員に占める割合が全校種で減少（R1→R2）

| 【対前年比】 | 小学校 | 中学校 | 義務教育学校 | 高等学校 | 特別支援学校 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 10.0%減 | 13.5%減 | 11.5%減 | 13.1%減 | 1.5%減 |

学校業務カイゼン活動取組内容

- 平成30年度から、市町村立学校において共通の校務支援システムを導入(全国初)
- 全公立学校で、盆の時期に外部対応を行わない日(対外業務停止日)を導入(3日程度)
- 勤務時間外の留守番電話対応の推進
- 部活動の在り方の見直し・・・部活動休養日の徹底(原則中学校週2日、高等学校週1日)
- 外部人材の配置・・・教員業務アシスタント(R2:46名)、部活動指導員(R2:99名)

【第1期のまとめ】

時間外業務時間の削減について、一定の成果が得られた一方、時間外業務時間を月45時間以内、年間360時間以内とする上限時間の達成には至っておらず、3年間の成果と課題を踏まえて、次の「学校業務カイゼンプラン」につなげ、より一層の働き方改革を進めていく必要がある。また、出勤時間及び時間外業務時間を給与・勤怠管理システムにより正確に把握し、教職員の時間外業務時間をシステムにより客観的に計測することが必要である。

(2) 第2期プランによる今後の取組

令和3年度からの3年間の計画として策定した第2期プランにおいては、目標を「時間外業務月45時間、年間360時間を超える長時間勤務者の解消」に定め、第1期プラン

【第1期プランの目標達成状況】

| 校種 | 基準値 | H30 | | R1 | | R2 | | 目標達成状況 | |
|--------|-------|-----|----|------------------|------------------|-------------------|-------------------|---------|-----|
| | H30 | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 | 目標① | 実績② | ②-① | 判定 |
| 小学校 | 35.9H | | | 33.9H (△5.6%) | 37.2H (3.6%) | 29.9H (△16.7%) | 33.3H (△7.3%) | (9.4%) | 未達成 |
| 中学校 | 46.1H | | | 43.5H (△5.6%) | 45.2H (△2.0%) | 38.4H (△16.7%) | 38.2H (△17.0%) | (△0.3%) | 達成 |
| 義務教育学校 | 42.1H | | | 39.7H (△5.6%) | 43.0H (2.1%) | 35.1H (△16.7%) | 39.5H (△6.2%) | (10.5%) | 未達成 |

| 校種 | 基準値 | H30 | | R1 | | R2 | | 目標達成状況 | |
|--------|-------|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------|------|
| | H29 | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 | 目標① | 実績② | ②-① | 判定 |
| 高等学校 | 26.8H | 24.1H (△10.0%) | 24.9H (△7.2%) | 22.8H (△15.0%) | 21.4H (△20.2%) | 21.8H (△25.0%) | 14.7H (△45.2%) | (△20.2%) | 達成 |
| 特別支援学校 | 13.3H | 12.0H (△10.0%) | 13.0H (△2.6%) | 11.3H (△15.0%) | 11.5H (△13.8%) | 10.7H (△25.0%) | 10.3H (△22.7%) | (2.3%) | ほぼ達成 |

の成果と課題を踏まえ、目標の達成に向けて、新たな視点、要素による業務カイゼンによる構造的な改革を進めるため、以下の3点について、重点的に取り組むこととしている。

①教員以外の人材の活用、配置

これまでの行事・業務削減の検討は、その多くが、これまで学校が行っていた業務を、学校が担うことが当然という前提で行われている。また、外部人材の活用も、教員業務アシスタントや部活動指導員といった県教育委員会が雇用した会計年度任用職員が中心であり、学校業務・教員業務そのものの削減にはつながっていない。

【対応方針】

- ・業務そのものの担い手が学校・教員であるべきかを再考し、各校種の団体等で構成する「学校業務カイゼン活動推進検討会」でも議論しながら、保護者や地域との適切な役割分担を進めていく。
- ・既に学校独自に学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等を活用し、保護者や地域との役割分担を進めている学校もあるが、県全体の取組として関係団体とも協議を行うことで、各学校における役割分担を進めやすい環境を整備する。

②ICT等の活用による業務削減、効率化推進

コロナ禍の影響もあり、GIGAスクール構想が進む中、本県では共通学習用ツール（Google Workspace）を導入した。当該ツールは、鳥取県学校教育情報化推進計画においても、教員の働き方改革にも活用することとされており、押印廃止の動きとも併せ、連絡手段等のデジタル化を進め、業務効率化を進めることが必要である。

【対応方針】

- ・「Google Meet」を活用したオンライン会議や、「Google Form」を活用したアンケート実施など県教育委員会も積極的に活用を図りながら、学校現場への活用を促していく。

③部活動の地域移行の検討

令和5年度から中学校の休日運動部活動を段階的に地域移行する方向性が文部科学省から示されたことを受け、運動部活動の地域移行に向けた検討を行っていく必要がある。

【対応方針】

- ・国事業を活用し、中学校における運動部活動の地域移行に向けた検討及び地域移行に係るモデル事業を実施する。
- ・文部科学省通知を参考とし、令和3年度に実践研究する2市と連携すると共に、関係者を交えた検討の上、教員の地域部活動との兼職兼業に係る考え方を整理していく。

4. おわりに

本県においては、令和3年1月に文部科学省が開設した「学校雇用シェアリンク」を活用して、地元企業と学校の連携により、企業人材が学校に出向して、雇用維持を図りながら企業の知見を生かして学校の働き方改革を推進するなど、これまでなかった新たな動きもでてきている。

今年度から本格的運用が始まったGIGAスクール構想によるICT活用の推進と併せて、地域と学校がwin-winの関係を築きながら、本県ならではの学校における働き方改革を推進していきたい。

21世紀末の日本の気候はどうか？ 「日本の気候変動 2020」

研究開発局環境エネルギー課

近年、気温の上昇や大雨の頻度増加等、気候変動による様々な影響が各地域で進行してきており、今後更に深刻化していくことが予測されています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、各国で都市封鎖や外出制限等が行われ、人々の日常生活は一変し、社会経済活動は大きく抑制されましたが、このような状況下にあっても、大気中の二酸化炭素濃度や世界の平均気温の上昇傾向は引き続き続いており、気候変動対策は待ったなしの状況です。

このような状況において、令和2年12月に、文部科学省及び気象庁は、文部科学省における気候変動研究に関する成果や気象庁における気候変動の観測・予測などの最新の科学的知見を総合的に取りまとめ、国や地方公共団体、事業者、あるいは国民が、気候変動緩和・適応策や気候変動影響評価に必要となる基盤情報として、「日本の気候

変動 2020」

(<https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ccj/index.html>) を公表しました。

この報告書では、日本の気候変動について、気候変動の原因となっている大気中の温室効果ガス濃度や日本の気候（気温、降水、海面水位、海水温など）のこれまでに観測された変化と、21世紀末の将来予測について、内容の細かさ別に概要版、本編、詳細版でまとめています。特に、21世紀末の予測については、気候変動枠組条約の下で2015年に合意されたパリ協定の2℃目標が達成された場合（2℃上昇シナリオ）及び現時点を超える追加的な緩和策（温室効果ガス削減のための対策）を取らなかった場合（4℃上昇シナリオ）にあり得る将来予測としてまとめています。



「日本の気候変動 2020 —大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書—」の将来予測の概要

ここでは、報告書から、大気中の温室効果ガス濃度の変化や、気温、降水、降雪・積雪、台風、海面水温、海面水位の変化をご紹介します。

<大気中の温室効果ガス>

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスは、地表面から上向きに放出される赤外線を吸収し、地表面に向かって再放出する働き（温室効果）があります。18世紀中頃の産業革命以降、人間活動に伴い大気中の温室効果ガス濃度は増加し続けています。

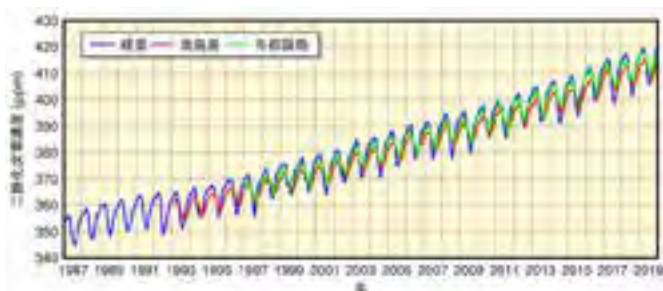


図 大気中の二酸化炭素濃度の変化

<気温>

① 現在までに観測されている変化

大気中の温室効果ガス濃度の増加が大きいほど世界平均気温上昇の割合は大きく、また、海洋上よりも大陸上で、特に北半球では緯度が高い地域ほど大きく昇温する傾向があります。気温の上昇は一様ではなく、日本の年平均

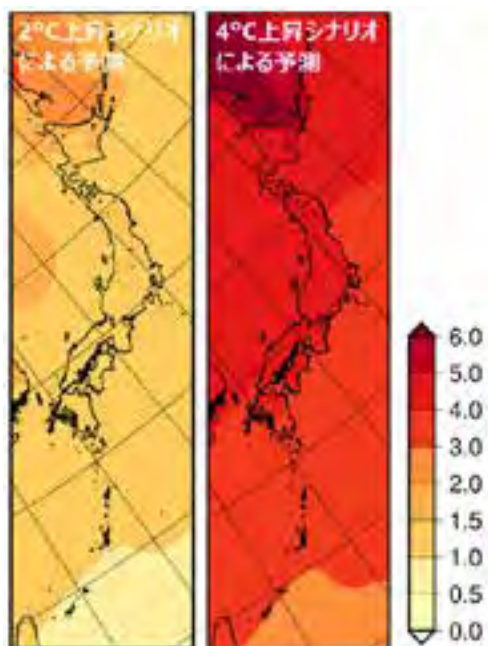


図 21世紀末の日本の年平均気温
21世紀末(2076~2095年平均)における年平均気温の20世紀末(1980~1999年平均)からの偏差

気温の上昇は世界平均よりも速く進んでいます。日本国内では、真夏日、猛暑日、熱帯夜等の日数が有意に増加している一方、冬日の日数は有意に減少しています。

② 将来予測

21世紀末の日本の平均気温は上昇し、多くの地域で猛暑日や熱帯夜の日数が増加、冬日の日数が減少すると予測されます。

<降水>

① 現在までに観測されている変化

大雨及び短時間強雨の発生頻度は有意に増加し、雨の降る日数は有意に減少している一方、年間又は季節ごとの降水量（合計量）には統計的に有意な長期変化傾向は見られません。

② 将来予測

全国平均で見た場合、大雨や短時間強雨の発生頻度や強さは増加し、雨の降る日数は減少すると予測されます。

表 20世紀末(1980~1999年平均)と比べた21世紀末(2076~2095年平均)の雨の降り方の変化(いずれも全国平均)

| | 2°C上昇シナリオによる予測 | 4°C上昇シナリオによる予測 |
|-------------------|-------------------|------------------|
| 日降水量200 mm以上の年間日数 | 約1.5倍に増加 | 約2.0倍に増加 |
| 日降水量50 mm以上の年間日数 | 約1.5倍に増加 | 約1.5倍に増加 |
| 日降水量の年間総量 | 約12% (約15 mm) 増加 | 約27% (約33 mm) 増加 |
| 日降水量1.0 mm未満の年間日数 | 約4割に減少(は平均は約1.5倍) | 約1.5倍増加 |

<降雪・積雪>

① 現在までに観測されている変化

1962年以降の日本海側における観測データからは、年最深積雪（一冬で最も多く雪が積もった量）に減少傾向が見られます。1日の降雪量が20cm以上となった日の年間日数にも減少傾向が見られます。

② 将来予測

北海道内陸部の一部地域を除き、地球温暖化に伴い、降雪・積雪は減少すると予測されます（雪ではなく雨になることが増えます）。平均的な降雪量が減少したとしても、ごくまれに降る大雪のリスクが低下するとは限らないです。

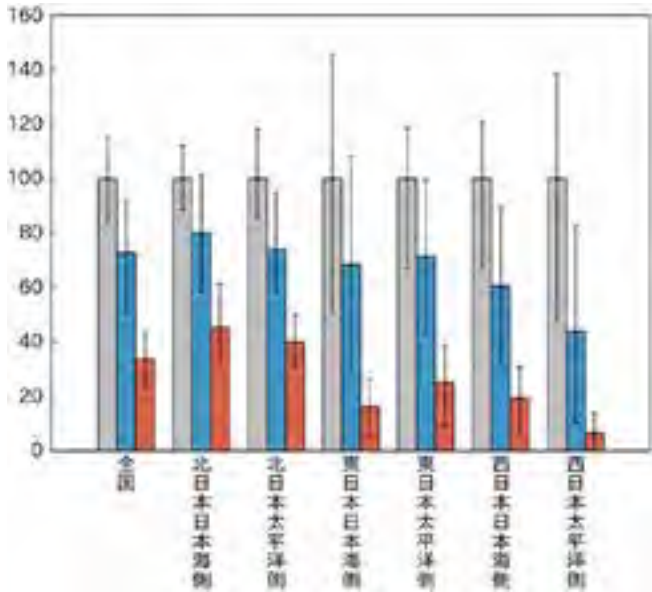


図 21世紀末の年最深積雪(%)
 現在(灰色、1980~1999年平均)を100%としたときの、
 21世紀末(2076~2095年平均)における年最深積雪量。
 青が2°上昇シナリオ、赤が4°上昇シナリオによる予測。

<台風>

① 現在までに観測されている変化

台風の発生数や日本への接近数・上陸数には、長期的な変化傾向は見られません。「強い」以上の勢力となった台風の発生数や全体に占める割合にも、長期的な変化傾向は見られません。日本付近の台風の強度が生涯で最大となる緯度は、北に移動しています。

② 将来予測

多くの研究から、日本付近における台風の強度は強まると予測されています(台風のエネルギー源である大気中の水蒸気量が増加するため)。

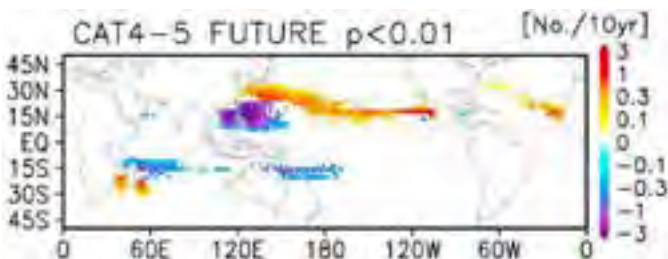


図 非常に強い熱帯低気圧の存在頻度の変化
 世界平均気温が4°C上昇した状態における、非常に強い熱帯低気圧の存在頻度の、現在(1979~2010年)からの変化(Yoshida et al.(2017)より)

<海面水温>

① 現在までに観測されている変化

日本近海平均海面水温は、1900~2019年の間に、

100年当たり1.14°Cの割合で上昇しています。これは世界平均(0.55°C/100年)よりも大きいです。

② 将来予測

21世紀末の日本近海平均海面水温は上昇すると予測されます。

表 20世紀末(1986~2005年平均)と比べた21世紀末(2081~2100年平均)の日本近海平均海面水温の変化

| | 2°C上昇シナリオによる予測 <small>(RCP2.6シナリオに基づく)</small> | 4°C上昇シナリオによる予測 <small>(RCP4.5シナリオに基づく)</small> |
|------------------------|---|---|
| 日本近海平均海面水温 | 約1.14°C上昇 | 約3.58°C上昇 |
| 【参考】世界の平均海面水温 | (約0.73°C上昇) | (約2.58°C上昇) |
| 【参考】世界の平均水温(深さ0~1000m) | (約0.35°C上昇) | (約0.82°C上昇) |

<海面水位>

① 現在までに観測されている変化

日本沿岸では、長周期の変動(自然変動と思われる)が卓越していますが、1980年以降に限れば明瞭な上昇傾向が見られます。

② 将来予測

21世紀末の日本沿岸平均海面水位(20世紀末と比較)は、世界平均海面水位と同じくらい上昇すると予測されます。

表 20世紀末(1986~2005年平均)と比べた21世紀末(2081~2100年平均)の日本沿岸平均海面水位の変化

| | 2°C上昇シナリオによる予測 <small>(RCP2.6シナリオに基づく)</small> | 4°C上昇シナリオによる予測 <small>(RCP4.5シナリオに基づく)</small> |
|---------------|---|---|
| 日本沿岸平均海面水位 | 約0.39 m上昇 | 約0.71 m上昇 |
| 【参考】世界の平均海面水位 | (約0.39 m上昇) | (約0.71 m上昇) |

在外教育施設派遣教師の募集について

国際教育課在外教育施設教職員派遣係

我が国の国際的諸活動の進展に伴い、現在、約4万人の子供たちが海外の「日本人学校」「補習授業校」で学んでいます。海外で暮らす子供たちが日本国民としてふさわしい教育を受けられるよう、文部科学省ではこれらの在外教育施設に対して、文部科学大臣の委嘱に基づき、現職派遣教師、シニア派遣教師、プレ派遣教師を派遣しています。

文部科学省では、例年4月から6月頃、新たに在外教育施設に派遣する教師の募集を行っています。日本とは異なる教育環境において、日本人学校等の中核となって教育活動を行う経験は国内では体験できない貴重な機会となります。熱意ある方の積極的な応募をお待ちしております。御参考として令和4年度及び5年度在外教育施設派遣教師の募集案内を次ページに掲載しております。御興味・関心がございましたら、次ページの募集案内及び文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

1. 現職派遣教師

各都道府県・指定都市教育委員会、国立大学法人及び学校法人に所属している教師を原則2年間（評価及び派遣元教育委員会等の了承等に応じて最大4年間）、派遣教師として在外教育施設に派遣しています。

在外教育施設に派遣される教師は、長期の研修出張扱いとなります。派遣期間中は所属元から支払われる給与に加えて、文部科学省から在勤手当及び旅費が支給されます。

現職派遣教師については、各都道府県教育委員会等から文部科学省に推薦いただくため、詳細は所属の教育委員会在外教育施設派遣教師事務担当等までお問い合わせください。

2. シニア派遣教師

義務教育諸学校の教師等の職を退職した方、又は派遣される年度の前年度末までに退職予定の教師を原則2年間

（評価等に応じて最大4年間）、シニア派遣教師として在外教育施設に派遣しています。派遣期間中は文部科学省から在勤手当及び旅費が支給されます。

在外教育施設においては、多様な学習方法・内容を通じた教育活動の充実が望まれており、多くのシニア派遣教師がその豊富な経験を生かして活躍しています。

3. プレ派遣教師

将来日本国内で正規採用教諭を目指す方を原則2年間（評価等に応じて最大4年間）、プレ派遣教師として日本人学校に派遣します。派遣期間中は文部科学省から在勤手当及び旅費が支給されます。また、教員採用試験受験のため、一年度中一回に限り、国費による日本への一時帰国が可能です。

プレ派遣教師は、日本人学校における日々の実践力向上のための指導等を通じ、帰国後は教育現場の即戦力として活躍することを期待しています。

令和4・5年度

在外教育施設 派遣教師募集



我が国の国際的諸活動の進展に伴い、現在、約4万人の子供たちが海外の「日本人学校」「補習授業校」で学んでいます。海外で暮らす子供たちが日本国民にふさわしい教育を受けられるよう、文部科学省ではこれらの在外教育施設へ教師を派遣しています。

（日本人学校：94校 [49か国 1地域]、補習授業校：42校 [13か国]）

この度、令和4又は5年度に在外教育施設に派遣する

- 在外教育施設派遣教師（現職の教師（国公私立）が対象）
- 在外教育施設シニア派遣教師（退職教師（予定を含む）が対象）
- 在外教育施設プレ派遣教師（将来日本国内で正規採用教諭を目指す方が対象）

の募集を行います。

**世界で学ぶ日本の子供たちにはあなたの力が必要です！
御応募お待ちしております。**

**特に教頭職又は中学数学、
理科の免許状をお持ちの方**

派遣期間

原則として2年間（※本人が派遣期間の延長を希望する場合には、評価及び派遣元教育委員会等の了承等の条件に応じて2年を限度として1年ごとの延長が可能です。）

派遣先

- ① **日本人学校**：海外において我が国の教育関係法令に準拠して、国内の小学校、中学校等における教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制の在外教育施設。
- ② **補習授業校**：現地校、国際学校などに通学している日本人の子供に対し、国内の小学校、中学校の一部の教科（国語、算数（数学）が中心）について授業を行う在外教育施設。

派遣区分

- ① **現職教師**
 - ・各都道府県・指定都市教育委員会等は5月～6月に域内で募集及び選考を実施し、文部科学省へ推薦を行います。
 - ・詳細は、所属の教育委員会や学校長にお問合せください。
- ② **シニア・プレ派遣教師**
 - ・4月中旬に文部科学省ホームページにて募集を開始します。
 - ・希望する方は、ホームページの内容を御確認いただき文部科学省国際教育課へ直接応募してください。
 - ・シニア派遣教師は国庫補助の対象となる同伴家族の範囲を広げる計画です。（詳細は裏面）
 - ・プレ派遣教師はより多くの方が応募できるように応募資格等を見直しています。（詳細は裏面）

給与上の処遇

- ・長期出張という身分取扱いである派遣教師に対して、給与及び諸手当は、それぞれの所属先が支給します。（現職派遣教師）
- ・文部科学省は、在外教育施設における教育の実施を委嘱することに伴い、赴任・帰国のための旅費、海外生活の特殊性を考慮した在勤手当を派遣教師に支給します。

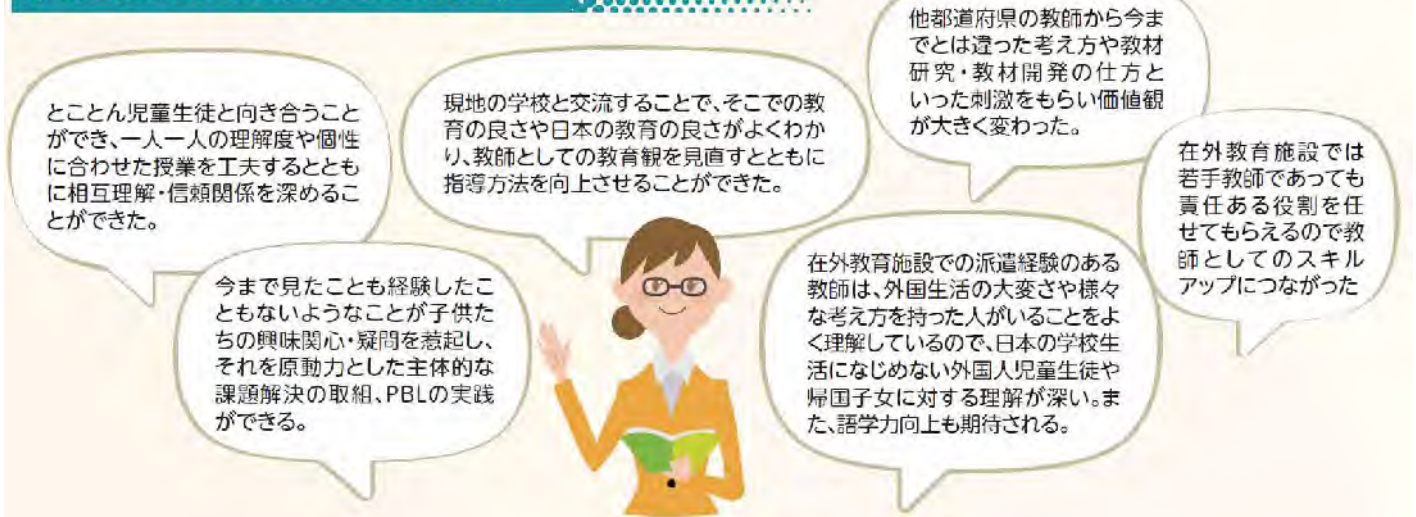
選考

- 6月13日** シニア・プレ派遣教師応募締切
※現職派遣教師は所属の教育委員会等にお問合せください
- 7月～8月** 面接試験
- 12月頃** 令和4年度派遣教師内定者として決定
- 1月中旬** 内定者等研修会
- 2月下旬** 令和4年度派遣教師として決定、令和5年度登録者として内定、選考結果通知
- 4月上旬** 渡航

身分の取扱

- ① **公立学校所属の教師**：教育公務員特例法第22条第3項に基づく長期の研修出張としています。文部科学大臣は研修出張という身分取扱いを受けた教師に対し、在外教育施設における教育に従事することを委嘱し、派遣教師はその委嘱に基づき、教育業務に専念しています。
- ② **私立学校所属の教師**：公立学校教師と同様に出張という身分取扱いを受けた教師に対し、在外教育施設における教育の実施を委嘱しています。
- ③ **シニア・プレ派遣教師**：文部科学大臣の委嘱を受けて、派遣される在外教育施設の学校運営委員会（管理運営の主体）の下に所属する職員です。
- ④ **旅券の取扱**：文部科学大臣からの委嘱に基づき派遣される教師及びその同伴家族に対しては、一部の国・地域を除いて公用旅券（国の用務により渡航する者に対して発給される旅券）が発給されます。

【派遣教師本人や教育委員会の声】



今回からの主な変更（予定）点

【現職派遣教師、シニア派遣教師】

「夫婦派遣枠」（近隣の在外教育施設がある学校それぞれの学校へ、大規模校については当該校へ派遣教師としての資格を持つ夫婦を同時に派遣）の創設

【シニア派遣教師】

国庫補助の対象となる同伴家族の対象を拡充予定（配偶者→配偶者+18歳未満に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子） ※予算の状況等によっては変更となる場合があります

【プレ派遣教師】

応募要件の緩和

- ・ 勤務経験として民間教育機関での集団経験も考慮
- ・ 年齢制限の緩和（原則29歳以下→概ね29歳以下）
- ・ 正規教諭としての採用経験のある者も応募可能
- ・ 派遣期間の変更（原則1年間、最大3年間まで延長可→原則2年間、最大4年間まで延長可）



応募に関する情報

現職派遣教師：所属の教育委員会在外教育施設派遣教師事務担当
主管課等、文部科学省Webサイト
シニア・プレ派遣教師：文部科学省Webサイト
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet)



自然災害時の文教施設における被害情報の収集及び 災害復旧に係る業務の大臣官房文教施設企画・防災部への移管について

文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付

はじめに

文部科学省では、近年の激甚化・頻発化する自然災害への対応の迅速化・円滑化を図るため、現在、文部科学省本省、スポーツ庁及び文化庁の関係局課が所掌している文教施設の被害情報の収集や災害復旧に関する業務を、令和3年4月1日より、大臣官房文教施設企画・防災部に移管しました（図1）。

1 業務移管の概要

(1) 被害情報の収集に関する業務

文部科学省が行う自然災害時の文教施設における被害情報の収集については、これまで、対象施設（学校施設、社会教育施設等）や被害の内容（人的被害、物的被害等）に応じて、その所掌する文部科学省本省、スポーツ庁及び

文化庁の関係局課が、被害が生じ、又は被害が生ずるおそれのある地域（以下「被災等地域」という。）の関係機関（地方公共団体、大学等）に対して情報提供を依頼し、当該関係局課を経由して関係機関から報告された被害情報を大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付が取りまとめていました。

今回の業務移管では、被害情報収集の迅速化・効率化を図るため、令和3年4月1日以降、自然災害時の文教施設（文化財及び独立行政法人等を除く。）における被害情報の収集は、関係局課を経由せずに、文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付が直接、被災等地域の関係機関に対して行うこととしました。また、関係機関より文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付に報告のあった被害情報については、随時、省内の関係局課とも共有することとしています。

移管される業務等(被害情報収集・災害復旧関係)

| 移管前 | | 移管される業務・事業等 | 移管後 | | |
|---------------------------|-------------|---|----------------|--------------|----------------|
| 担当局等 | 担当課 | | 担当局等 | 担当課 | 担当係 |
| 【被害情報収集関係】 | | | | | |
| 関係局課 ※対象施設、被害内容に応じて異なる | | 自然災害時の文教施設（文化財及び独立行政法人等を除く。）における被害情報の収集に関すること | 大臣官房文教施設企画・防災部 | 参事官(施設防災担当)付 | 防災調整係企画係 |
| 【災害復旧関係】 | | | | | |
| 高等教育局私学部 | 私学助成課 | 私立の学校施設の災害復旧に関すること | 大臣官房文教施設企画・防災部 | 参事官(施設防災担当)付 | 防災機能強化係津波対策推進係 |
| 総合教育政策局 | 生涯学習推進課 | 私立の専修学校及び各種学校の災害復旧に関すること | | | |
| 総合教育政策局 | 地域学習推進課 | 公立の社会教育施設(博物館を除く。)の災害復旧に関すること | | | |
| スポーツ庁 | 参事官(地域振興担当) | 公立の社会体育施設の災害復旧に関すること | | | 災害復旧係 |
| 文化庁 | 企画調整課 | 公立の文化施設及び博物館の災害復旧に関すること | | | |

図1. 移管される業務等

(2) 災害復旧に関する業務

自然災害により被災した文教施設の災害復旧については、これまで、対象施設に応じて、その所掌する文部科学省本省、スポーツ庁及び文化庁の関係局課が補助事業等を実施してきたところです。

今回の業務移管では、災害復旧に関する業務の一層の迅速かつ確かな実施を図るため、令和3年4月1日以降、関係局課が所掌している災害復旧に関する業務のうち、私立の学校施設（専修学校及び各種学校を含む。）及び公立の社会教育施設（社会体育施設及び文化施設を含む。）の災害復旧に関する業務を大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付に移管することとしました。

2 留意事項

(1) 被害情報の収集に関する業務

業務移管後の被害情報の収集及び報告の方法については、原則として、自然災害ごとに、文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付より被災等地域の関係機関の担当部局に対して、電子メールにより情報提供を依頼することとし、関係機関は所定の様式により被害情報を報告いただくこととしています。

また、対象施設や被害の内容に対応した各種支援施策については、引き続き、その所掌に応じて関係局課が担当することから、被災等地域の関係機関から文教施設企画・防災部に報告のあった被害情報を随時、省内の関係局課とも共有するとともに、より詳細な被害情報の収集・把握が必要となる場合には、従前どおり省内の関係局課から被災等地域の関係機関に確認等を行うこととしています。

文部科学省においては、自然災害時の文教施設における被害情報収集の更なる迅速化・効率化を図るため、現在、「被害情報収集システム」（仮称）の構築を目指しており、早期にシステムの運用が開始できるよう、今後、関係機関への情報提供等を検討しています。（図2、図3）

(2) 災害復旧に関する業務

国庫補助事業として行う私立の学校施設（専修学校及び各種学校を含む。）及び公立の社会教育施設（社会体育施設及び文化施設を含む。）の災害復旧事業のうち、令和2年度出納整理期間までに行う額の確定、精算払い及び令和2年度決算に係る手続については、令和3年4月1日以降も引き続き、図1に記載する業務移管前の省内の各関係局課が事務処理を行うことから、令和2年度に完了した各災害

復旧事業の実績報告書などは、従来どおりこれらの各関係局課に提出することとしています。

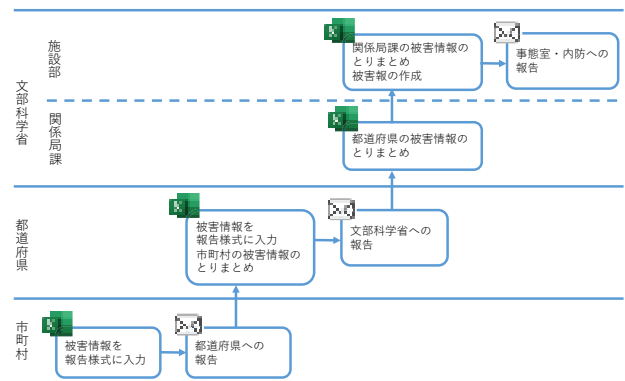


図2. 現行の被害情報収集フローイメージ

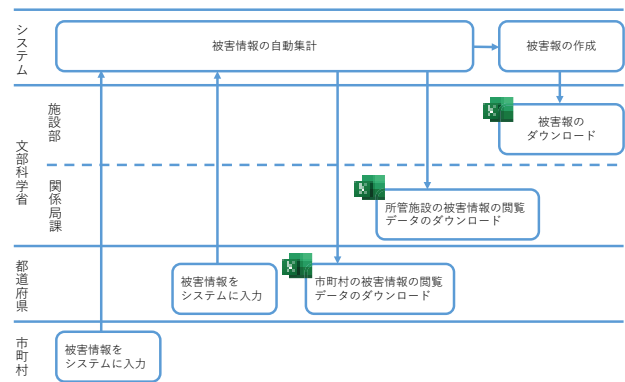


図3. システム構築後の被害情報収集フローイメージ

コロナ禍における各県の教育委員会が実施した 海外留学創出に繋がる先進的な取り組み事例について

文部科学省官民協働海外留学創出プロジェクトチーム

はじめに

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、3月以降、国を越える人の移動が規制され、国内では、感染者拡大の抑制を目的としたさまざまな制約がかかる中で、大人数での集会やイベントの実施が困難な状況であった2020年度は、学校を始めとする教育や研究、交流などの分野にも甚大な影響が及び、県や学校が従来から実施している国際交流や留学促進に繋がる諸事業には、中止や計画の見直しが迫られる1年になりました。

しかしながら、各方面の制限に対するさまざまな配慮や工夫、急速かつ広範に広がったオンライン会議システムならびに地域に存在する人的資源を有効に活用することによって、海外留学創出に繋がる国際交流プログラムの企画に対する経験知を持たない、あるいは少ないプレイヤーが現地への訪問や留学に代わる新しい取り組みを発想する起点にもなり、これまでの国際交流の形を大きく変えました。特に、ICTを活用したオンラインプログラムの実施については、PC端末とネット環境が整えば、どこにいてもプログラムに参加できる気軽さや、運営側にとっても移動に係る時間的な労力やそれに伴う費用、オペレーション上のメリットも判り、結果として、国際交流の機会を提供できる学生を増やせた事例もあります。

本稿では、従来の対面型の国際交流・留学の事業をオンラインでの運営を主にした方法での実施に置き換え、コロナ禍であっても青少年が世界との繋がりを維持し、発展させていくための先進的な事例として、徳島県教育委員会ならびに北海道教育庁の取り組みを紹介します。

1. オンライン・オフラインを活用した ハイブリッド型の取り組み 「徳島グローバルキャンプwith 英語発信トレーニング講座」(徳島県 教育委員会)

徳島県では、2013年に開始した英語による交流合宿「徳島サマースクール」を見直し、2019年から年2回(8月)、県内で1週間程度の通学型、および合宿型で英語漬けの体験学習をする「徳島グローバルキャンプ」事業を開始しています。新プログラム初年度の2019年度には80人の応募があり、参加者は、アクティブラーニングと生活を共にする時間の中で、海外から招いた外国人学生たちと国際交流を図ると共に、異文化への理解や参加者同士の友好も深めました。

一方、2回目の開催に向けた準備が始まる昨春は、4月に、新型コロナ感染の広がりに伴う緊急事態宣言が初めて発出され、日々の生活のさまざまな場面に制限がかかり、学校も一斉休校となりました。

「休校の状態が続く状況下で、2020年の夏休みが例年よりも短くなることを想定し、5月の時点で、8月の開催を予定していた宿泊型のキャンプは現実的ではないと判断し、まずは、開催時期を秋に切り替える措置を取りました。その頃は、徳島県は他県に比べると、コロナウイルス感染者がまだ非常に少なかったこともあり、キャンプに盛り込むプログラムすべてが県内で完結する内容にすれば、キャンプそのものを中止せずに実施が可能なのではないかとも考え、秋の実施に向けてプログラムをどのように再編成したらよいかについての検討を開始し、参加者募集も県内の感染状況をみながら9月に開始しようということになりました。」(徳島県教育委員会 グローバル・文化教育課グローバル人材育成担当 班長 大久保民枝さん)

プログラム再編成上での具体的な検討事項は、以下の通り。

- ・開催地および全プログラムを県内に集約
- ・宿泊型ではなく、通学型に
- ・オンラインを中心にしたオンラインとオフラインのハイブリッド型
- ・オフラインで交流するプログラムに招聘する外国人留学生は県内の大学に在籍する人に限定する
- ・オンラインプログラム中に実施する小グループごとの活動をふまえ、各々のグループの音声の入り交じりやハウリングを避けられる広い場所の確保と機器の調整が必要

オンラインプログラムの運営については、ノウハウを持つ外部機関に委託し、ネットワーク環境担当者を常駐させたシステム管理も工夫のポイントです。

「参加者がこのキャンプを通じ、自分自身の未来について考えたことをひとりひとり発表させる時間もつくりました。このキャンプの体験が、ひとりひとりにとって、今後の高校生活を送る上での指針を得るものになってくれればという期待を込めました。」(大久保さん)

これらの入念な配慮と検討に基づき、決まったキャンプは、以下の通り。

2020年度「徳島グローバルキャンプ with 英語発信トレーニング講座」

期間：2020年10月25日(日)、11月15日(日)

12月26日(土)～12月28日(月)計5日

プログラムの内容：

〔英語発信トレーニング講座〕

第1回 講義：「英語通訳案内について」

実践：徳島の観光地とアイテムの紹介

第2回 講義：「四国遍路の魅力」

実践：ALTとともに歩き遍路体験

〔徳島グローバルキャンプ〕

(1) 外国人大学生をリーダーに、小グループ単位で、テーマに沿った意見交換やプレゼンテーションをするアクティブラーニング

(2) グローバルな活動経験を持つ社会人との座談会

(3) 県内の大学に在籍する留学生と共に県の魅力を再発見する文化体験活動

〔募集人員〕40名



提供：徳島県教育委員会
オンラインで外国人大学生リーダーとグループワーク

(1) では、“Don’t be shy.”、“Don’t leave anyone behind.”、“Mistakes are OK.”をルールのもとで、「フラッグ(旗)」をキーワードとしたグループワークを実施しました。まず、導入プログラム「Explore the World」では、外国人留学生の出身国の国旗のデザインに込められた意味や文化、生活に関するプレゼンテーションをもとに話し合い、次のプログラム「Opinion Exchange」で、参加者同士がどんな世界が理想なのだろうかについて考え、続く「Flag Making & Group Presentation」で、思いを表現したオリジナルフラッグを作成し、実現のためのアクションプランをグループごとに英語で全体発表をする流れをとりました。



提供：徳島県教育委員会
出身国について紹介する留学生の話に聞き入る生徒たち

オフラインでおこなったプログラムとして、(2)では、人形浄瑠璃の分野で活躍している県内在住のアメリカ人と、アフリカで活動経験のあるJICAの国際交流員の方を招き、それぞれと対話をする体験を、(3)では、密にならないような配慮を十分にしつつ、事前に講義の中で地元徳島の魅

力やお遍路や阿波踊りのことを英語でどう説明したらよいのかについて学び、留学生と共に訪問した阿波踊り会館で、実際に阿波踊りを踊りました。



提供：徳島県教育委員会
県内の大学の留学生と遍路体験

参加した生徒たちの反応は、運営者の予想を上回る良好なもので、キャンプに対する満足度の高さが確認できた一方、運営側のふりかえりとしては、オンラインプログラムの場合、「空気感」が生まれ難い状況ゆえに、英語がわからないことを画面の向こう側の留学生に伝わらないコミュニケーションの難しさもあり、ファシリテーターを各グループに入れておく必要性や、ある程度の大人のサポートについても今後の検討する余地がありそうだという感想が出ています。特に、前年までのような「生活を共にする」宿泊型キャンプとの比較では、その場に参加している生徒同士の関わ

りがどうしても希薄になってしまうため、その補完をするためにも、オンラインだからこそできることやオンラインならではの利点や特徴をより活かせるプログラムの開発が今後の課題として挙がっています。

本年度も8月に、SDGsをテーマに据え、海外に住む学生と繋ぐオンラインプログラムとオフラインプログラムを組み合わせたハイブリッド型キャンプ（5日間を予定）を再度開催する予定があり、更なる内容の充実を期待しています。

2. 相互派遣型ホームステイプログラムをオンラインによる交流に代替 「北海道／カナダ・アルバータ州高校生交換留学促進事業」 （北海道教育庁学校教育局高校教育課）

北海道教育委員会は、1994年より、姉妹都市提携を結んでいるカナダ・アルバータ州の教育省との共催で、それぞれの地域在住の高校生10名をペアにし、お互いの家で2か月間ずつホームステイをしながら、パートナーの学校に通学し、授業や学校行事等を体験するプログラムを実施しています。このプログラムでは、まず、アルバータ州の高校生が8月に来日、北海道に2か月滞在した後、11月からの2か月間は、北海道の高校生がアルバータ州を訪問します。ホームステイ受入れ中に掛かるアルバータ州留学生の食費等の生活費や通学費は参加者家庭の負担になるかわりに、留学中に掛かる同様の経費はアルバータ州のホストファミリーが負担し、相殺になる他、国際線の往復航空運賃を対象に最大10万円まで補助金を交付するため、道内では、「参加しやすい」留学プログラムとして好評です。

対象は北海道立高等学校の1、2年生あるいは中等教育学校の4、5年生。事業開始以来、26年間に70校から208名もの高校生に留学の機会を創出してきました。

「私たち北海道教育庁は、例年通り、2月には夏からの対面交流を前提に、この事業に対する参加者募集ならびにアルバータ州教育省とのコミュニケーションを開始しました。しかしながら、コロナ禍の影響は深刻化していく状況だったため、3月上旬に、アルバータ州教育省に対し、留学期間の短縮及び実施時期の延期を申し入れました。北海道側からオンラインによる交流の可否を打診したのは6

| | 8/3 (水) | 8/4 (木) | 8/5 (金) | 8/6 (土) | 8/7 (日) |
|-------------|------------------------|---|------------------------------------|--|-------------------------------------|
| 9:30~10:20 | オープニング セレモニー | オンラインワークショップ | | | 鳴門教育大学の 留学生と 異文化交流 |
| 10:30~11:20 | ALTと 異文化交流 | 海外の学生と SDGsをテーマに 意見交換や グループワーク | | | 鳴門教育大学の 留学生と SDGsについて 意見交換 |
| 11:30~12:20 | ALTと 異文化交流と 自然体験 | 伝統 文化 体験 | 座談会 国際社会で 活躍する 講師を 囲んで | オンライン ワーク ショップの ふりかえりと まとめ | プレゼンテーション 準備 |
| 13:30~14:20 | 「渦の道」 | | | | 英語で 人形劇を 学ぶ |
| 14:30~15:20 | ALTと 文化体験 | | | | |
| 15:30~16:20 | 大塚国際美術館 | | | | |

【図1】本年度実施予定の徳島グローバルキャンプ募集要項をもとに作成

月中旬でしたが、最終的には、8月27日にアルバータ州教育省が発表したコロナ禍における学校運営のガイドライン「スクール・リエントリープラン」で、国際教育プログラムに関する規定が示され、事実上、今年度の対面での交換留学が実施できない見通しとなったため、オンラインでの交流に切り替えるということで、アルバータ州教育省と合意に至りました。

アルバータ州との交換留学事業は、道立高校の教員や生徒の認知度が高く、参加を希望する生徒が少なくないことを知っていたので、コロナ禍の状況においても、早期に中止を決定するのではなく、実施に向けて粘り強く取り組む必要があると考えていました。また、2020年はアルバータ州との姉妹提携40周年という節目の年でもありました。この事業の継続を止めずに両地域の交流をさらに発展させるという目標をアルバータ州教育省と共有できたことがオンライン交流の実現につながったのだと思います。」(北海道教育庁 高校教育課 主査 田原勇人さん)

メールやビデオ会議での協議を重ね、大枠として纏まった運営方法および内容は、両地域の高校生をペアにし、それぞれ4週間を1単位とするホスト期間とゲスト期間を設定、平日1回(15分)、週末1回(30分)の週2回、合計16回オンラインで繋がり、学校や家庭生活、趣味、文化、社会問題について話し合う形で交流を図るというもの。使用する言語は英語および日本語で、基本的にはホスト側の母語を主たる交流言語とする、交流タイムは平日、週末共、日本時間の9:00～12:00(カナダ時間17:00～20:00)、毎回のテーマは交流タイムの終盤に、アルバータ州教育省と協力して作成したテーマリストの中から次回の話題をどれにしようかと相談させる形をとり、コミュニケーションの活性化を図りました。これらの条件を纏め、実施要項に基づき、書類審査や面接選考を行い、最終的に9名の生徒の参加を決定しました。

【令和2年度高校生交換留学促進事業に係るオンライン交流プログラム実施要項】

1. 目的：カナダ・アルバータ州の高校生とオンラインで交流することにより、本道の高校生の英語力の向上を図るとともに、国際的視野を持った生徒を育成し、あわせて、道・州間の友好と親善に資するものとする。
2. 実施期間：第一期2020年11月中旬～12月中旬

- 第二期2021年1月下旬～2月下旬
3. 実施回数及び実施時間：週2回(平日15分、週末30分)
4. 実施時間帯：日本時間9時～12時
(カナダ・アルバータ州の17時～20時)
5. 使用言語 英語及び日本語(第1期ホストは北海道側、第2期ホストはアルバータ州側とする。)

〔スケジュール〕

| | |
|-------------|----------------|
| ～8月中旬 | 学校を通じて参加希望者を募集 |
| 8月下旬 | 各管内教育局による面接選考 |
| 11月上旬 | 参加決定通知 |
| 11月14日～15日 | オンライン事前交流会 |
| 11月中旬～12月中旬 | オンライン交流 第1期 |
| 1月下旬～2月下旬 | オンライン交流 第2期 |

【図2】北海道教育委員会 HP 内「令和2年度高校生交換留学促進事業に係るオンライン交流プログラム実施要項」を元に筆者が作成

プログラム運営上のさまざまな工夫の内、特に注目したのは、これまでの交換留学事業の流れを汲み、ひとつひとつのプログラムを「日本語版」と「英語版」の設定とし、すべての参加者が留学生の受入れをする「ホスト」としての立場も、派遣留学生として現地を訪問する「ゲスト」としての立場も疑似体験できるユニークなしくみになっている点です。

〔各回の交流テーマ〕

第一期：ホスト / 日本、使用主言語 / 日本語

| | | |
|-----|--------|--------------------------------------|
| 第1週 | 11/16～ | 〔日本の学校生活〕 時程、通学方法、科目、校則、行事、課外活動 |
| 第2週 | 11/23～ | 〔日本の家庭生活〕 家族の紹介、ペット、食事、家事、家族との時間 |
| 第3週 | 11/30～ | 〔生徒の地元〕 大きさ、有名なもの、親しまれている活動、祭りや行事 |
| 第4週 | 12/7～ | 興味・関心のあるテーマや特定分野のテーマなど |

第二期：ホスト / カナダ、使用主言語 / 英語

| | | |
|-----|-------|--|
| 第1週 | 1/25～ | 〔アルバータの学校生活〕 時程、通学方法、科目、校則、行事、課外活動 |
| 第2週 | 2/1～ | 〔アルバータの家庭生活〕 家族の紹介、ペット、食事、家事、家族との時間 |
| 第3週 | 2/8～ | 〔生徒の地元〕 大きさ、有名なもの、親しまれている活動、祭りや行事 |
| 第4週 | 2/15～ | 興味・関心のあるテーマや特定分野のテーマなど |

【図3】北海道教育委員会 HP 内「令和2年度高校生交換留学促進事業に係るオンライン交流プログラム実施要項」を元に筆者が作成

前述のように、本事業は全期間を2期に分け、ホスト側とゲスト側がどちらになるのかを事前に決めており、図3で示すように、各交流回で話し合うテーマについてもその場でお互いの国の場合を話し合うのではなく、常にホスト側の国の場合を取り上げるため、ひとりの参加者から見ると、同じ内容について、主に自分のことを紹介する(話す)体験と、相手のことを知る(聞く)体験をすることになります。

加えて、道教委とアルバータ州教育省の本件担当者がファシリテーターとなり、ペアになる生徒たちの初回交流の前におこなった事前交流会の実施も注目すべき工夫です。この交流会は、9組それぞれのペアに対し、15分程度の時間を設定し、円滑な交流ができるよう、生徒たちの不安や緊張の緩和をする機会という位置づけとなっています。事前に全体の進行や使用する言語、事前に話す順番を決めておく等、短い時間の中で主たる活動に割り当てる時間を最大限に使い、進行の流れも途切れないような準備や、ゲームをするアイスブレイクの実施をファシリテーターが主導するなどの細やかな配慮がありました。

| 時間 | 使用言語 | 内容 |
|----|------|--|
| 1分 | 英 | 通信状態の確認、参加者の確認 |
| 1分 | 英 | 主催者挨拶(道教委、ア州教育省)及び概要説明 |
| 2分 | 日英 | 【自己紹介】(北海道生徒→アルバータ州生徒の順で) 名前、学校、居住地、北海道向、交流を通して高めたいスキルを話す |
| 4分 | 日英 | 【アイスブレイク1 (Word Chain)】 ・活動の説明 ・デモンストレーション(運営者) ※2回実施(1回目は日本語、2回目は英語) |
| 4分 | 日英 | 【アイスブレイク2 (Witness)】 ・活動の説明 ・デモンストレーション(運営者) ※2回実施 (1回目は出題は日本、2回目はカナダから) |
| 6分 | 日英 | 【プレゼンテーション「私の好きなこと」】時間:1人2分以内 ・発表方法:発表者は母国語でプレゼン、終了後、パートナーが相手の言語で質問、運営者が英語で質問。 ・準備:スライド、パフォーマンスをする場合は必要な物品等 ・発表順:アルバータ州生徒→北海道生徒 |
| 1分 | 日英 | 【挨拶】1回目の交流日時の確認と挨拶 |

【図4】事前交流会の運営進行表
北海道教育委員会HP内「令和2年度高校生交換留学促進事業に係るオンライン交流プログラム実施要項」を元に筆者が作成

その他、北海道の生徒たちに対し、学校での交流時には、学校の様子や施設を画面で紹介をするよう促したこと、家での交流の際には、家族にも可能な範囲で加わって頂けるような協力依頼も図り、バーチャルなホームステイや学

校訪問の雰囲気が伝わるよう配慮をしたこと、交流タイム中に不具合等があった場合にいつでもサポートに入れる備えとして、各ペアが交流を図るビデオ会議のオンラインアドレスを運営側が集約し、学校と連携を図っておく一方、事前交流会以降の交流タイムでは、生徒たちがリラックスした状態で対話ができることを最優先に、不要な介入はしないというスタンスをとったことも参考にしたいポイントです。参加した9名の生徒の中には、日本の友達を伴ってオンラインに入り、友好の輪を拡げていたケースもあり、自由な交流を大いに楽しんでいました。



提供:北海道教育庁学校教育局高校教育課

事業実施後のアンケートでは、参加した9名全員が「英語力が向上した」、「パートナーとの交流を今後も続けたい」、「パートナーの住む地域に対する理解が深まった」と回答、これらの結果は、現地を訪問あるいは受入れをする対面交流が困難な状況であっても、オンライン交流には自身の成長を感じ、カナダや異文化への関心および留学意欲の向上に繋がる体験の創出が可能であることを示しているといえましょう。

一方、「毎回の時間設定の長さが短かった」、「もっと長く繋がらなかった」という意見や、第二期の開催期にコロナの関係で変更になった期末考査の時期が重なり、日本の生徒にとってはこの両立が負担になったという報告、両国間の時差から日本の日中とカナダの夜間の設定での交流になったため、日本の生徒の平日は学校から、週末は家から交流する状況であったことに対し、カナダの生徒は常に家庭からのアクセスだったために、日本の生徒からは「カナダの学校を見てみたかった」という声も挙がっています。



提供：北海道教育庁学校教育局高校教育課



北海道教育委員会 HP
高校生交換留学促進事業：カナダ・アルバータ州↓

文部科学省では、全国のオンライン国際交流事例を収集し、文部科学省公式サイトに公表しています。ここに紹介した2例の他、SDGsに関する議論や発展途上国支援につながる取組み、文部科学省事業「アジア高校生架け橋プロジェクト」の招聘生との来日前からの交流の取組み等、さまざまな特色のある事例を紹介していますのでご高覧ください。



文部科学省 HP：高校生の留学等を通じたグローバル人材育成のための取組→

トビタテ!留学 JAPAN 公式サイト「自治体・教育委員会のみなさまへ」ページでも、全国の留学促進の好事例等関連する情報を閲覧することができます。



新たな広報プロジェクト「専修学校 #知る専」スタート! ～専修学校の「いま」を知る あなたの「未来」がここにある～

総合教育政策局 専修学校教育振興室 濱野 怜

「専修学校 #知る専」とは?

令和3年3月9日、萩生田文部科学大臣が、専修学校に関する新たな広報プロジェクトである「専修学校 #知る専」の立ち上げを発表し、取組がスタートいたしました。

「専修学校 #知る専」は、地域の中核的人材や専門職業人の養成機関として重要な役割を果たしている専修学校の魅力を、中高生や教職員、保護者など多くの方に知っていただくために、特設のポータルサイトやYouTubeチャンネル、Twitter、メルマガを新設し、これらをつなぎつけて、専門学校や高等専修学校の情報発信を強化するものです。

もちろん、文部科学省からお届けする情報もありますが、中心となるのは専門学校・高等専修学校や生徒から投稿される動画や記事の掲載です。つまり、「専修学校 #知る専」は、専修学校の方々と文部科学省とで作る「参加型」の新しい形の広報プロジェクトと言えます。



「専修学校 #知る専」の立ち上げの背景

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は全国の専修学校の教育活動にも多大なる影響を及ぼしました。

そのような混乱の中、私たちの下にも、例えば、

- ・ITスキルを有する教職員が必ずしも多いとは言えない中で遠隔授業をどのように導入すればよいか、
 - ・感染リスクを抑えながら、教育活動の質を維持するために、どのような工夫が考えられるのか、
 - ・コロナ禍で社会人の学び直しのニーズが高まると予想される中、社会人学生受入れのヒントはないか、
 - ・オープンキャンパスの開催が難しい中、高等専修学校ではどのような教育が行われているのか、
- などの現場からの様々な声を踏まえ、専修学校オンラインセミナーという動画シリーズを公開しました。

この取組の最大の特徴は、文部科学省が動画を制作したのではなく、予め当室で設定したテーマに基づき、御協力いただいた各専修学校にて動画を制作いただいた点にあります。要所を抑えた良質な動画を作成いただき、多くの専修学校の参考となる取組事例集となりました。

この取組を発展させ、「専修学校 #知る専」では、設定したテーマを踏まえた動画や記事を広く募集し、提出のあった学校の動画等を特設サイトに掲載する仕組みを導入することにしました。



また、民間の調査によると、コロナ禍で、高校生が進路や進学先を検討するツールとして、SNSを活用する割合が7割を超えていることや、8割を超える高校の教員が、生徒に対し、オンラインでの進学先情報収集の指導を実施又は実施予定であることが明らかになっています。つまり、

高校生が進路選択するに当たり、SNSをはじめとするオンライン上での情報がこれまで以上に重要になっています。さらに、専修学校についての情報が必ずしも十分に中高生に届いておらず、例えば、専門学校進学者は、入学した学校のことを初めて知った時期が、大学進学者と比べて遅いことも民間の調査で指摘されています。



加えて、当室で専門学校の生徒からヒアリングを行った際にも、高校生が親しみやすいWebサイトを制作するなど、専門学校の実態を知らせる情報を提供してほしいとの提案をいただいたところです。



このような背景から、オンライン上で必要な情報をワンストップで提供するとともに、中高生にとって身近で日常的に使用しているInstagramやTwitterなどのSNSを活用して情報発信を強化することにしました。



ポータルサイト「専修学校 #知る専」のコンテンツ

本プロジェクトの中核となるポータルサイトの主なコンテンツは以下のとおりです。



- ・「専修学校って何?」
…専修学校で学べることやその仕組みなどをわかりやすく解説しているほか、専門家による専門学校の対談動画なども掲載しています。



- ・「学校ムービー」「学校記事」「仕事ムービー」「仕事記事」
…主に専修学校が制作した、特色ある教育活動の様子や卒業生から見た仕事の面白さなど、テーマ別の動画や記事をご紹介します。



・その他

…「#知る専応援サポーター」のインタビュー動画や専門家の対談動画などを掲載



「専修学校関係者向け」ページから、新たな記事を投稿することも可能です。

<https://shirusen.mext.go.jp/>



「#知る専応援サポーター」からの情報発信!

また、「専修学校 #知る専」を効果的に発信するため、専修学校を卒業した後、それぞれの分野の第一線で活躍されている方で、本プロジェクトの推進に御理解と御協力をいただくことができた8名の方に、「知る専応援サポーター」にご就任いただいております。

具体的には、自動車整備士や美容師、保育士、デザイナー、映画監督などとして御活躍いただいている方を、そ

れぞれの分野の専修学校団体等からご推薦いただき、応援サポーターに御就任いただいておりますが、今後さらに幅広い分野で御活躍されている方々に広げていくことを予定しております。

応援サポーターの皆さんには、インタビュー動画への出演などを通じて、専修学校の魅力を伝えていただいたり、中高生へのメッセージをいただくことはもちろん、SNS など様々な媒体で発信いただくことにより、本プロジェクトの周知や活性化に力強いご尽力をいただけるよう期待しております。



メールマガジン創刊!

この取組の一貫として、専修学校の教職員の皆様や、中学校・高等学校の教職員の方々をはじめ、専修学校教育に関心を寄せていただいている全ての皆様に対し、専修学校教育に関するホットな情報を直接お届けするため、メールマガジンを創刊することといたしました。専修学校教育に特化したメールマガジンは初めての試みとなります。

本メールマガジンでは、専修学校関係者や有識者によるリレーコラム、イベント情報、ポータルサイトの新着情報、閲覧件数の多いコンテンツの紹介、文部科学省の委託事業の成果や新型コロナウイルス感染症に係る通知など行政からの情報などを整理してお届けしています。

なるべく多くの方にお読みいただきたいので、是非、周囲の方にも広めていただけると幸いです。

更新頻度は概ね月1~2回程度としております。細く長く続けられるよう、皆さまからのお声も聞きつつ、お届けする内容についても工夫改善してまいります。

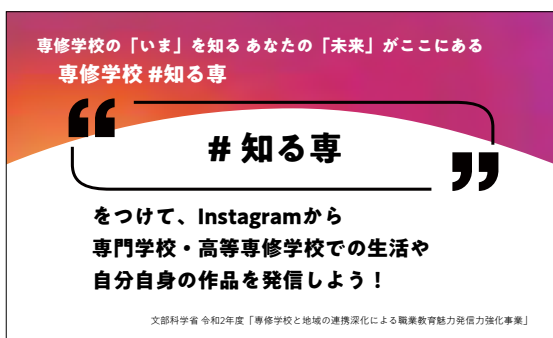
登録は本サイトからできますので、ぜひ本メールマガジンへの登録もご検討ください。

今後の予定について (ロゴマークの募集ほか)

今後（令和3年度）の「専修学校 #知る専」の展開ですが、専修学校の生徒や教職員がInstagramでハッシュタグ「#知る専」をつけて投稿すると特設ポータルサイトに連動して掲載される仕組みを導入する予定です。また、7月中旬～8月末（予定）にかけて、専修学校生に対し、本プロジェクトのロゴマークを募集いたします。最優秀作品は、ポータルサイトをはじめ様々な場面で実際にロゴマークとして使用されます。専修学校の生徒の皆さんには是非、奮ってご参加いただきたいと思っています。

各教育委員会の皆さん、各学校の先生方におかれましても、本プロジェクトのサイトを通じて、専修学校についてご理解いただけますと幸いです。

最後になりましたが、今後も私ども専修学校教育振興室では、専修学校教育の発展・充実のために努力してまいりますので、どうぞよろしくお祈りいたします。



※そのほかにも多くの情報を掲載しています！

まずは下記 URL をご覧ください！

【YouTube チャンネル「知る専チャンネル」】

ポータルサイト「専修学校 #知る専」でご紹介した「学校ムービー」「仕事ムービー」は、こちらのYouTube チャンネルにまとめてあります。

<https://www.youtube.com/channel/UCzqZYCFzXM0zrfAHToeNVXA/featured>



【Twitter「専修学校 #知る専」】

主に専修学校を卒業した後のキャリアについて発信しています。ポータルサイトの更新情報等もリアルタイムで発信し

ますので、是非フォローをお願いします！

https://twitter.com/senshu_shirusen



教育長紹介



千葉県

とみづか まさこ
富塚 昌子

「県と市町村の連携や、学校と家庭、地域のつながりを大切にし、千葉県の教育・文化、スポーツの発展に向けて、誠心誠意、全力で取り組んでいきたい。」と抱負を語る。

また、「子供たちが『千葉に生まれ、この学校で、この先生に出会えてよかった。自分の子供もここで育てたい。』と思ってもらえるよう、教育委員会や地域の方々の力を学校に集結し、千葉の教育の力を最大限高めていくことが使命であり、第3期教育振興基本計画に基づく各種施策の一層の推進を図りたい。」と意欲を示す。

昭和60年千葉県庁に入庁。千葉の魅力担当部長、環境生活部長などを歴任し、本年4月に教育長に就任。59歳。

(千葉県教育庁企画管理部教育総務課長 中西 健)



富山県

おぎの よしこ
荻布 佳子

「子どもたちが安心して生き生きと学び、成長できる環境づくりに組織の力を最大限に生かして取り組む」と抱負を語る。

「教育環境のデジタル化を推進し、教育の充実につなげたい。また、国に先行した35人学級の小学校全学年での導入や教員の働き方改革も着実に進めたい。」と意欲を示す。

昭和61年富山県庁に入庁。厚生部児童青年家庭課長、知事政策局課長、生活環境文化部次長・高志の国文学館副館長、商工労働部次長、議会事務局長などを歴任。本年4月に教育長（女性初の教育長）に就任。57歳。

(富山県教育委員会教育企画課長 松井 邦弘)



岐阜県

ほり たかお
堀 貴雄

「身体と心の両面から、一人残らず子どもたちの命を守り、そして夢を育てたい」と抱負を語る。

その上で、「約20年間の教員生活で培った経験を判断の基準として、対話やコミュニケーションを大切にした教育政策を推進する。また、コロナ禍での対応も踏まえ、『現状維持は後退である』という意識で、社会の変革に適応した学校づくりを進めたい」と強い意欲を示す。

昭和60年に岐阜県立高等学校教諭となり、県立不破高等学校長、県教育委員会事務局教育次長を経て、本年4月に教育長に就任。60歳。

(岐阜県教育委員会教育総務課長 松本 順志)



大阪府

はしもと まさし
橋本 正司

「大阪のすべての子どもたちが様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を自ら切り拓いていけるよう、大阪の教育力の向上に向け、市町村教育委員会や学校現場、私立学校などの関係者と密接に連携し、ともに知恵を出しながら、一丸となって子どもたちの学びや成長をしっかり支えたい」と抱負を語る。

「魅力ある学校づくりの推進をはじめ、一人一台端末などICTを活用し、子どもたち一人ひとりの状況に応じた学びの充実、支援が必要な児童生徒の教育環境の整備などに全力で取り組んでいく」と意欲を示す。

昭和59年大阪府庁に入庁。財務部次長、教育次長、私学監、危機管理監などを経て、本年4月に教育長に就任。60歳。

(大阪府教育庁教育総務企画課長 仲谷 元伸)



鳥取県

あしば ひでき
足羽 英樹

「変化が激しい予測困難な時代にあって、自ら課題を見つけ、学び、探究し、考え、判断して行動することで、よりよい社会づくりに貢献できる力、すなわち『生きる力』を育成することが教育の責務である。『人』との関わりの中で、子どもたちが自分の生き方を見つけ、『ふるさと鳥取県』に誇りと希望を持った人生が送れるよう取り組んでいきたい。」と抱負を語る。

また、「コロナ禍であっても感染防止対策の徹底を図りながら、『学びを止めない』を合言葉に、子どもたちの健やかな学びを確保していきたい。」と強い思いを語る。

昭和61年、鳥取県立高等学校教員として採用。県立倉吉西高等学校長、参事監兼高等学校課長、参事監兼教育人材開発課長、教育次長などを歴任し、本年4月に教育長に就任。57歳。

(鳥取県教育委員会事務局教育総務課参事 小谷 智子)



山口県

しげよし たけし
繁吉 健志

「未来の山口を担う子どもたちが、たくましく生き抜いていくことができるよう、本県教育の特色を生かした、山口県らしい教育を推進していきたい」と抱負を語る。

また、「全国に先駆けて全公立学校にコミュニティ・スクールを導入していることや県立学校への1人1台タブレット端末の整備が完了している環境を最大限に生かし、本県の誇る「地域教育力日本一」の取組をさらに充実させ、各教職員の力を結集して、子どもたちの可能性を広げる学校づくりを進めたい」と強い意欲を示す。

昭和60年に山口県庁に入庁。教育政策課長、土木建築部審議監、総務部次長、教育次長、副教育長などを歴任し、本年4月に教育長に就任。60歳

(山口県教育庁教育政策課長 田中 純)



福岡県

よしだ のりとし
吉田 法稔

「子どもが未来社会の創り手となるために、学力・体力の向上、豊かな心の育成、学ぶ意欲やチャレンジ精神など子どもの成長の原動力となる人格的資質を育てる『鍛ほめ福岡メソッド』の展開などの施策を引き続き推進していく。さらに、施策の実施において新たな観点や現状に合わせた手法を積極的に取り入れ、従来の取組をより一層発展させる。また、コロナ禍で芽生えたICT活用などの「新しい教育様式」の芽を大きく育てていきたい」と意欲を示す。

昭和57年福岡県入庁。教育振興部長、教育企画部長、副教育長などを歴任し、本年4月に教育長に就任。61歳。

(福岡県教育庁総務企画課長 池松 峰男)



長崎県

ひらた しゅうぞう
平田 修三

これまでの行政経験から、「大きな目的に向かって進むときには『旗』を掲げることが肝要だ。明確なビジョンを示すことで人やものが集まり、やがて大きな成果を生み出す。」と信念を語る。

Society5.0の実現など、社会の在り方が大きく変化する中、子どもたちの未来を切り拓く力を育てるために、「まずは我々が変化や失敗を恐れず、挑戦し続けていくことが大切だ。」と意欲を示す。

昭和60年長崎県庁に入庁。水産部次長、産業労働部長、総務部長、統轄監などを歴任し、本年4月に教育長に就任。59歳。

(長崎県教育庁総務課長 桑宮 直彦)



仙台市

ふくだ ひろゆき
福田 洋之

「子どもたちが人生を拓く基盤となる、豊かな心・確かな学力・健やかな体をバランスよく育成し、いじめ防止や不登校対策など、子どもたち一人ひとりに丁寧に向き合い、教職員が力を十分発揮できる環境づくりに注力したい」と抱負を語る。

「教育は未来を切り拓く人を育てるという大きな役割を担っている。現場の状況をつぶさに把握し、多くの声を聞き、常に未来志向で取り組みたい」と意欲を示す。

昭和60年仙台市に採用。教育局総務企画部長、子供未来局長、財政局長などを経て、本年4月に教育長に就任。59歳。

(仙台市教育委員会事務局総務課長 柴田 由紀)



新潟市

いざき のりゆき
井崎 規之

「教育行政は、コロナ禍やICT技術の進歩など社会の変化に適確に対応し、一人ひとりが社会の一員として豊かな人生を歩んでいくことができるよう、これまで以上に幅広い視点で取り組んでいく必要がある」と意欲を示す。

また、「これまで新潟市が取り組んできた『学・社・民』の融合による教育を実践し、人づくり、地域づくり、学校づくりを通して、学校教育、社会教育の充実を図り、新潟市教育ビジョンが目指す教育を実現していきたい」と抱負を語る。昭和61年、新潟市に採用。政策企画部政策監、地域・魅力創造部長、総務部長等を歴任し、本年4月に教育長に就任。58歳。

(新潟市教育委員会事務局教育総務課長 渡辺 和則)



京都市

いなだ しんご
稲田 新吾

「1人1台のPC端末活用は、本市教育理念の『一人一人の子どもを徹底的に大切に教育』のより一層の具現化と、子どもたちの学びと人権の保障に繋がる」と、その最大限の活用に向け意気込む。さらに「個に応じた学びの推進はもとより、それが学びの孤立化に繋がらないよう、京都ならではの伝統文化体験（茶道・華道等）・自然体験活動等の体験的・協動的な学びと、ICT活用のベストミックスを目指す。そして、ウイズコロナ・ポストコロナ時代においても、明治維新时期に京都の町衆が教育に未来を託した情熱を受継ぎ、本市の市民力・地域力・文化力を生かしたこれからの150年に繋がる、令和の番組小学校を創造する」と決意を語る。

昭和62年京都市教育委員会事務局に採用。同事務局総務部長、教育次長、教育政策監などを経て、本年4月に教育長に就任。58歳。

(京都市教育委員会事務局総務部総務課長 福知 賢治)



堺市

ひわたし まどか
日渡 円

「『進取』と『無謬』という言葉を大切にしながら、変化することが常態であるという意識のもと、これまでの慣例にとらわれることなく、子どもたちのため、学校のため、ひいては社会のために何ができるのかを考えながら行動することが大事である。学校園が持つ力を最大限に発揮できるように、家庭・地域と協働しながら、新たな時代を担う子どもたちの育成に尽力したい」と抱負を述べる。

昭和54年に宮崎市公立学校職員として採用。宮崎県五ヶ瀬町教育長、兵庫教育大学大学院教授、大津市教育委員、大津市教育長、兵庫教育大学学長特別補佐などを歴任し、本年4月に教育長に就任。64歳。

(堺市教育委員会事務局総務部教育政策課長 永木 里恵)

人事異動あいさつ



**初等中等教育局
参事官 (高等学校担当)**

あびこ こうせい
安彦 広斉

4月1日付けで、高等学校担当の参事官を拝命いたしました。

前職は、同局視学官（兼）高等学校改革推進室長として、グローバル人材育成や地域との協働による高校教育改革の事業などを担当しておりました。

これまで、教員の養成・免許、教員採用・研修などの教員政策やインターネット普及以前から教育の情報化政策などを中心に担当し、学校種としては、幼稚園から大学院まで担当させていただきました。

そうした経験からも、高校段階での教育が果たすべき役割の重要性について、日々その想いを強くしているところです。幼・小・中と教職員の皆様が真摯に取り組んできたこと、子供たちが積み重ねてきた学びをしっかり受け止め、成人としての次のステップにつなげていく上でも高校段階の教育はとても大切です。

令和4年度からスタートする新高等学校学習指導要領を基に、22世紀まで生きるすべての高校生たちが真に必要な力を身に付けられる学校現場であり続けられるよう、全力でサポートしてまいります。皆様方の御指導、御鞭撻、現場の声の御提供をよろしくお願いいたします。



文部科学省初等中等教育局企画官、(併)学びの先端技術活用推進室長、(併)国際企画調整室長、(併)GIGA StuDx推進チームリーダー

いたくら ひろし
板倉 寛

4月1日に、初等中等教育局企画官を拝命しました。これまで、初等中等教育分野では、教育課程課係長、島根県教育委員会総務課長、特別支援教育課課長補佐、初等中等教育企画課課長補佐等を経験してまいりました。直前の2年間は、教育課程企画室長として、新学習指導要領の着実な実施、新型コロナウイルス感染症下での学習支援等に取り組んでまいりました。この大変厳しい状況の中、懸命に取り組んでおられる学校教育関係者の皆様に、この場を借りて心から感謝を申し上げます。皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。



初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室長(命)初等中等教育政策戦略室長(命)高等学校連絡調整官

しらい しゅん
白井 俊

4月1日付けで、初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室長（命）初等中等教育政策戦略室長（命）高等学校連絡調整官を拝命いたしました。前職では、独立行政法人大学入試センターに出向し、大学入学共通テストへの移行に携わってまいりました。

初等中等教育に関する分野では、徳島県教育委員会や OECD（経済協力開発機構）に出向したほか、2年前まで教育課程課において、学習指導要領の改訂や学習評価の枠組み作りに携わってまいりました。一人でも多くの子ども達が、より充実した学校生活を送ることができるよう取り組んでまいりますので、御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

昨年度を振り返って

自分は中学校、教育委員会での勤務を経て、昨年度より文部科学省での派遣研修、東京での暮らしも2年目を迎えた。昨年からのコロナ禍での新しい生活様式にもかなり慣れてきたように思う。ここでは、東京生活で感じた事などを書かせていただこうと思う。

まず、東京で生活をして感じたことだが、方角が分からなくなることである。田舎育ちの自分としては、これまで自然と海や山を方角の目印として生きてきた。東京の街並みはビルに囲まれ地下鉄の駅から地上に出た途端、方向感覚を失う。また、健康のために最近、帰宅時に一駅分歩くことを日課にしているが、昨年4月の緊急事態宣言の中、人も車もない銀座の街を見ることができたことは貴重な体験だったと思う。

学校で勤務していた頃、尊敬する先輩に言われた「教師は、四季を感じることでできる素晴らしい仕事だ」という言葉を思い出す。春は卒業式や入学式、夏は部活動の大会、秋は体育祭や文化祭、冬は修学旅行等々、行事によって季節を感じるのが日常だった。学校現場を離れ数年になるが、季節の移り変わりを感じる機会が少なくなったような気がする。教師という仕事のやりがいは様々あると思うが、仕事を通して四季を感じるができることは幸せなことだ。

最後に、年末年始を静かな東京で過ごしたことも貴重な思い出のひとつとなった。そんな寂しい年末年始、地元からのこんなメッセージに支えられた。

『ばかたれっ!!

ふっ、ふっ……いきなり取り乱して大変失礼しました。広島県観光連盟です。実はわたしたち、東京に住む同郷のみなさんへ、「帰っておいで」と帰省応援のメッセージをお届けする予定でした。でもまたコロナウイルスのせいで、お蔵入りに……。一体いつになったらみんなに安心して帰っておいでと言えるのか。本当に寂しくて、悔しい想いです。だから、今回ばかりは叫ばせてくれませんか。コロナウイルスのばかたれっ!! わしらは負けんけえー!!!!…って。東京に暮らしている広島人のみなさん、なかなか会えんのは寂しいけれど、こっちはこんな感じで元気にやっとなるよ。みなさんの帰る場所は、絶対、無くなりゃあせん。じゃけえもうひと踏ん張り、一緒に頑張ろうや。また会えるのを、待っとるけえ。』

(出典：広島県観光連盟 <https://www.hiroshima-kankou.com/news/809>)

(T. M)

あとかき

■ 特集では、「1人1台端末環境下における先端技術・教育データの利活用について」、「義務標準法の一部改正等について」、「人権教育を取り巻く諸情勢について」の3本を掲載しております。

■ 調査・統計資料として、「国立の教員養成大学・学部及び国私立の教職大学院の就職状況等について」、「令和元年度学校教員統計調査」の報告について」の2本を掲載しております。

■ シリーズでは「地方発!我が教育委員会の取組」として、茨城県行方市・奈良県宇陀市・滋賀県草津市・宮城県女川町・徳島県佐那河内村・熊本市・堺市・茨城県つくば市の各教育委員会から、取組のご紹介をいただきました。

また、「学校、地域が活性化!地域とともにある学校づくり」として、岡山県早島町教育委員会から、「学校における働き方改革」として、鳥取県教育委員会から、それぞれのテーマに沿った取組のご紹介をいただいております。

なお、4・5月号まで「学校事務を核に広がる!!学校マネジメント」として掲載していたシリーズを、本号より「学校における働き方改革」と名称変更いたしました。

■ お知らせとしましては、「21世紀末の日本の気候はどうか? 「日本の気候変動 2020」」、「令和4・5年度在外教育施設派遣教師の募集について」、「自然災害時の文教施設における被害情報の収集及び災害復旧に係る業務の大臣官房文教施設企画・防災部への移管について」、「コロナ禍における各県の教育委員会が実施した海外留学創出に繋がる先進的な取組み事例について」の4点について掲載しております。

■ 教育長紹介では、今年度より各都道府県・指定都市において新規に就任された教育長の皆様をご紹介しております。7月号にも引き続き掲載させていただく予定です。

■ 人事異動あいさつとして、4月より着任しました初等中等教育局参事官以下3名のご挨拶を掲載させていただきました。

■ 4・5月号との関係により、本号では内容がとて多くなり、お読みいただく際にはお手数おかけいたしますことをお詫びいたします。

■ めまぐるしいスピードで変化してゆくこの社会情勢のなかにあつて、本誌が子供たちの学びの質の保障への一助となりますことを願っております。

「教育委員会月報 令和3年6月号 No.860」

- ・発行・著作 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
- ・〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
- ・TEL : 03-5253-4111(代表)
- ・URL : <https://www.mext.go.jp>



文部科学省